

**第2期**  
**由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画**

～みんなでつくろう！

誰もが安らげる福祉のまち 由布市～

平成25年3月

由 布 市  
由布市社会福祉協議会

## 「誰もが安らげる福祉のまちづくり」を目指して

日本国中が驚愕し、涙した東日本大震災から2年が経過しました。

不自由な生活を送りながらも被災者たちは生まれ育った地域の復興と生活の平穏を願って、相互のつながりを強め、支えあいの絆を深めながら、支援を必要とする人たちを支えてきました。



一方、私たちの周囲では都市化の進展による核家族化、価値観や生活スタイルの多様化に伴う個人主義の広がりなどから地域での住民相互の社会的つながりが希薄化し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・多様化してきています。

私たちは東日本大震災に学び、改めて地域のつながりや支えあいの重要性を再認識するとともに、私たち地域住民が地域福祉活動に主体的にかかわる「新たな支えあい」の仕組みづくりを力強く進めていかなければならないと感じました。

このような地域福祉におけるさまざまなニーズや課題に対応し、誰もが安らげる福祉のまちづくりを進めるため、由布市では社会福祉協議会と共同で『第2期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定しました。

本計画は、地域住民自らが地域福祉の担い手として積極的かつ主体的に参画する「自助」の考え方を取り入れ、地域における健康・福祉の課題を中心に、共に支えあう「共助」の考え方を強め、また行政（市・社会福祉協議会）の担う役割を「公助」として明記し、新たな支えあいとして、より効果的に福祉施策を発揮させるための指針となっています。

今後は、本計画の基本理念である「誰もが安らげる福祉のまちづくり」の実現を目指し、市民の皆様と地域の各種団体・社会福祉協議会とともに、地域福祉の推進に積極的に取り組んでまいりますので、市民皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましてご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査への回答や、関係団体ヒアリングで貴重なご意見をいただきました市民の皆様、並びに関係者の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成25年3月

由布市長 首藤奉文



## 「心豊かに暮らせる社会の実現」 地域福祉の推進に向けて

急速な少子高齢化の進行に加えて、地域社会における絆の希薄化を背景とした高齢者の孤立化や児童虐待、ひきこもり等様々な地域課題が浮き彫りになるとともに、問題が多様化・複雑化しています。また、東日本大震災をはじめ昨年は九州北部豪雨災害による被害が発生し、由布市湯布院町においても甚大な被害を受けました。このような時、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられている由布市社会福祉協議会として、より一層の活動推進が必要であります。本会では、行政と強く連携するため「由布市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」・「福祉避難所に対する支援に関する協定」を由布市と締結して災害時の体制が整ってまいりました。



平成20年度より推進してまいりました「由布市地域福祉活動計画」が5年を経過しましたので、このたび行政計画である「地域福祉計画」とあわせて、社会福祉協議会の活動計画である「地域福祉活動計画」を一体的にして、「第2期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画は、社会福祉協議会と行政が地域福祉推進に率先して取り組むため、さまざまな具体的事業を掲げ、年次計画に基づき推進する計画となっております。

今後は、この計画をもとに、市民の皆様や地域の各種団体、行政と協働して、地域福祉活動の更なる推進に取り組んでまいり所存です。計画策定にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成25年3月

由布市社会福祉協議会 会長 佐藤哲紹



# 目次

## 【第1部 総論】

第1章 計画策定にあたって	1
第2章 由布市の地域福祉を取り巻く現状	6
第3章 計画の基本方針	32

## 【第2部 各論】

基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり	37
基本目標2 支えあいのしくみづくり	48
基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり	53
基本目標4 安心安全なまちづくり	63

## 【第3部 計画推進に向けて】

1 市民との協働	69
2 市と社会福祉協議会との連携	69
3 計画の進行管理	69
4 計画内容や進捗状況の周知	69
5 社会福祉協議会・行政の主な具体的施策の年次計画	70

## 【資料編】

1 計画策定の経緯	75
2 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	76
3 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	78
4 地域福祉についてのアンケート調査結果概要	79
5 用語解説	92



# 第1部 総論



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化、地域の過疎化、都市化の急速な進展や核家族の増加、また、価値観や生活スタイルの多様化に伴う、個人主義の広がりから、地域でのつながりが希薄化してきています。このような状況の中、求められる福祉ニーズが多様化しており、従来の福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっています。

このため、これからの地域社会のあり方としては、公的な福祉サービスの充実だけではなく、地域でお互いに助け合いながら、安心して暮らせる社会のしくみづくりが必要となっています。

地域福祉とは、すべての市民が互いに人権を尊重し、生活の中心である地域において助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活ができるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政機関などがそれぞれの役割を果たしながら助け合い、地域の課題に対して、よりよい方策を見出していくというのが地域福祉の基本的な考え方です。

平成18年度に策定した由布市総合計画(計画期間:平成19年度～平成27年度)では、本市が目指す将来像を「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」と定め、思いやりの心を結ぶ住み良いまちを目指すために、隣近所のつきあい、ふれあいにより、「お互いに助け合っていく」という地域自治コミュニティの意識を構築し、地域全体で福祉や環境、教育、防犯、防災など様々な問題に協力して取り組み「相互扶助の精神」を大切にしたい、顔が見える地域コミュニティづくりを推進しています。

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災では、家族のみならず、地域に暮らす人々の助け合いや支え合いといった地域の「絆」の大切さが再認識されました。この地域の「絆」をより深め、「相互扶助の精神」を培っていくことが、地域福祉の充実を図っていくうえで、大変重要な視点であると考えます。

本市では、平成20年3月に第1期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しておりますが、第1期計画における基本理念、基本目標を基礎としつつ、計画から5年が経過した現在の状況を踏まえ、地域福祉をより一層推進し、すべての市民が地域で安心して生活できる社会を実現していくため、「第2期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

## 2 計画の性格

### (1) 「市町村地域福祉計画」の性格

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」「障がい者」「児童」等の対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、市民とともに、地域で支援を要するさまざまな人（高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

#### 『社会福祉法における「地域福祉」に関する規定（抜粋）』

##### （第1条 目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### （第4条 地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### （第107条 市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (2) 「地域福祉活動計画」の性格

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会等の民間が策定する活動・行動計画と位置づけられています。

『地域福祉活動計画策定指針（概要）』（全国社会福祉協議会 平成15年11月）

### 第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

#### 1 これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

- ① 市区町村社会福祉協議会は積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する
- ② 住民参加に取り組む
- ③ 福祉分野における市民活動の広がりの中で民間の協働計画としての性格を明確にする

#### 2 地域福祉活動計画とは何か

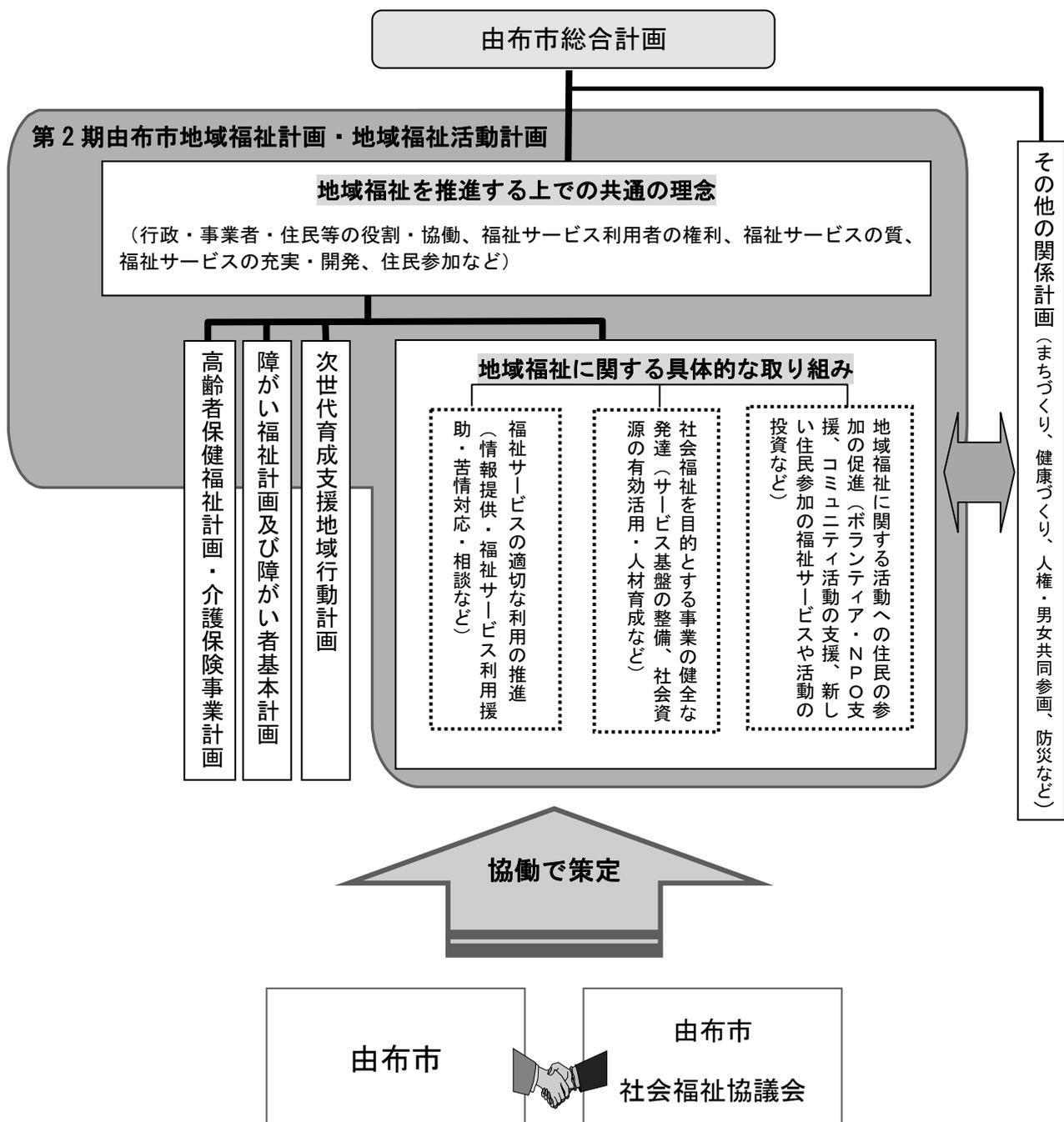
○地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

## (3) 「第2期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の位置づけ

前述のとおり、地域福祉に関わる計画には、市町村が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」がありますが、両計画とも「地域福祉の推進」という目的を同じくする計画であり、かつ両計画を整合性を図って策定することが必要であることから、本市では、市・社会福祉協議会の共同作業により両計画を一体化した「第2期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を継続して策定します。

なお、本計画は、「由布市総合計画」に基づく計画として、「由布市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「由布市障がい福祉計画及び障がい者基本計画」等の福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を規定する総論的な計画として策定します。また、まちづくり、健康づくりや人権・男女共同参画やその他の市の関連計画との整合性にも配慮しながら策定します。

【「第2期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の範囲・位置づけ】



### 3 計画の期間

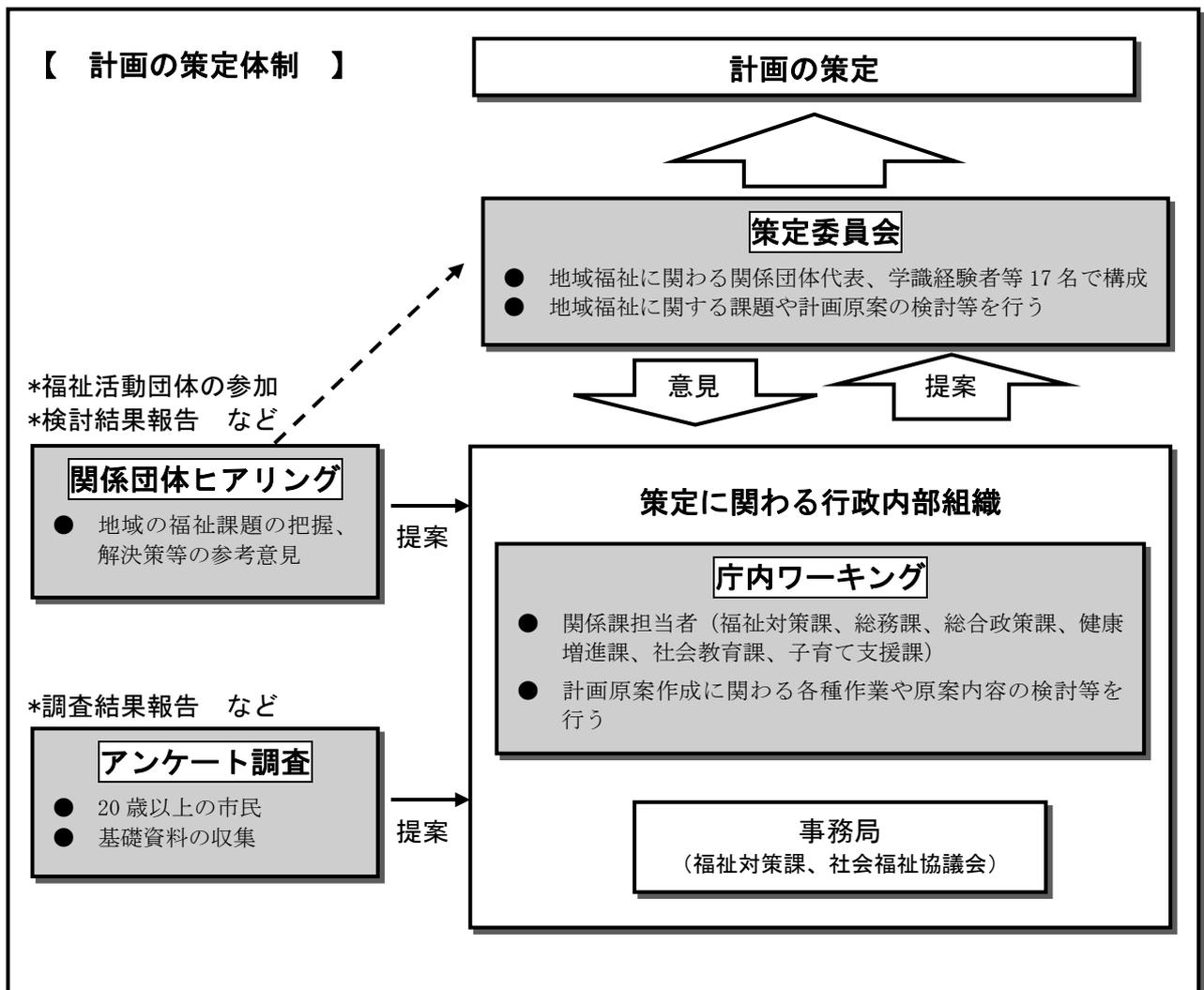
この計画の期間は、平成25～29年度までの5か年とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画策定の体制

本市では、計画策定の過程において、住民の地域福祉に関する現状評価とニーズを把握し、計画に反映していくため、関係団体ヒアリング・アンケート調査を実施しました。

さらに、計画策定の基本組織として、行政内部の組織である「庁内ワーキング」と、地域福祉に関わる関係団体代表や学識経験者等で構成する「計画策定委員会」を設置し、計画原案の検討等を行いました。



## 第2章 由布市の地域福祉を取り巻く現状

### 1 各種統計データからみる由布市

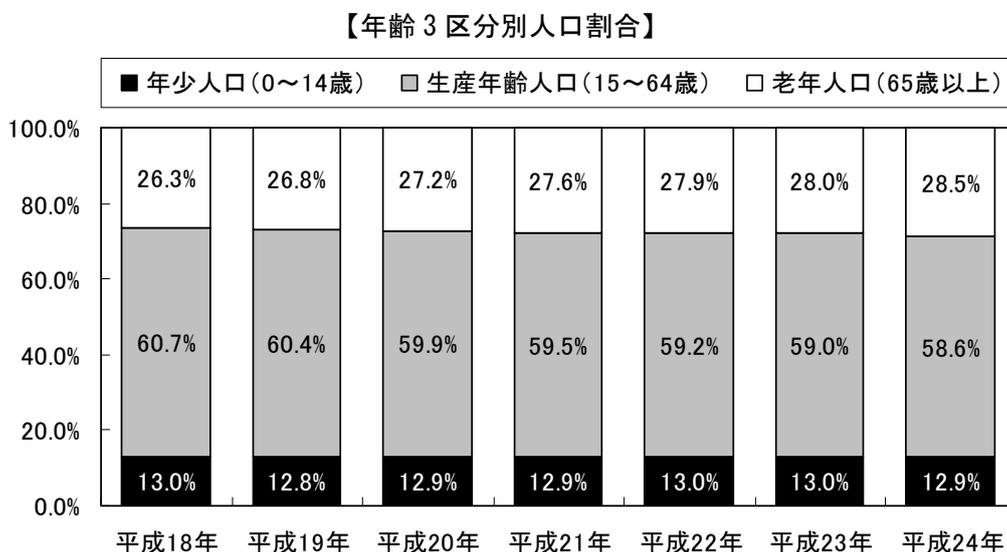
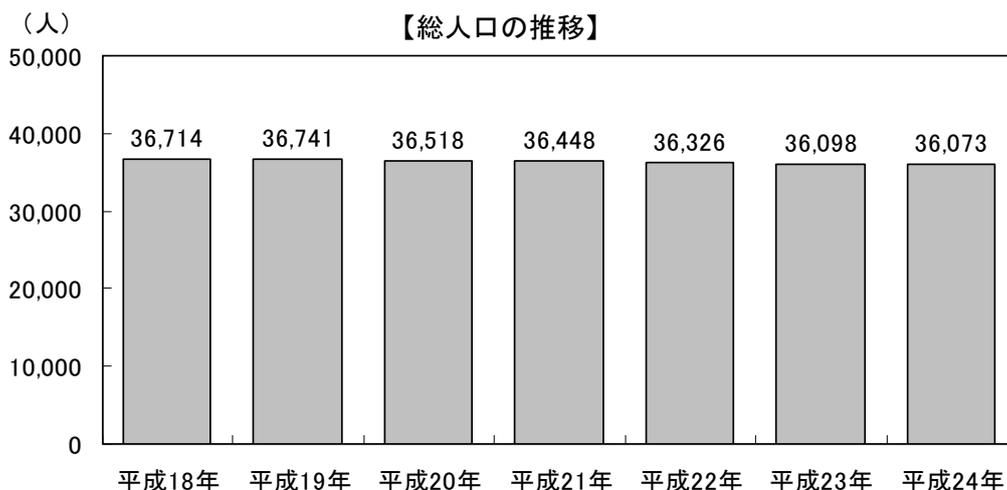
※一部統計データでは、旧3町単位よりも細部に地域の状況を把握するため、校区別分析を行っています。

#### (1) 人口・世帯の状況

##### ① 総人口・年齢3区分別人口割合

本市の総人口は、平成20年以降は減少傾向にあり、平成24年9月30日現在で36,073人となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、若干の変動はあるものの、年少人口（0～14歳）の割合はほぼ横ばい、生産年齢人口（15～64歳）の割合は年々減少し、そして老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、平成24年では28.5%と、約3.5人に1人が65歳以上の高齢者という状況です。

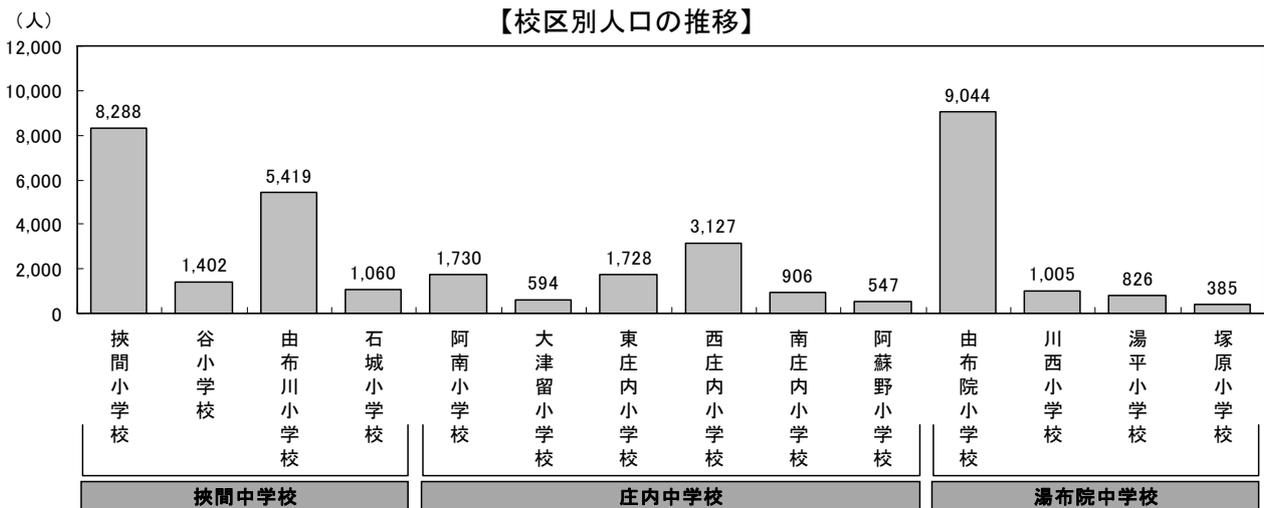


【資料】住民基本台帳・外国人登録等（各年9月30日現在）

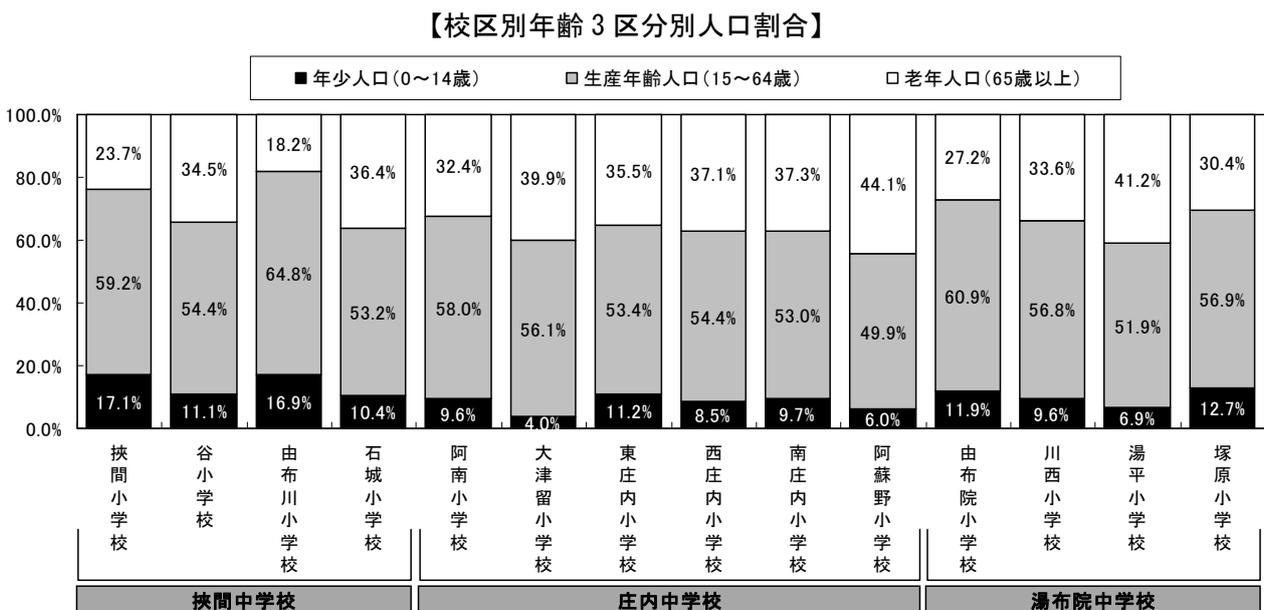
②校区別人口・校区別年齢3区分別人口割合

平成24年7月31日現在の校区別人口をみると、由布院小学校区が9,044人と最も多くなっています。最も少ない人口の校区は塚原小学校区で385人となっています。

校区別年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合は挾間小学校区（17.1%）で最も高くなっています。すべての小学校区において老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回っており、特に阿蘇野小学校区（44.1%）、湯平小学校区（41.2%）で高齢化が進行しています。



【資料】住民基本台帳（平成24年7月31日現在）



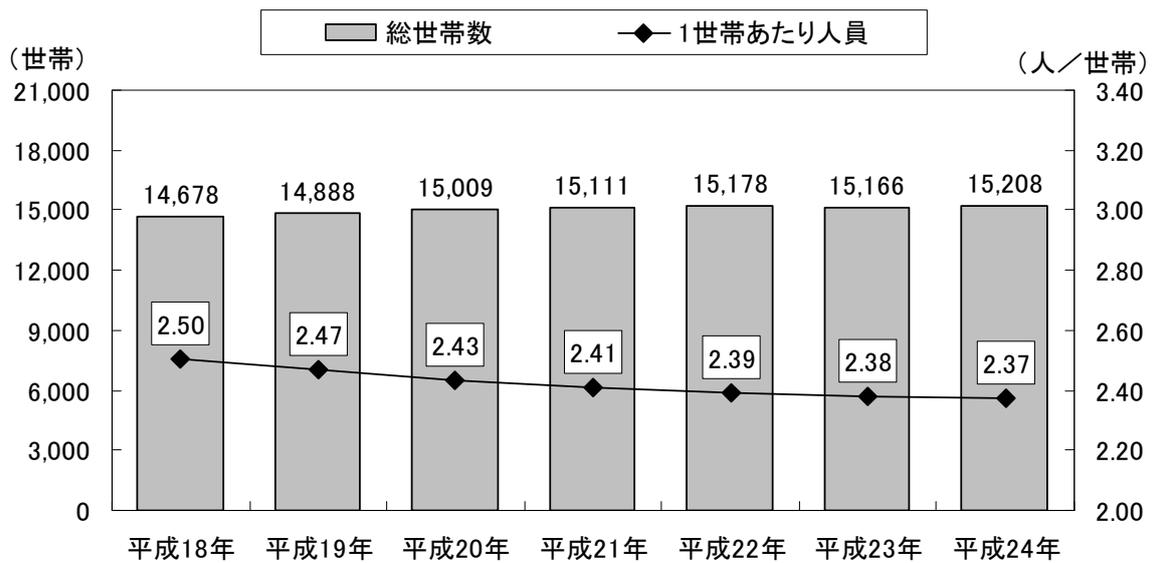
【資料】住民基本台帳（平成24年7月31日現在）

③総世帯数・1世帯あたり人員

総人口が減少傾向にある一方で、総世帯数は平成18年から平成22年にかけて増加しており、平成23年に一旦減少に転じているものの、平成24年9月30日現在で15,208世帯と総世帯数は概ね増加傾向にあります。

一方、1世帯あたり人員は平成18年から減少傾向にあり、平成24年には2.37人と世帯規模は縮小しています。

【総世帯数・1世帯あたり人員】



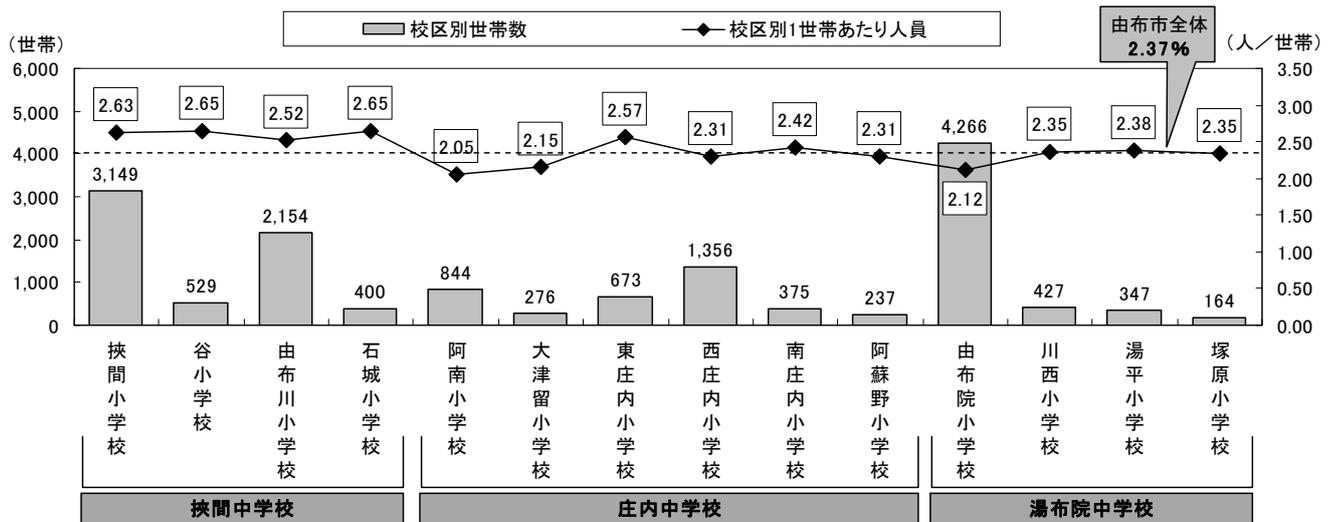
【資料】住民基本台帳・外国人登録等（各年9月30日現在）

④校区別世帯数・校区別1世帯あたり人員

平成24年7月31日現在の校区別世帯数をみると、校区別人口規模に比例して世帯数も多くなっています。

校区別1世帯あたり人員は、谷小学校区(2.65人)、石城小学校区(2.65人)、挾間小学校区(2.63人)等で多く、阿南小学校区(2.05人)、由布院小学校区(2.12人)等で少なくなっています。

【校区別世帯数・校区別1世帯あたり人員】



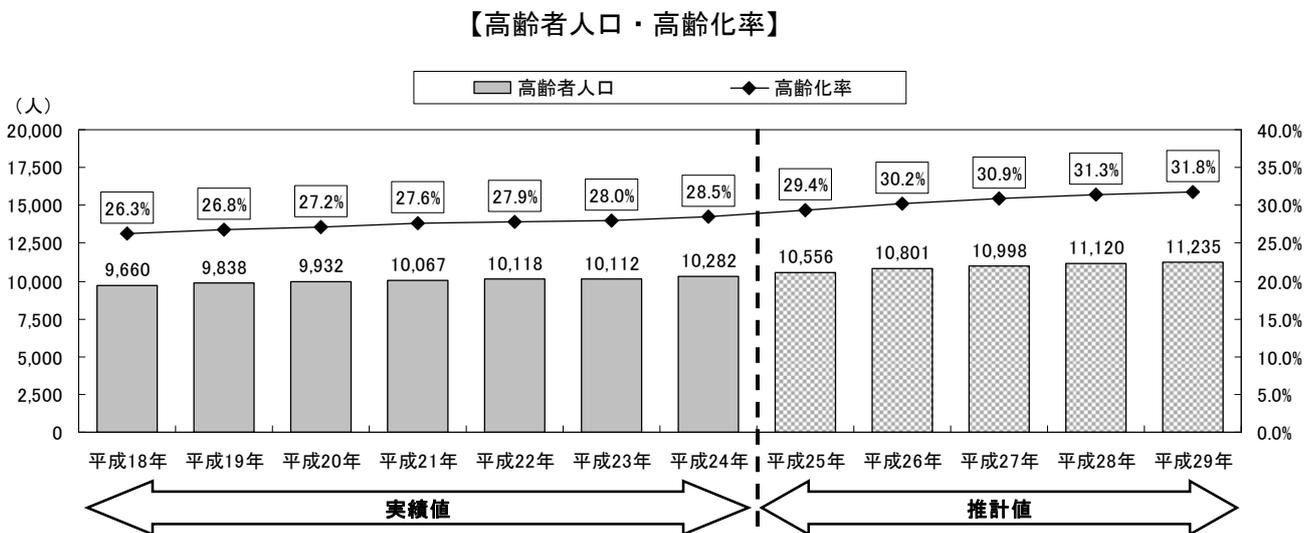
【資料】住民基本台帳(平成24年7月31日現在)

## (2) 高齢者の状況

### ① 高齢者人口・高齢化率

65歳以上の高齢者人口は、若干の変動はあるものの、緩やかな増加傾向にあり、平成21年以降10,000人台で推移しています。総人口が減少傾向にある中で、高齢者人口は増加しており、平成24年には高齢化率が28.5%となっています。

また、コーホート変化率法による推計値をみると、平成29年度には高齢者人口が11,235人、高齢化率が31.8%に達する見込みであり、今後も高齢化のさらなる進行が予測されます。



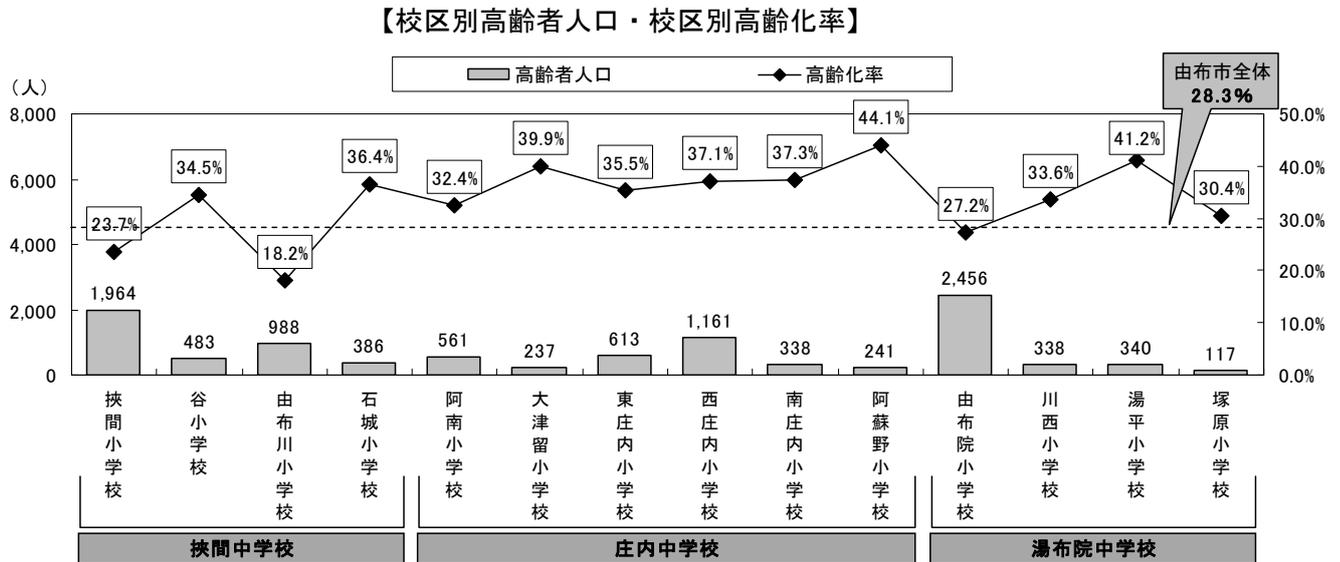
【資料】実績値：住民基本台帳・外国人登録等（各年9月30日現在）

推計値：コーホート変化率法に基づく推計値

②校区別高齢者人口・校区別高齢化率

平成24年7月31日現在の校区別高齢者人口をみると、概ね地区別人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。

校区別高齢化率は、阿蘇野小学校区（44.1%）、湯平小学校区（41.2%）等で高く、由布川小学校区（18.2%）、挾間小学校区（23.7%）等で低くなっています。

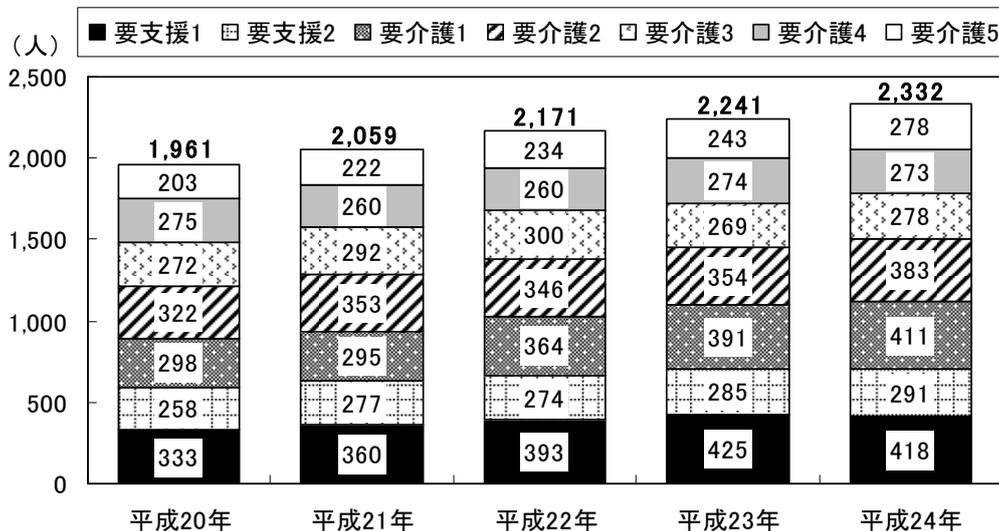


【資料】住民基本台帳（平成24年7月31日現在）

③要介護認定状況

要介護認定者数は、平成20年から増加傾向にあり、平成21年以降2,000人を超えて推移しており、平成24年3月31日現在2,332人となっています。

【要介護認定の推移】



【資料】介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

④在宅高齢者世帯の状況

在宅高齢者世帯の状況をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者同居世帯ともに増加しており、特に高齢者同居世帯は、平成12年から平成22年の10年間に690世帯増加しています。

【在宅高齢者世帯の状況】

（単位：世帯）

区分	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者単身世帯	1,001	1,158	1,367
高齢者夫婦世帯	1,420	1,629	1,768
高齢者同居世帯	5,472	5,873	6,162

【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

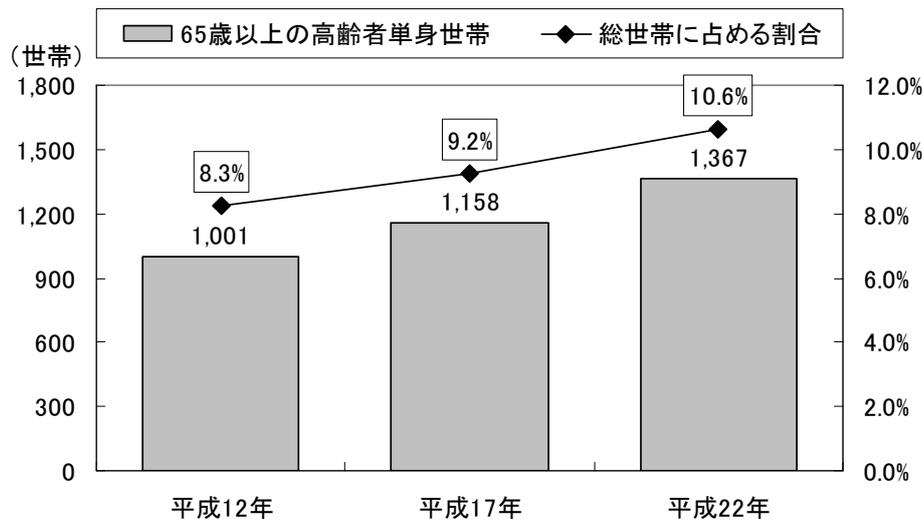
※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

⑤高齢者単身世帯の推移

65歳以上の高齢者単身世帯は、平成12年の1,001世帯から平成22年には1,367世帯と、10年間で366世帯増加しており、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合をみても、平成12年の8.3%から平成22年には10.6%と増加傾向にあります。

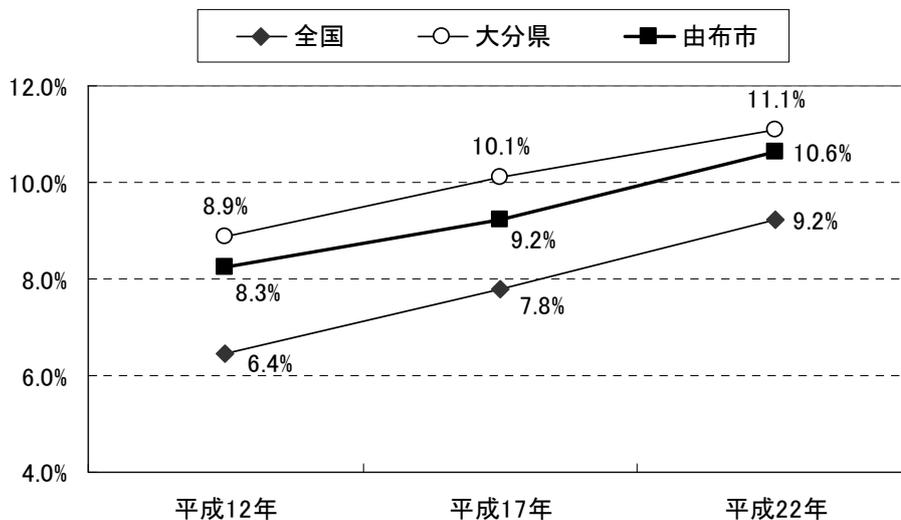
また、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合を全国・大分県と比較すると、全国よりも高く、大分県よりは低い水準で推移していますが、緩やかな増加傾向を示しています。

【65歳以上の高齢者単身世帯の推移】



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

【総世帯に占める高齢者単身世帯率の推移（全国・大分県との比較）】



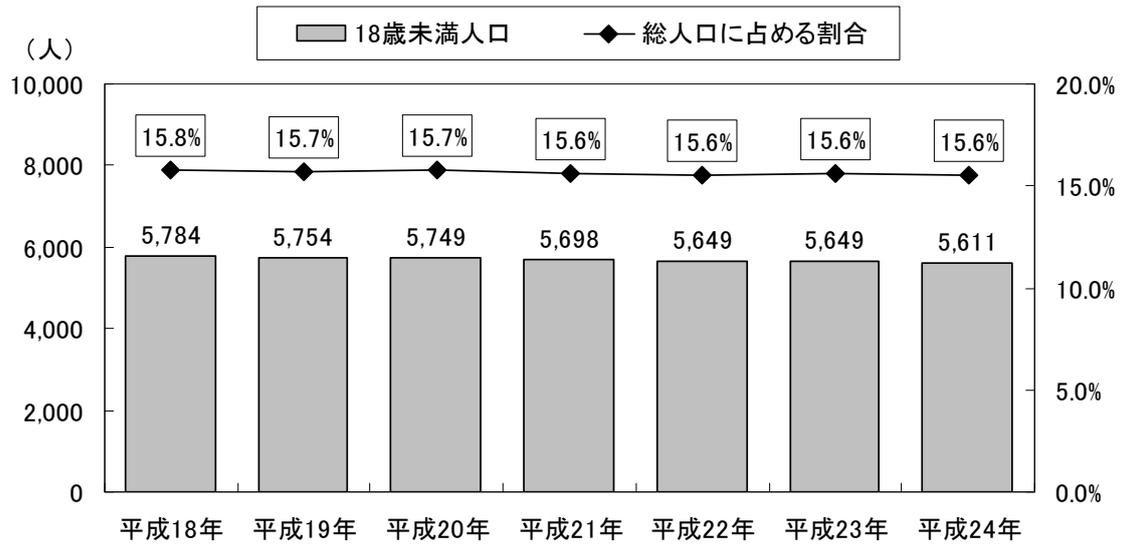
【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 児童の状況

#### ①18歳未満人口

18歳未満人口は、平成24年9月30日現在で5,611人と平成18年から減少傾向にあり、今後もますます少子化が進行すると考えられます。

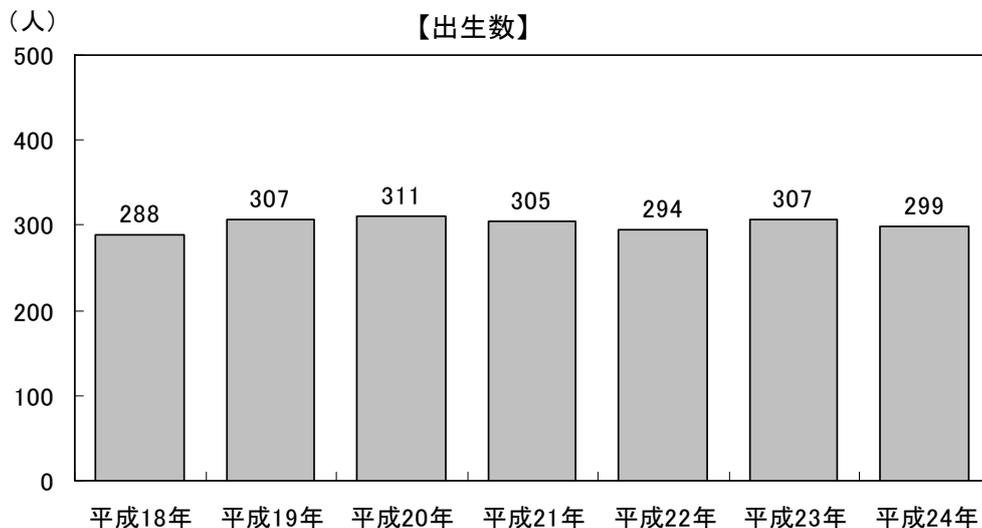
【18歳未満人口の推移】



【資料】住民基本台帳・外国人登録等（各年9月30日現在）

#### ②出生数

出生数は、平成18年以降、若干の変動はあるものの、300人前後で推移しており、平成24年で299人となっています。



【資料】人口動態統計（各年12月31日現在）

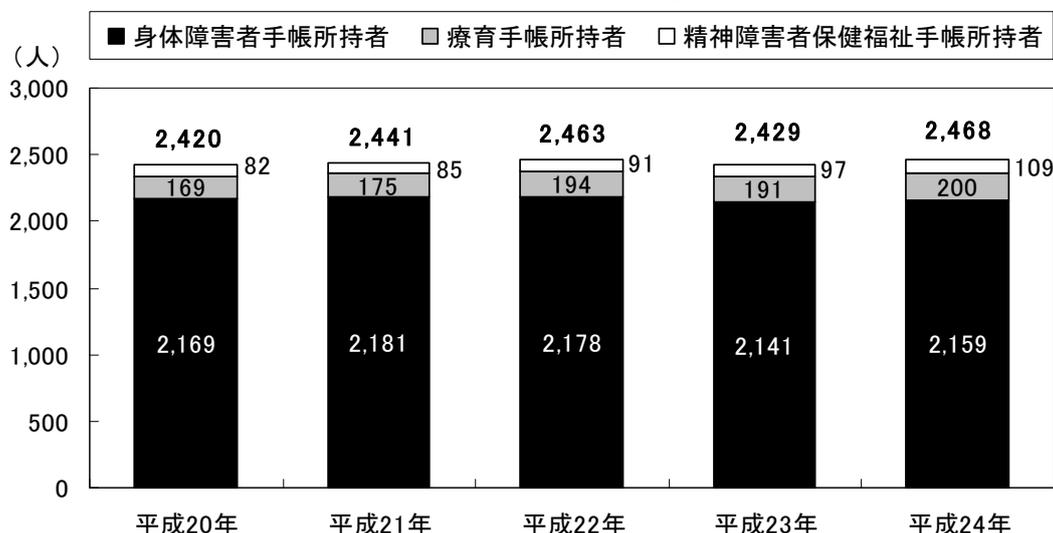
## (4) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者の推移は、平成23年に減少に転じているものの増加傾向にあり、平成24年で2,468人となっています。

障がいごとにみても、身体障害者手帳所持者が最も多く約2,200人程度、次いで療育手帳所持者が200人前後、精神障害者保健福祉手帳所持者が100人前後で推移しています。

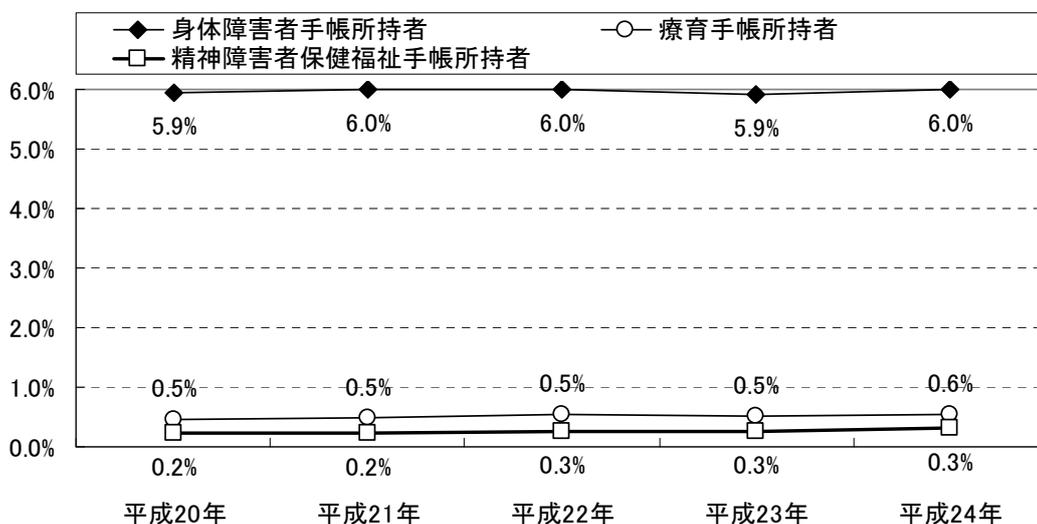
また、平成24年現在の総人口に占める手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者は6.0%、療育手帳所持者は0.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.3%となっており、全体の6.9%の人が手帳を所持しています。

【障害者手帳所持者の推移】



【資料】福祉行政報告例（各年3月31日現在）

【総人口に占める手帳所持者の割合】

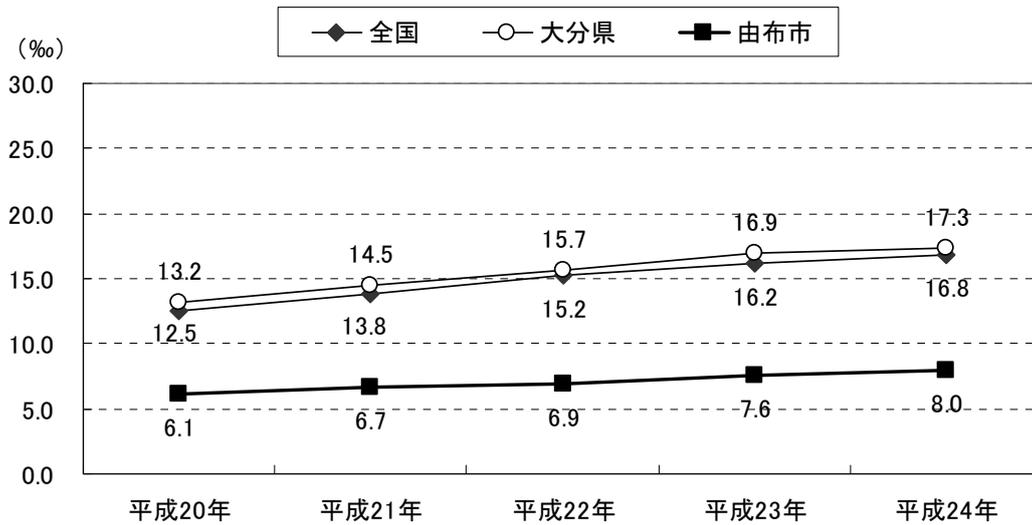


【資料】福祉行政報告例（各年3月31日現在）

## (5) 生活保護の状況

生活保護率は、平成20年以降増加傾向にあります。全国・大分県と比較すると低い水準で推移しています。

【生活保護率（全国・大分県との比較）】

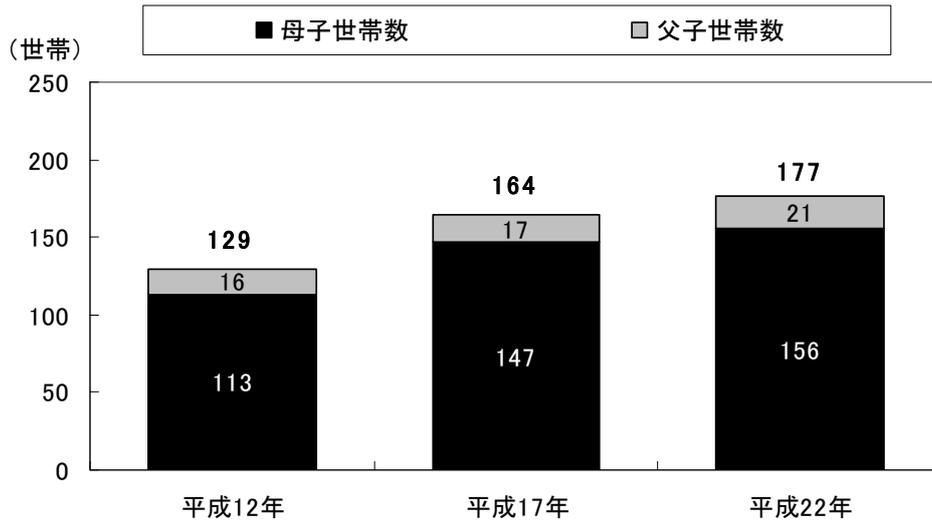


【資料】厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」  
 ※保護率（人口千対）＝「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000

## (6) 母子・父子世帯の状況

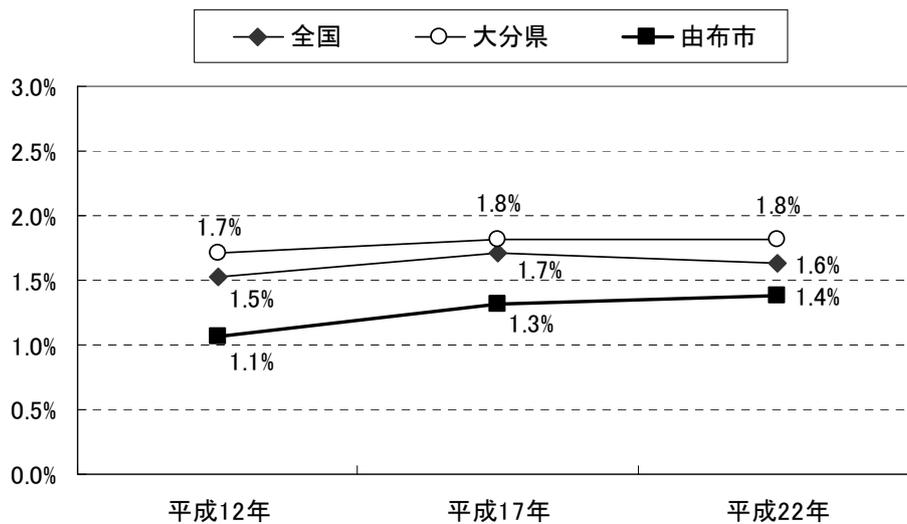
母子・父子世帯は、平成12年の129世帯から平成22年には177世帯と、10年間で約1.4倍に増加しています。一般世帯数に占める母子・父子世帯の割合は全国・大分県よりも低い水準で推移しています。

【母子・父子世帯の推移】



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

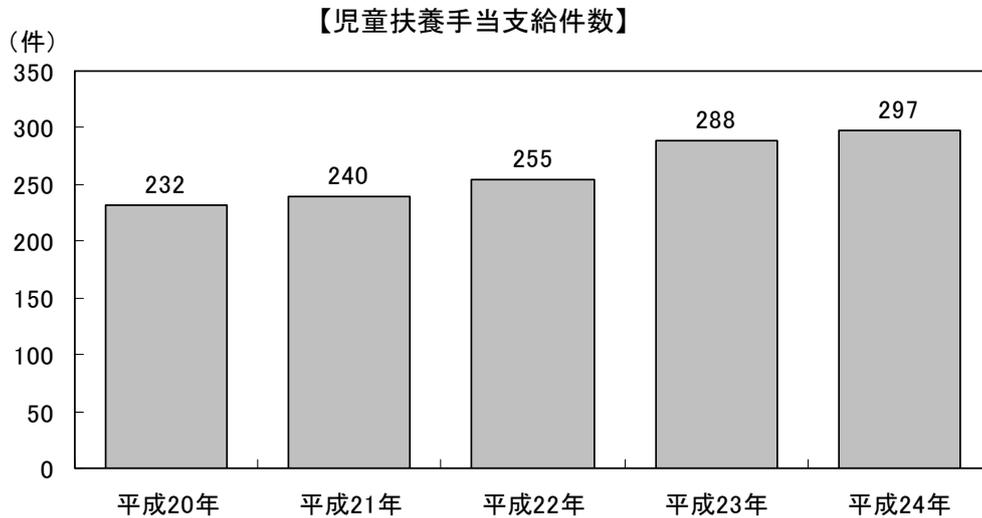
【一般世帯に占める母子・父子世帯の割合（国・県との比較）】



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

## (7) 児童扶養手当支給の状況

児童扶養手当支給件数は、平成20年から増加傾向にあり、平成24年3月31日現在では297件となっています。



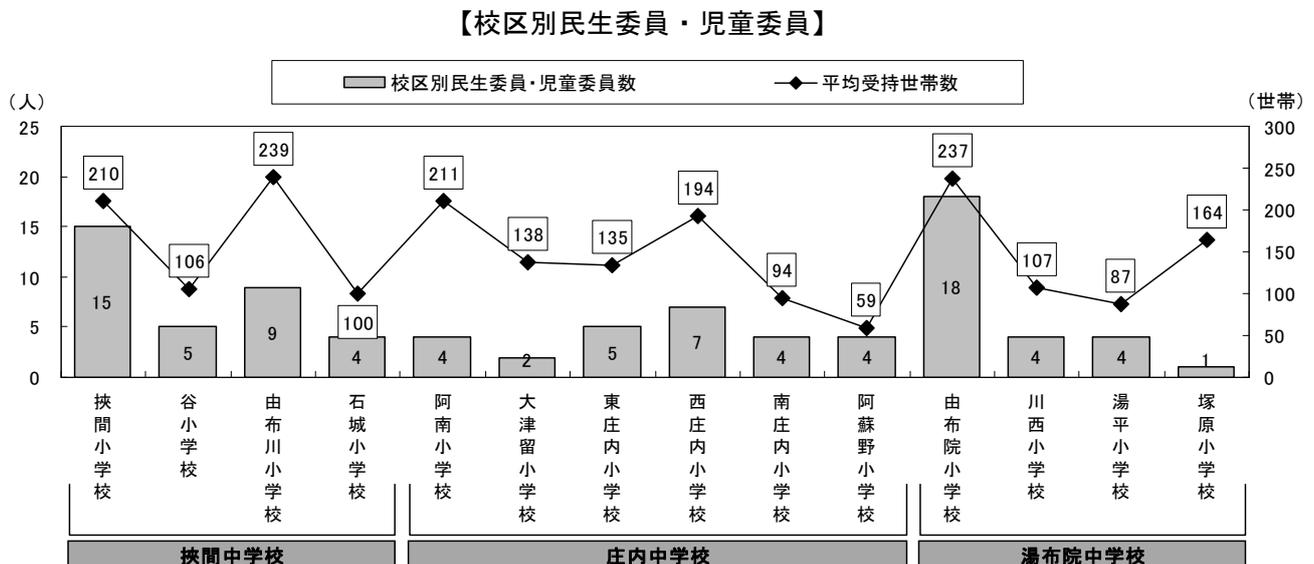
【資料】福祉行政報告例（各年3月31日現在）

## (8) 地域の福祉資源の状況

### ①校区別民生委員・児童委員

平成24年の校区別民生委員・児童委員数は挾間小学校区（15人）、由布院小学校区（18人）が10人以上となっています。

また、平均受持世帯数をみると、由布川小学校区（239世帯）で最も多く、次いで由布院小学校区（237世帯）、挾間小学校区（210世帯）となっています。

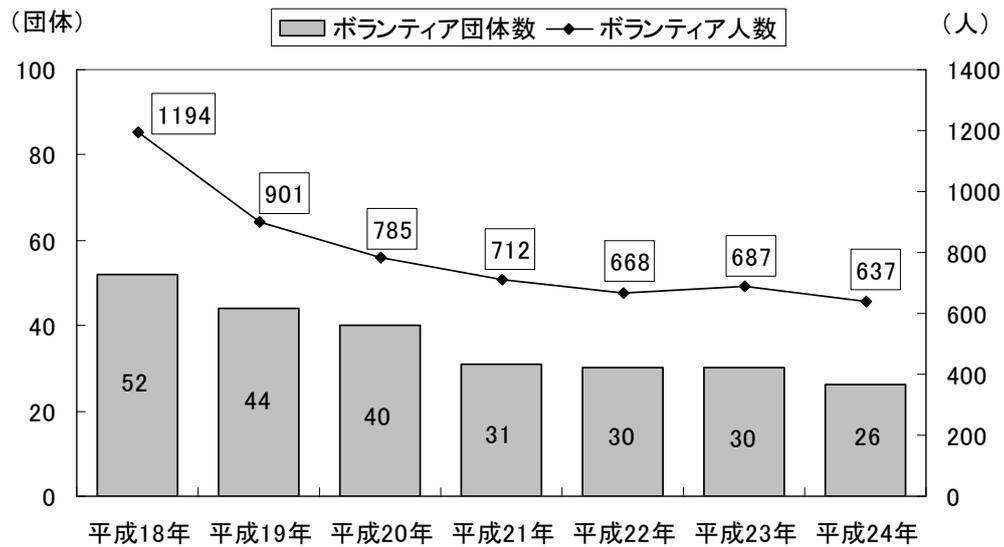


【資料】市資料（平成24年7月31日現在）

②ボランティア団体等の状況

ボランティア団体数、ボランティア人数ともに若干の変動はあるものの、平成18年以降減少傾向で、平成24年3月31日現在では、団体数は26団体、人数は637人となっています。

【ボランティア団体等の状況】



【資料】社会福祉協議会資料（各年3月31日現在）

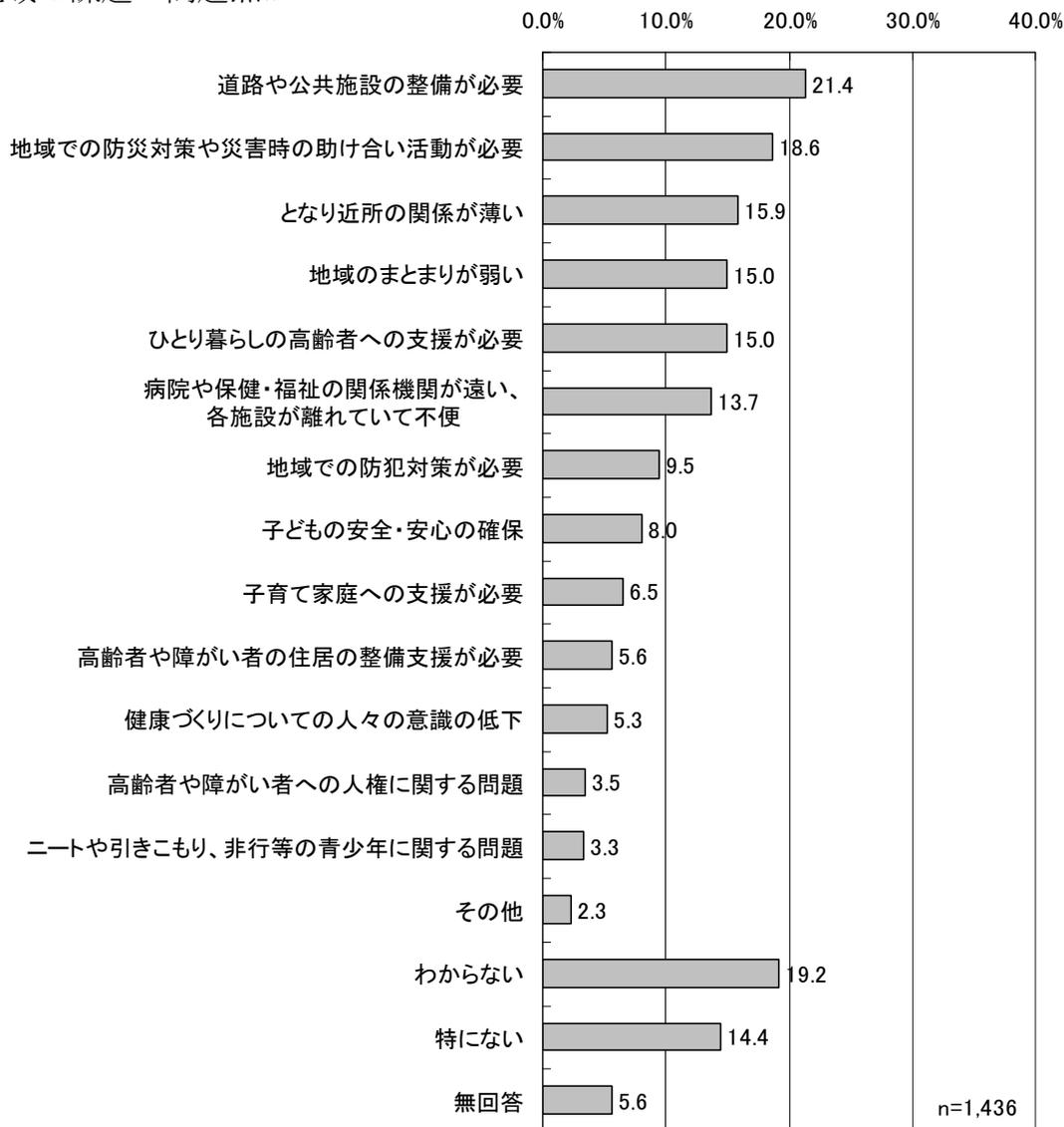
## 2 アンケートや関係団体ヒアリング等からみえてきた福祉課題

### (1) 地域のつながりについて

アンケート結果によると地域の課題・問題点で、となり近所の関係が薄いという回答が多くあがっています。また、関係団体ヒアリングにおいても「向こう三軒両隣」という意識が薄れてしまった、急な人口増加によりつながりが薄れてしまったなどの意見が出ていました。また、地域行事が減少し、参加者も減り、そのような交流機会が減ることによっても地域のつながりが薄れてしまっているという意見もあがっていました。

そのような地域のつながりが薄れてきている中で、一人ひとりが「相互扶助の精神」を持ち、積極的に地域に出かけていくことが重要です。

#### 《地域の課題・問題点》

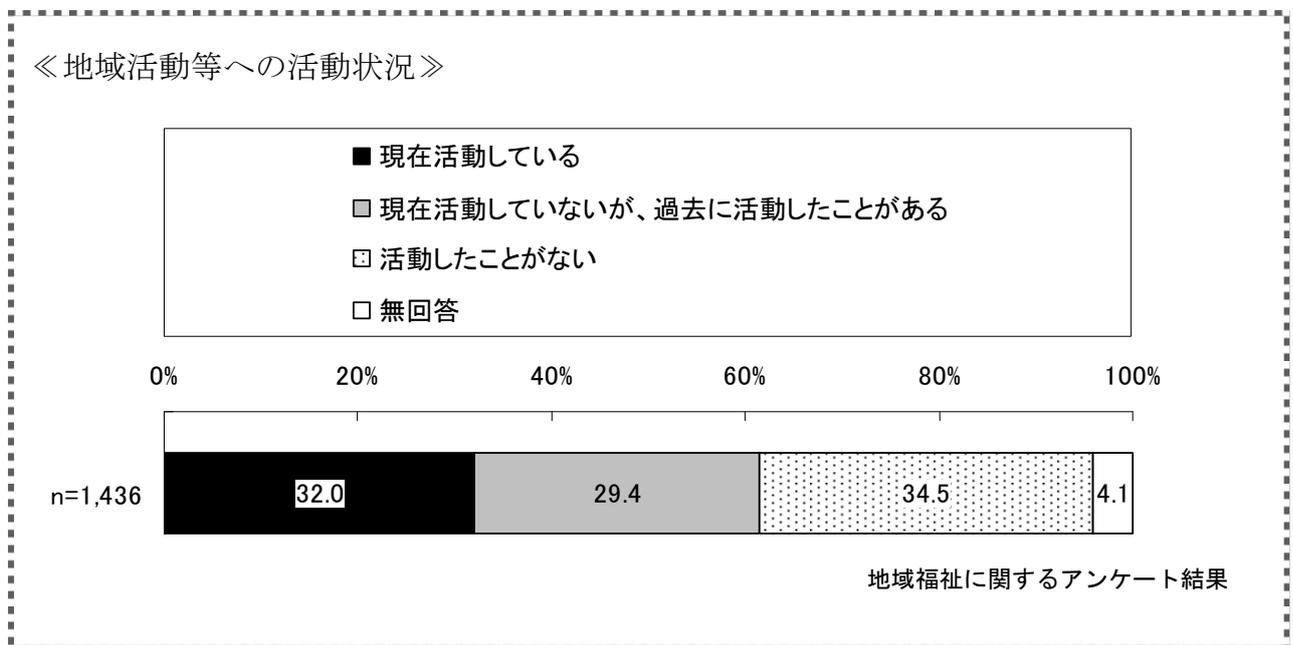


地域福祉に関するアンケート結果

## (2) 地域活動について

アンケート結果によると、自治区等の地域活動をしたことがない人が34.5%で最も多くなっています。現在活動していない理由としては、勤務等の都合で機会がないという回答が最も多くなっています。関係団体ヒアリングにおいては、自治区に加入してくれない、マンションやアパートが増えてきて、自治区加入を勧めることができないなどの意見があがってきていました。また、民生委員や自治委員などのなり手がいないという意見があがっていました。

今後は、地域活動等への関心を高めるとともに、住民が気軽に地域活動に参加できるための体制づくりが必要です。

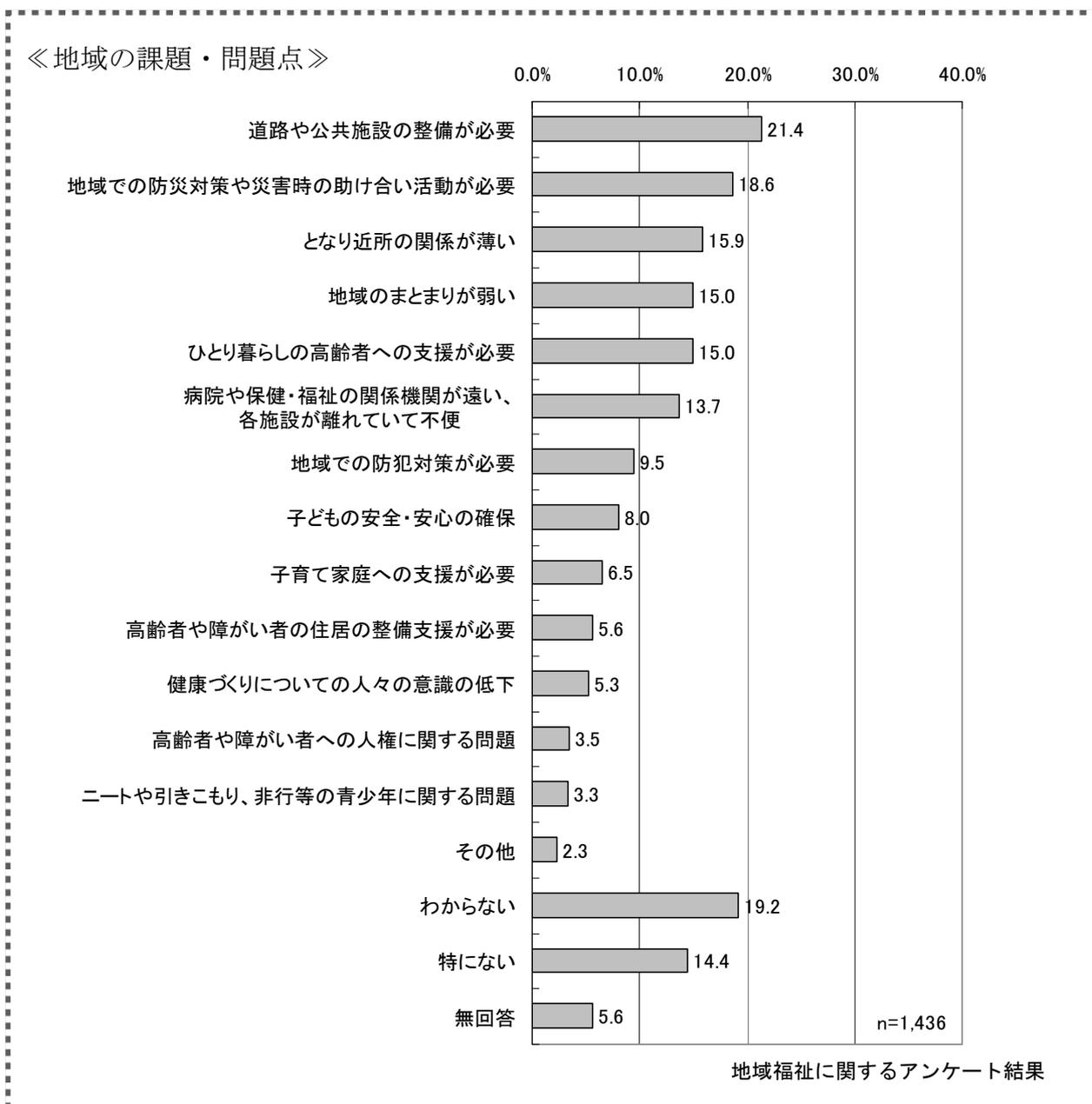


### (3) 高齢者・障がい者について

今後、高齢化が進むにつれて高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らし世帯等が増えてきます。特に庄内地区の高齢化が著しく、それにもなつて集落組織の維持、農地や山林の維持など多くの問題が山積しています。アンケート結果によると地域の課題・問題点で、ひとり暮らしの高齢者への支援が必要という意見が多くあがってきており、一方、支え合う地域づくり等のために行政が行うべきこととして、高齢者等の支援を要する人やその家族を訪問して、安否確認を行うという回答が最も高くなっています。

また、関係団体ヒアリングでは、障がい者が外出するには、大変不便な地域であり、今後交通面の整備を推進する必要があるとの意見があがっていました。

今後は高齢者や障がい者を見守るためのネットワークの充実、高齢者や障がい者が自宅に引きこもらないように、外出支援を充実するとともに、障がい者も健常者も高齢者も子どもも皆が集える場所を作り、外出の機会をつくる必要があります。



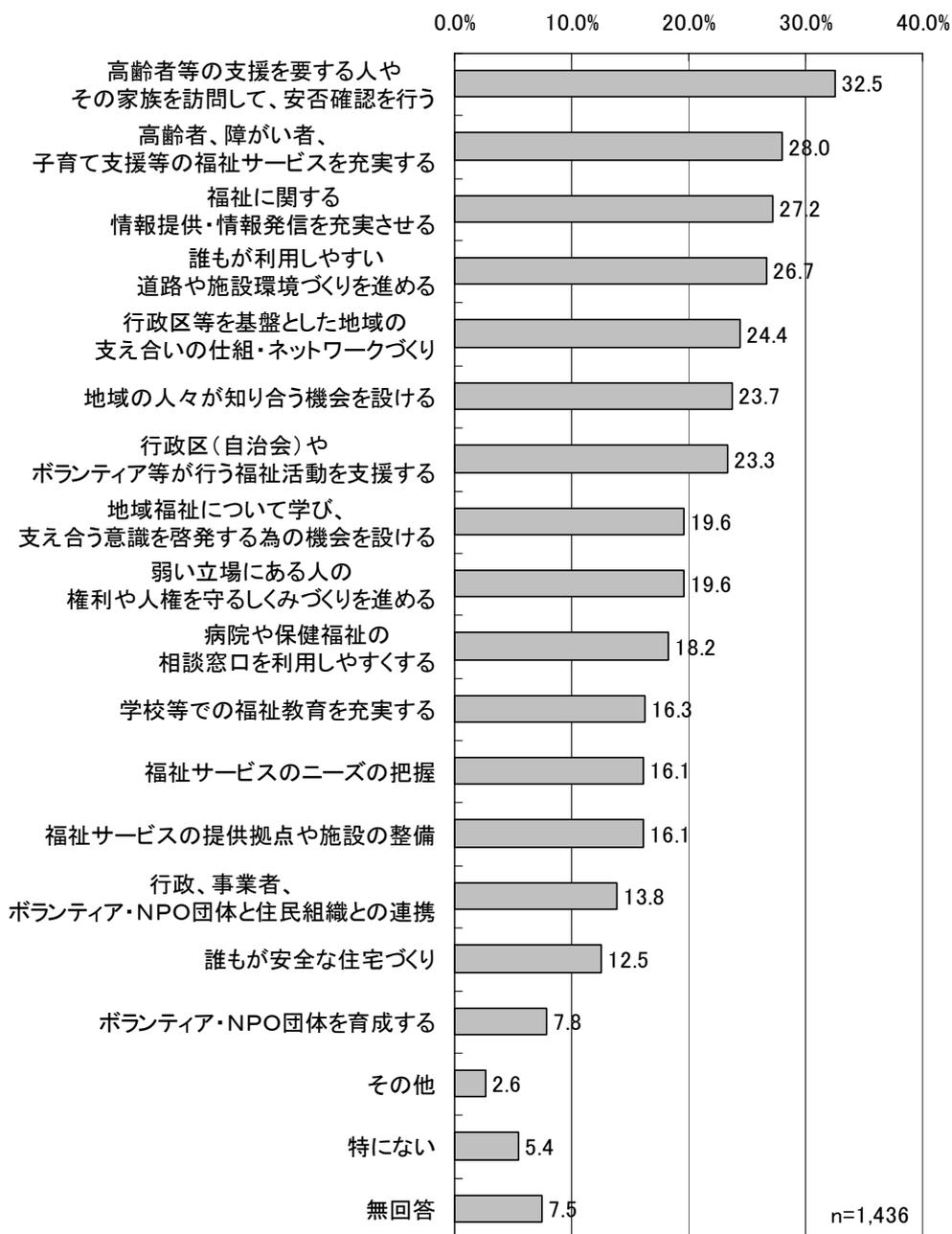
#### (4) 子ども・子育て家庭について

アンケート結果から支えあう地域づくり等のために行政が行うべきこととして、高齢者、障がい者、子育て支援等の福祉サービスを充実するや福祉に関する情報提供・情報発信を充実させるという回答が多くなっています。

また、関係団体ヒアリングによると、子どもにとってよい環境であると思うが、子ども同士で遊ぶ機会が少なくなった、また子どもが安心して遊ぶことができる公園が少ない等の意見があがっていました。

今後は、保護者が子育てと仕事の両立を図り、子どもたちが健全に成長できる地域社会環境づくりに努めることが重要です。

《「支えあう地域づくり」等のために行政が行うべきこと》



地域福祉に関するアンケート結果

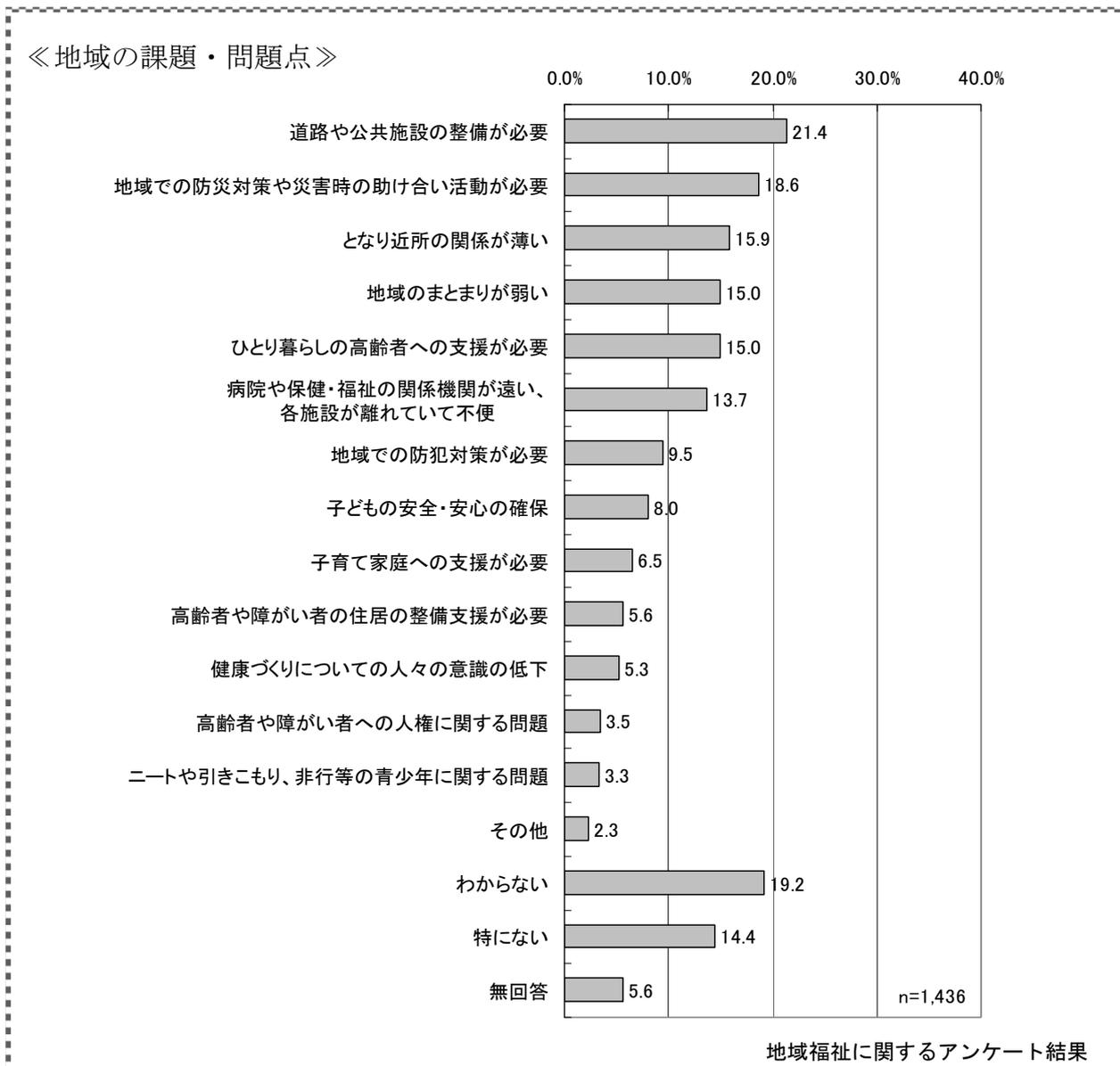
### (5) 地域の安全・安心について

市民の安全な暮らしを実現するために、生活の基礎となる住環境の整備、公共交通網や道路の整備の推進が重要です。アンケート結果によると、地域の課題・問題点として、道路や公共施設の整備が必要という回答が最も多くなっています。関係団体ヒアリングにおいても、交通面の整備や移動手段が少ないという意見があがってきていました。

また、地域の災害面においては、本市はこれまで台風・集中豪雨等の大雨時、河川の氾濫により床上浸水などの被害にあっています。アンケート結果によると、多くの災害に遭っているにも関わらず、自分の避難場所を認知している人は6割弱に留まっています。

一方、犯罪面においては、都市化の進行により、地域ぐるみの防犯活動などが、衰退し、高齢者や子どもといった弱者が事件に巻き込まれるケースが増加してきています。

今後は、市民の安全な暮らしを守るため、住宅や道路などのハード面の整備を行うとともに、防災・防犯に対する意識を個人個人で高め、日頃からの備えを行っておくことが重要です。

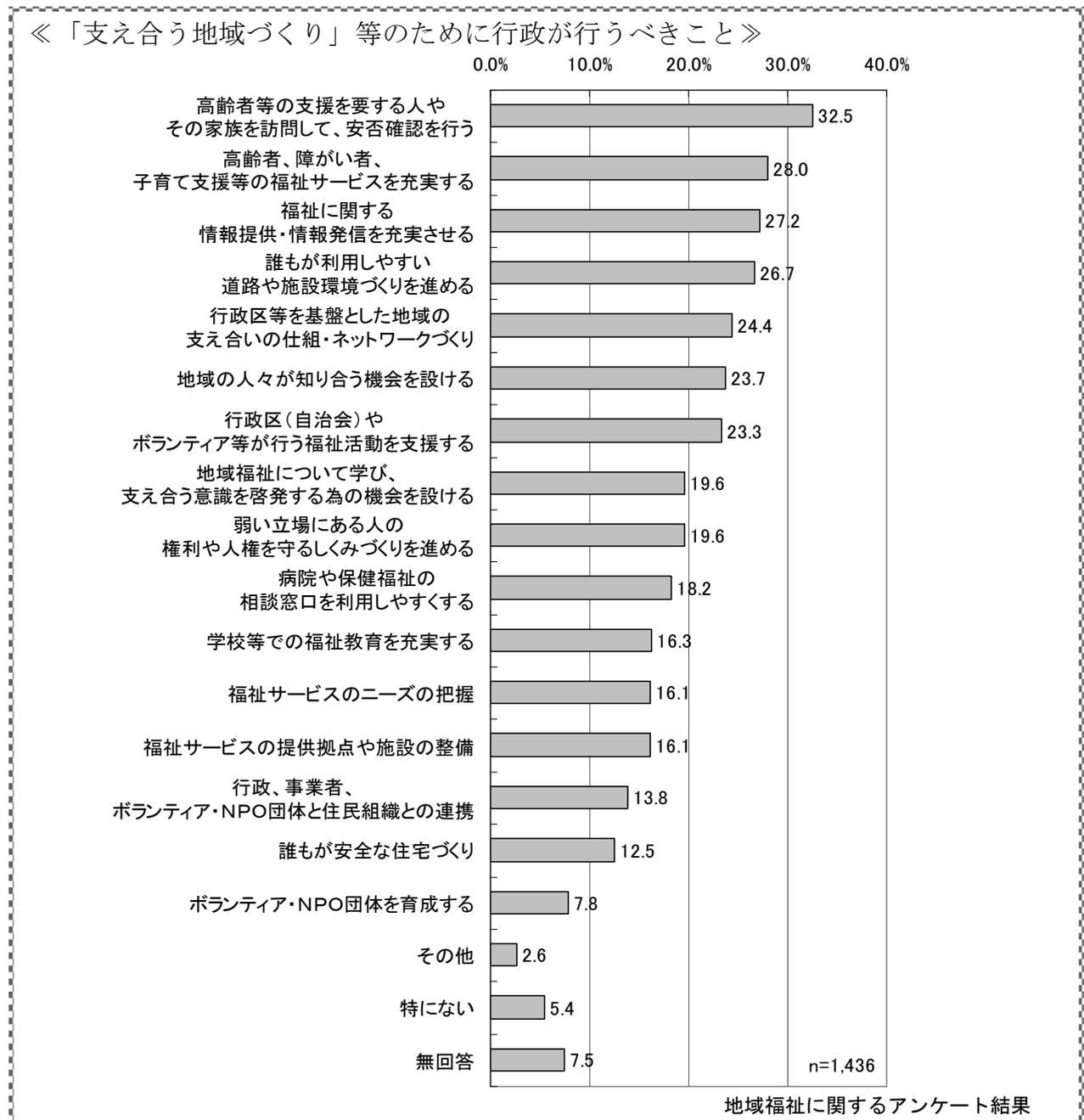


## (6) 情報提供・相談体制について

情報提供について、アンケート結果によると、支えあう地域づくり等のために行政が行うべきこととして福祉に関する情報提供・情報発信を充実させることやサービス等の説明を広く行うことが大切であるという意見が多くあがってきています。

また、相談体制については、アンケートの自由回答結果によると、相談窓口がよくわからない、相談に行っても対応者がよくわかっていない、専門の相談員がいないなどの意見があがってきています。関係団体ヒアリングからもどこに相談してよいのか分からないという意見がでました。

福祉に関する悩みや心配ごとは、多岐に渡り、困難事例も発生してきています。今後は福祉に関する情報提供・情報発信を充実させるとともに、どんな悩みや心配ごとにも柔軟に対応していける相談体制の充実を図ることが重要です。



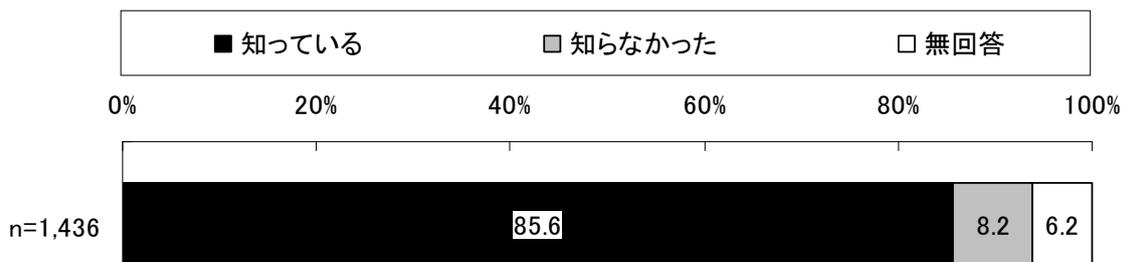
## (7) 人権啓発について

本市は、人権教育の推進及び啓発・相談などの人権意識の高揚や人権問題の解決を図るなど、人権が尊重されるまちづくりに取り組むため、「由布市人権教育・啓発基本計画」を策定しています。

アンケート結果によると、児童や高齢者への虐待や家庭内暴力が人権侵害にあたることへの認知度は9割弱で人権意識については高いと思われます。しかし、関係団体ヒアリングによると障がい者が自宅の外に出て、地域と交流をもつためには、地域の障がい者への理解・啓発が大切であるという意見があがっていました。

今後は、地域での高齢者や障がい者の居場所づくりや地域の高齢者・障がい者に対する虐待防止等の人権に関する啓発活動を行い、誰もが地域の一員として尊厳を持って生活できるよう、市全体として取り組むことが重要です。

《児童や高齢者への虐待等が人権侵害にあたることの認知度》



地域福祉に関するアンケート結果

### 3 第1期計画（関連施策）の実施状況と評価

#### （1）第1期計画（関連施策）の実施状況

第1期計画策定以降の取り組みについて、関係各課へのヒアリングを行い、地域福祉に関連する施策の実施状況について整理しました。

第1期計画で設定した105の事業のうち、概ね実施できたものについては「実施」、地域により実施状況が異なるものや、実施内容が事業全体の一部に留まったものについては「一部未実施」、計画期間内に実施できなかったものや、計画期間中に事業が終了・廃止したものについては「未実施」としています。

基本目標に基づく事業ごとの実施状況について、結果の概要は下表の通りです。

#### 基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり

NO	事業名	実施状況	
1	自治公民館活動及び育成の支援	実施	
2	公立公民館まつりの開催	実施	
3	放課後児童健全育成事業	実施	
4	放課後子ども教室推進事業	実施	平成20年度から学校、家庭、地域の協働として事業を実施。
5	保育所地域活動事業	実施	
6	親子サークル活動支援事業	実施	平成24年度から、NO66地域子育て支援拠点事業として実施。
7	地域支え合い事業	実施	
8	「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業の検討・実施	未実施	平成20年度で事業終了・廃止。
9	地域・郷土を愛する心の育成（学校教育）	実施	
10	ふれあいいきいき健康サロン	実施	
11	一人暮らしの集い	一部未実施	挾間町のみにて実施。その他の地域も実施予定だが、会場等の調整が必要。
12	男性料理教室	実施	
13	各種スポーツ大会（三世代交流ゲートボール大会等）	実施	
14	「人権教育・啓発基本計画」の推進	実施	
15	人権に関する学習機会提供・活動支援	実施	
16	「いのちの循環を大切にする市民会議」の推進	実施	
17	公民館教室	実施	

■第1部 総論■

第2章 由布市の地域福祉を取り巻く現状

NO	事業名	実施状況	
18	「男女共同参画プラン」の推進	実施	
19	社会福祉大会	実施	
20	地域福祉講座	実施	
21	青少年ボランティアサポートセンターの機能充実	一部未実施	湯布院町でのみ実施。
22	ボランティア連絡協議会の組織強化・活動支援	実施	
23	ボランティアコーディネーター	実施	
24	ボランティア保険の加入促進	実施	
25	団塊パワー活用事業	実施	事業内容がニーズに合わなくなったためH23年廃止。NO26のNPO活動推進支援事業として実施。
26	NPO活動推進支援事業	実施	
27	子どものボランティア活動・地域活動等の促進	実施	今後は中高生を対象にしたリーダーの育成事業として実施予定。
28	社協指定ボランティア協力校	実施	
29	夏休み体験ボランティア	実施	
30	地域人材の活用	実施	
31	ファミリーサポートセンター事業	実施	
32	シルバー友愛訪問	実施	
33	民生委員・児童委員の活動支援	実施	
34	福祉推進員制度の推進	実施	民生委員・児童委員と福祉推進員の役割の明確化が必要。
35	老人クラブの活動支援	実施	
36	障がい者関係団体の活動支援	実施	
37	子育て関連団体の育成・支援	実施	平成22年度から子育て地域組織活動育成事業として実施。
38	青少年健全育成関連団体の育成・支援	実施	
39	次世代育成支援対策地域協議会の設置	実施	
40	要保護児童対策協議会の設置	実施	
41	社会教育・生涯学習関係団体等の育成・支援	実施	
42	社会福祉協議会と行政との連携	実施	
43	社協だより・リーフレットの発行	実施	
44	社会福祉協議会専門職の資質向上	実施	
45	社会福祉協議会役員の資質向上	実施	
46	歳末たすけあい配分事業	実施	

**基本目標2 支えあいのしくみづくり**

NO	事業名	実施状況	
47	由布コミュニティ（地域の底力再生）事業	実施	
48	コミュニティ組織の育成強化	実施	
49	小地域福祉ネットワークの確立	実施	
50	要支援者の実態把握	実施	
51	高齢者見守支援事業	実施	
52	自治公民館等整備の支援	実施	
53	公立公民館の管理運営及び施設整備	実施	
54	由布市総合福祉センター（仮称）の開設に向けた検討	実施	由布市全体を対象とした施設ではなく、旧町単位の拠点施設の開設に向けた計画として見直しを行った。平成25年度から由布市地域福祉センター整備事業として継続する。
55	地域コミュニティセンター整備事業	実施	平成24年度から地域交流センター整備事業として実施。
56	指定管理者制度の推進	実施	

**基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり**

NO	事業名	実施状況	
57	広報活動の推進	実施	
58	地域情報収集発信事業	実施	事業の目的が達成されたために、平成24年度をもって事業を終了。
59	ブロードバンド提供地域の拡大	実施	
60	手話講習会	実施	
61	総合相談支援センター	実施	平成25年度から総合相談窓口として機能を充実し、発展継続する。
62	心配ごと相談	実施	
63	地域包括支援センター事業（ケアマネジメント等）	実施	
64	高齢者総合相談	実施	
65	障害者相談支援事業	実施	
66	地域子育て支援拠点事業	実施	
67	精神保健医療制度相談	実施	
68	家庭児童相談事業	実施	
69	母子自立支援員事業	実施	
70	DV関係等相談事業	実施	
71	低所得者等に対する相談対応	実施	
72	介護・高齢者保健福祉サービスの充実	実施	
73	障がい者福祉サービスの充実	実施	

NO	事業名	実施状況	
74	次世代育成支援地域行動計画の策定	実施	
75	福祉サービス従事者の確保・養成	実施	
76	地域福祉従事者の連携	実施	
77	親子ふれあい事業	実施	
78	車いす・ベッド貸出	実施	
79	配食サービス事業	実施	
80	社会福祉協議会生活福祉資金貸付	実施	
81	成年後見制度	実施	
82	日常生活自立支援事業	実施	
83	賢く自立した消費者づくりの推進	実施	
84	消費生活に関する苦情・相談窓口の充実	実施	
85	悪質商法等に関する消費者教育	実施	
86	消費者意識の高揚と知識の向上	実施	

**基本目標4 安心安全なまちづくり**

NO	事業名	実施状況	
87	地域防災計画の推進	実施	
88	「国民保護計画」の推進	実施	
89	交通安全計画の作成	実施	
90	自主防災組織の育成	実施	
91	災害時要援護者の把握・支援ネットワークづくり	実施	
92	防災情報伝達システムの整備	実施	
93	消防団員の確保	実施	
94	災害救援物資支給	実施	
95	自主防犯組織の育成	実施	
96	防犯関係機関との連携	実施	
97	学校における安全管理(学校安全ボランティア等)	実施	地域ボランティアによる登下校時のパトロールを実施。
98	交通安全団体の育成	実施	
99	ユニバーサルデザインの住環境づくりの推進	未実施	バリアフリー化を重点的に行った。
100	ユニバーサルデザインによる道路の整備促進	一部未実施	財政面をはじめとした長期的な計画を要する。
101	バリアフリーによる道路環境の改善	実施	
102	公営住宅の維持管理・改善	実施	
103	由布市コミュニティバス運行事業	実施	
104	公共交通の確保	実施	
105	福祉バス運行	実施	

## (2) 第1期計画（関連施策）の評価と第2期計画に向けて

第1期計画において取り組みを定めた105の事業において、概ね計画通り実施されていますが、事業の廃止や一部の地域のみでの実施等も見受けられます。計画期間内に事業自体の見直しが必要になったものもありますが、市内全体で事業を実施すべきものについては、今後も継続した取り組みが必要です。

内訳をみると、4つの基本目標のうち、特に市民の自主的な参画や地域の協力が必要となる『基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり』の活動では、地域によって活動の広がりや差がみられることや、行政主体の取り組みだけでは不十分となるため、「一部未実施」の事業がありました。

また、『基本目標4 安心安全なまちづくり』の活動では、大規模な予算を伴う事業もあり、優先順位をつけて長期的に取り組む必要があることから、「一部未実施」や「未実施」の事業がありました。

一方で、概ね「実施」と評価できた事業についても、地域福祉の推進にあたり今後も必要不可欠な事業であり、第2期計画においては第1期計画以降の取り組みを活かしながら、改めてこれらの事業の精査を行い、継続して今後の方向性を検討していくことが必要です。

このように、第2期計画を策定するにあたり、第1期計画で定めた4つの基本目標に基づく各種関連施策の実施状況の整理、評価を行いました。しかし、「一部未実施」及び「未実施」の事業をはじめ、「実施」できた事業についても市及び社会福祉協議会としては継続した見直し・推進の必要性を再確認したところです。

このため、第2期計画においても、第1期計画で定めた4つの基本目標を踏襲し、地域福祉が今後さらに地域・住民に浸透していくよう継続した取り組みを進めます。

### ■ 第1期計画 関連施策実績評価（概要） ■

区分	事業数	実施状況		
		実施	一部未実施	未実施
基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり	46	43 (93%)	2 (4%)	1 (2%)
基本目標2 支えあいのしくみづくり	10	10 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり	30	30 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標4 安心安全なまちづくり	19	17 (89%)	1 (5%)	1 (5%)
計画全体	105	100 (95%)	3 (3%)	2 (2%)

※小数点以下を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

本市は、総合計画の基本理念として「融和」「協働」「発展」を掲げ、市民とともに、地域自治を大切にしたい日本一住み良いまちづくりに取り組んでいくことを市政の基本としています。

地域福祉の分野においても、この考え方を踏まえ、特に「協働」の視点を重視し、市民と行政及び社会福祉協議会とが協働して、市民誰もが安心して自分らしく生活できる、誰もが安らげる福祉のまちづくりに取り組むことを目指します。

アンケート結果や関係団体ヒアリングから本市では、都市化等の影響により、マンション・アパートの入居が増加し、自治区加入者が減少し、地域のつながりが段々と薄れてきています。今後は、地域のつながりを再構築するためにさらなる地域交流の機会創出が重要です。

各種統計データにおいて、本市は高齢者数の増加や高齢者単身世帯が増加傾向にあり、サービスの充実や道路や施設のバリアフリー化等高齢者世帯に対する支援は今後急務の課題となっています。

また、関係団体ヒアリングによると、障がい者が家にひきこもりがちになり外出を避ける傾向にあるという現状が分かりました。今後障がい者が地域で生活していくためには、地域の中での理解促進を図ることが大切です。

このような本市の地域福祉の課題や本市の方向性を踏まえ、地域の中で互いに支えあい、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるため、本計画においても第1期計画の基本理念を踏襲し、「みんなでつくろう！ 誰もが安らげる福祉のまち 由布市」とします。

**みんなでつくろう！**  
**誰もが安らげる福祉のまち 由布市**

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を継続し、市民と行政・社会福祉協議会が協働して取り組んでいきます。

### 基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支えあい、助け合う意識づくりや、支えあいの活動を担う人づくりです。

本市は高齢者が多く、居住年数が長い人が多いため、地域でのつきあいや交流が比較的活発な状況ですが、関係団体ヒアリング等から高齢者と子どもなどの世代間交流は近所づきあいほど活発でない状況がうかがえます。このため、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、同じ地域に住む人同士が知り合い、支えあう意識を自然に育むことができるような地域での交流の場・機会づくりを進めます。

また、市民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリーを進めます。

さらに、地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、自治区や民生委員・児童委員等の地域福祉活動を行うさまざまな団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支えあう力の活性化を図ります。

### 基本目標2 支えあいのしくみづくり

地域福祉を推進するためには、市民や関係団体の個々の取り組みを進めることも大切ですが、これらの活動がつながることで、これまで解決できなかった課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれるなどの効果が期待できます。

そして、このように地域の支えあう力をより一層高めるためには、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりや活動の拠点づくりが必要です。

このため、公民館・集会所、学校などのさまざまな施設・社会資源を、これらの地域福祉活動の拠点として活用できるよう、利用しやすいしくみづくりを進めます。

### **基本目標 3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり**

福祉サービスは、介護保険法や障がい者自立支援法等にみられるように、行政が措置として提供するしくみから、サービス利用者自身がサービスを選び、利用するしくみへと大きく変化しています。

このような制度の下では、利用者（や家族等）が自由にサービスを選べる半面、自分で本当に必要な（＝適切な）サービスを選ぶために、制度やサービス（内容）についての情報や知識を得て、サービスを決め、契約をすることが求められています。行政の役割としては、利用者等が適切なサービス、適切な提供機関を選択できるように支援していくことが重要となっています。

このため、市民誰もが利用しやすい環境づくりを進めるために、高齢者や障がい者等の福祉に関する情報提供と相談体制の充実や権利擁護に取り組みます。

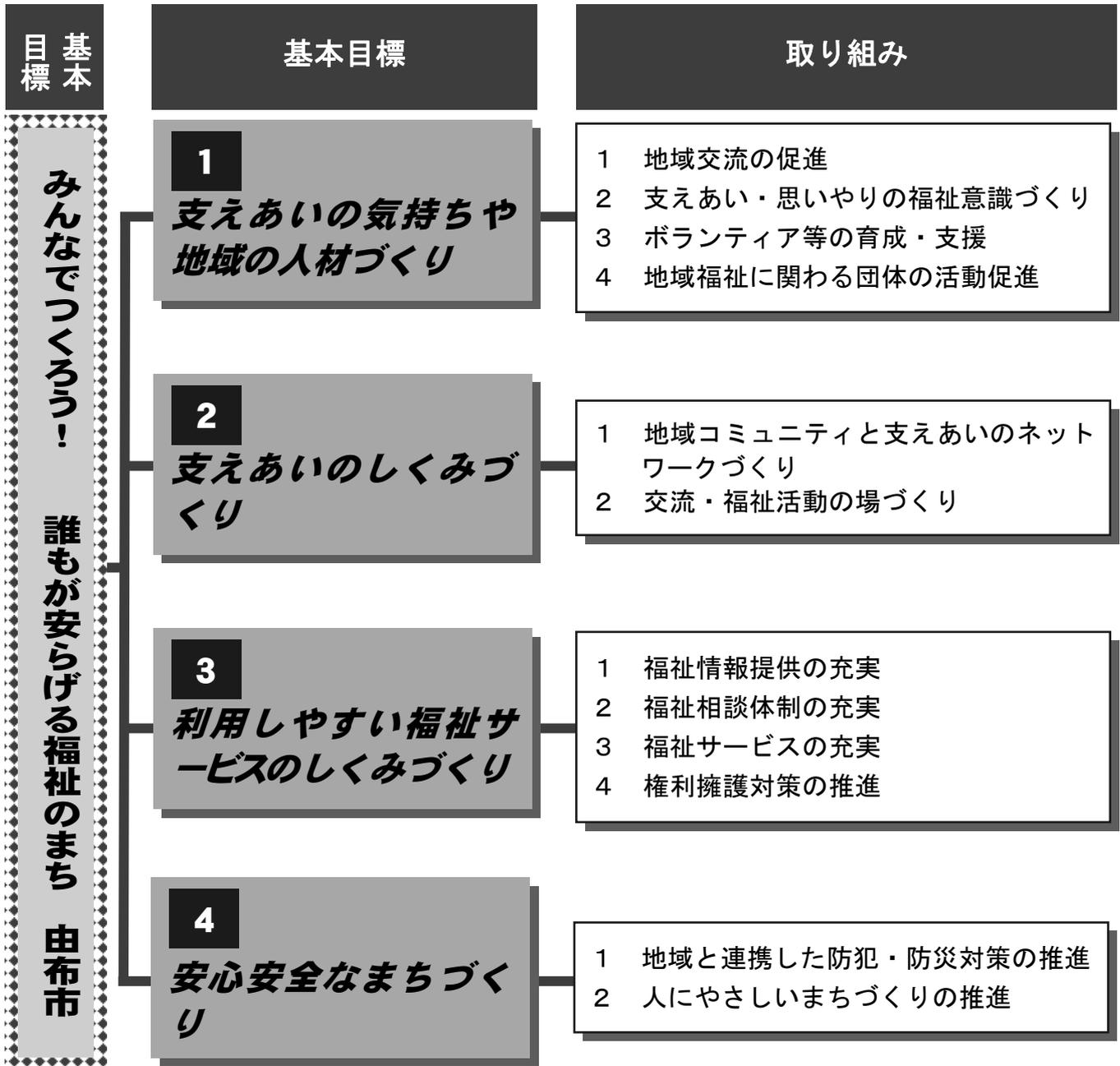
### **基本目標 4 安心安全なまちづくり**

すべての市民が、住み慣れた本市で安心して暮らすためには、障がいがある人もない人も、また、子どもから高齢者まで、誰もが安全に活動できる環境づくりが重要な課題です。

このため、地域住民や消防・警察等の関係機関と連携して、子どもや高齢者、障がい者などの要援護者を犯罪や災害から守るための対策を地域ぐるみで進めていきます。

また、すべての市民が安全かつ安心して住み、活動することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、道路や施設等の生活環境の整備や、公共交通等の移動手段の確保・充実に取り組みます。

### 3 計画の体系





## 第2部 各論

## 【 第 2 部 各論の見方 】

本計画は、高齢者や障がい者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目して、地域における健康・福祉の課題を中心に、共に支えあう「共助」の考えを強め、また、行政の担う「公助」の役割をより効果的に発揮させる、「福祉のまちづくり」に向けた取り組みの第一歩です。

また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の最大の特徴は、「地域住民の参加がなければ策定できないこと」であり、地域福祉の推進に最も関わりのある地域住民自らが、計画策定に積極的、主体的に参加するとともに、計画策定後には、地域福祉の「担い手」として参画するところが大きな特徴です。

このため、第2部では、基本目標ごとの具体的な取り組みの方針について、「自助」「共助」「公助（市・社協）」別に期待される役割を明記しています。

また、「公助（市・社協）」については、取り組みの方針だけでなく、それを実現するための主な具体的施策・事業を整理しています。



### 『自助』

市民一人ひとりが主体的に取り組むことや心がけること



### 『共助』

地域や関係団体等が協力して取り組むこと



### 『公助』

行政（市・社会福祉協議会）が主体的に取り組むこと

今後の地域福祉の推進にあたっては、今回の計画策定をきっかけとして、住民自身の努力による『自助』、地域住民・事業者・ボランティア・NPO法人など地域全体で取り組む『共助』、行政などが主体的に取り組む『公助』という役割分担の意識の浸透と、協働による地域福祉活動の実践を目指します。

## 基本目標1

# 支えあいの気持ちや地域の人材づくり

## 取り組み1 地域交流の促進

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

アンケート調査によると、地域の課題としてとなり近所の関係が薄いと感じている人が多く、支えあう地域づくりのためには住民同士の普段からのつきあいが重要であるとの意見があげられました。また、関係団体ヒアリングにおいても「向こう三軒両隣」という意識が薄れているという意見が出ており、地域のつながりが希薄化している状況がうかがえます。

### 取り組みの方針

支えあう地域づくりの第一歩は、地域の中でのつながりづくりであり、アンケート調査や関係団体ヒアリングにおいても、地域での交流の場・機会づくりが強く求められていることが分かります。

地域の問題を解決するためには、まず、同じ地域に住む人同士が、助けあう意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。

このため、同じ地域に住む人同士が知り合い、助けあう意識を自然に育むことができるよう、公民館活動や地域で行われている活動への支援を行うなど、住民同士が交流できる環境づくりに努めます。

### 取り組みの役割分担

自 （市 民）	助	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の行事に積極的に参加し、地域の人と交流を深めましょう。</li> <li>◆ 地域の人に積極的にあいさつや声かけをしましょう。</li> </ul>
共 （地域・団体）	助	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ さまざまな人が参加できる行事を企画し、実施しましょう。</li> <li>◆ 地域全体であいさつや声かけ運動を推進しましょう。</li> </ul>
公 （市・社協）	助	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域のさまざまな人が参加できる行事を企画し、実施します。</li> <li>◆ 地域と連携して、あいさつ・声かけ運動や「ふれあいサロン」等を推進します。</li> <li>◆ 身近なところで住民同士が交流できる場づくりや行事の開催を支援します。</li> <li>◆ 子どもや子育て家庭、高齢者、障がい者などを対象とした交流事業の推進に努めます。</li> </ul>

〈市・社会福祉協議会の主な具体的施策〉

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
1	自治公民館活動及び育成の支援	社会教育の振興はもとより、地域の交流活動等の一環として、自治公民館活動の支援や、自治公民館連絡協議会の活動支援等を行う。	今後も継続して活動支援を行う。	社会教育課
2	公立公民館まつりの開催	公立公民館まつりの場が地域住民の交流機会となるようプログラムの充実に努める。	交流の場の確保をはじめ、学習成果の活用の中としても活用する。	公立公民館
3	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者のいない家庭の、概ね小学校低学年児童を中心に、適切な遊び及び生活の場を提供する。	児童数が減少する一方で、児童クラブのニーズは高まっているため、児童数に応じた施設整備と配置等を検討する。	子育て支援課
4	学校・家庭・地域の協働	学校・家庭・地域社会が協働して子どもたちを育てていくためのネットワーク強化を推進する。(校区ネットワーク・連携における支援活動)	平成24年度までは学校支援、放課後の居場所事業だけだったが、今後は家庭教育支援についても取り組みを予定している。	社会教育課 (公立公民館)
5	保育所地域活動事業	保育所での異年齢児交流、世代間交流等、一般保育だけでは学べないことを学ぶ機会を提供する。	保育所入所児童に対する貴重な事業であり、今後も継続して実施する。	子育て支援課
6	児童館事業	児童館利用児童の地域行事への参加を推奨し、世代間の交流を促進する。	今後も継続して実施する。	子育て支援課
7	地域支え合い事業	在宅高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活ができるよう、支援を行う。	生きがいデイサービス、外出支援サービス、生活管理指導員派遣事業の実施。地域支援事業との棲み分けを検討しながら継続して実施する。	健康増進課
8	地域・郷土を愛する心の育成(学校教育)	児童生徒の地域・郷土を愛する心の育成及び地域交流を促進するため、総合的な学習や各授業での地域人材とのふれあいや体験的な学習の充実を図る。	指導を行う人材の確保及び協力依頼を行いながら、今後も継続して実施する。	学校教育課

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
9	ふれあいいいき健康サロン	地域ボランティア等と連携しながら、地区公民館等で高齢者が健康チェックやレクリエーション等を行う「ふれあいサロン」について、支援ボランティアの育成等により充実を図る。	開催自治区が固定化されつつあるため、未開催の自治区へサロンの広報活動を行う。	社会福祉協議会
10	一人暮らしの集い	民生委員・児童委員等と連携して、一人暮らし高齢者を対象とした交流事業を行う(年1回)。	一部地域での実施から、市全体の取り組みとして拡大して実施する。	社会福祉協議会
11	男性料理教室	概ね 65 歳以上の男性を対象に食生活改善推進協議会等のボランティアの協力を得ながら、料理教室を実施する。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会
12	各種スポーツ大会	障がい者同士や障がい者と地域交流を図るため、身体障害者福祉協議会や老人クラブと連携して、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペンタク等のスポーツ大会を実施する。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会
13	由布市スポーツレクリエーション大会	誰もが気軽に参加できるスポーツイベントを企画・開催する。	より多くの市民が参加出来るよう、種目、時期、開催場所等の検討を行う。	スポーツ振興課
14	健康立市の推進	健康づくりを基本に、各課横断的に健康施策を実施し、市民の健康の保持増進に努める。	各課が主体となり、積極的に健康施策を実施する。	健康増進課

## 取り組み2 支えあい・思いやりの福祉意識づくり

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

アンケート調査によると、支えあう地域づくりのために地域が取り組むべきこととして、「住民が地域に暮らす様々な立場の人の問題をもっと知ること」と感じている人が多く、行政が行うべきこととしては、「弱い立場にある人の権利や人権を守るしくみづくりを進める」との意見があげられています。また、関係団体ヒアリングにおいても、高齢者や障がい者などが地域で安心して暮らすためには住民の理解と協力が不可欠であること、そして人権問題などについては子どものうちから学習する機会が必要であるとの意見が出されました。

### 取り組みの方針

地域には、子どもや高齢者、障がい者など、様々な人が暮らしています。地域での交流を通じて支えあう意識を自然に育むとともに、市民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが大切です。

また、福祉意識の醸成のためには、子どもの頃からの福祉教育や人権教育が不可欠です。

このため、障がいの有無や性別、年齢、国籍等に関わらず、市民が、お互いを正しく理解し、人格を尊重しあうことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

### 取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、同じ地域に住む者として、お互いを尊重しあいましょう。</li> <li>◆ 福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会に参加しましょう。</li> </ul>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての認識を深めましょう。</li> <li>◆ 福祉に関する学習や、ボランティア・助け合い活動等を行うときは、積極的に広報し、参加を呼びかけましょう。</li> </ul>
<p>公 助 (市・社協)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 福祉意識の醸成につながる行事や講座等を開催します。</li> <li>◆ 「人権教育・啓発基本計画」や「男女共同参画プラン」等の関連計画を推進します。</li> <li>◆ 学校教育や社会教育の中で、人権や福祉についての意識啓発を推進します。</li> </ul>

〈市・社会福祉協議会の主な具体的施策〉

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
15	「人権教育・啓発基本計画」の推進	「由布市人権教育・啓発基本計画」及び同実施計画により、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、様々な人権問題を解決するための教育・啓発や、相談支援・権利擁護等の施策を推進する。	あらゆる人々の人権を保障し、差別の撤廃に関する教育・啓発のため、今後も継続して推進する。	人権・同和対策課
16	人権に関する学習機会提供・活動支援	社会教育課、学校教育課、公立公民館、人権・同和対策課等が連携して、人権に関する学習機会を効果的に提供するとともに、地域のPTA等が行う人権学習活動を支援する。	人権教育に関係する各課の連携を図り、今後も学習機会の提供と学習活動支援を行う。	社会教育課 学校教育課 人権・同和対策課 公立公民館
17	「いのちの循環を大切にする市民会議」の推進	人権・同和問題の解決をはじめ、あらゆる人々の人権を保障し、差別撤廃、教育と啓発を総合的に推進する。	「いのちの循環を大切にする市民のつどい」を人権週間中に開催し、今後もあらゆる人々の人権の保障と差別撤廃のための啓発活動を推進する。	人権・同和対策課
18	公民館教室	公立公民館で各種教室・講座を実施し、その一環として福祉や人権に関する講座・プログラムの設定に努める。	学習成果の活用を主眼とし、引き続き各主催講座や支援団体等への人権学習会を実施する。	公立公民館
19	「男女共同参画プラン」の推進	「男女共同参画プラン」に基づき、地域活動や福祉分野での男女共同参画意識の醸成等に取り組む。	平成27年度(最終年度)まで「男女共同参画プラン」の目的達成に向け、更に取り組みを行う。 平成28年度からの第2次プランに向けて評価・検討・準備を行う。	総務課
20	社会福祉大会	福祉意識醸成の一環として、福祉に功労者・団体等を顕彰する福祉大会を開催する。大会が福祉関係者の交流の場となるような企画運営及び障がい者団体等への参加促進を図る。	福祉協力校等の実践発表等を取り入れるなど、内容の充実を図る。	福祉対策課 社会福祉協議会
21	地域福祉講座	県社協と連携して、地域の小・中・高校等で障がい者や介護問題についての教室・講座を行い、児童生徒の福祉意識の醸成を図る。	未実施校への参加の呼び掛けを積極的に行いながら、継続して実施する。	社会福祉協議会
22	人権協会の活動支援	地域において権利擁護活動に携わっている人権協会の活動を支援する。	今後も継続した支援に努めるとともに、障がい者の人権問題や権利擁護のための制度・事業等についての研修の充実を図る。	福祉対策課

## 取り組み3 ボランティア等の育成・支援

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

地域の中には、さまざまな手助けを必要とする人がいますが、これらの人に対する子育て支援活動や、高齢者・障がい者への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、NPOやボランティア活動の重要性は年々高まっています。

アンケート調査をみると、福祉への関心度は非常に高いものの、実際にはボランティア活動に参加していない人が過半数を占める状況です。また、関係団体ヒアリングにおいては、地域のつながりや人間関係を深める意味でもボランティア活動等への参加は有効だが、いかに参加者を集めるかが課題であり、情報発信とともに、一人ひとりが積極的な参加を心がけることが必要、との意見が出ました。

### 取り組みの方針

地域に存在するさまざまな課題を解決するためには、住民と地域、行政の役割分担によるボランティア活動等をはじめとしたさまざまな地域の力が必要となります。しかし、ボランティア活動等の重要性が高まっていく中、活動への参加につながっていない状況や、活動を担う若い人材を含めた担い手不足も深刻な課題となっています。

また、少子高齢化の進展や、団塊世代の定年退職も本格化しており、今後も地域の中で高齢者が増えていきます。こうした中、高齢者等が生きがいを持って生活していけるしくみづくりが必要視されており、高齢者は、その豊富な経験や能力を活かしたボランティア等の担い手として期待されています。

このため、ひとりでも多くの市民がボランティア・NPOや地域活動等に関心を持ち、参加できるよう、情報提供や参加・活動しやすいしくみづくりに取り組みます。

### 取り組みの役割分担

<p>自 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ボランティアやNPO、地域活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技を活かして参加しましょう。</li> <li>◆ 困っている人を見たら、声をかけたり、手助けをしましょう（ちょっとしたボランティア）。</li> <li>◆ 活動の担い手となる人材の発掘・育成に協力しましょう。</li> </ul>
<p>共 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自分たちが行っている活動について積極的に情報提供しましょう。</li> <li>◆ 専門的な知識や技術を要する地域の事業者及び従事者は、その知識と技術、経験を活かし、地域活動に協力しましょう。</li> </ul>

<b>公 助 (市・社協)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ボランティアに関する学習会を開いたり、活動に必要な情報提供等を行い、ボランティア等への参加を促進します。</li> <li>◆ ボランティア連絡協議会の支援やボランティア保険の加入促進など、ボランティアが活動しやすいしくみづくりに取り組みます。</li> <li>◆ 社会福祉協議会や公民館等の関係機関・団体と連携して、ボランティアやNPO、地域活動等の育成と活動支援に努めます。</li> </ul>
-----------------------	--

《市・社会福祉協議会の主な具体的施策》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
23	青少年ボランティアサポートセンターの機能充実	ボランティアの受け入れを希望する個人や地域、公的施設、企業等の情報とサポートセンター登録者の情報をコーディネートし、青少年や大人が各種ボランティア活動に参加する機会を提供する。また、子どもの体験活動や地域活動に関する情報誌を発行し、情報提供を行う。	今後も継続して実施する。	湯布院公民館
24	ボランティア連絡協議会の組織強化・活動支援	ボランティアの活動振興と相互の連絡調整、交流を促進するため、ボランティア連絡協議会の活動や運営支援を行うとともに、市全体での協議会組織体制の構築・強化を図る。	従来までの各町単位での連絡調整と交流促進から、平成25年度以降は市全体を対象とした連絡協議会の設立を目指す。	社会福祉協議会
25	災害時ボランティアの確保	災害が発生したときに、迅速かつ効率的に支援活動を行うことができるようにボランティアの登録者を確保する。	災害救援問題に取り組むためのボランティア講座を開催し、修了者へ登録を呼びかける。(広報紙でPR)	社会福祉協議会
26	ボランティアコーディネーター	ボランティアを行いたい人と、ボランティアによる支援を希望する人との仲介や調整等を行う「ボランティアコーディネーター」の周知を図るとともに、登録者の拡充に努める。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会
27	ボランティア保険の加入促進	市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、広報紙等でボランティア保険の周知を図り、加入を促進する。	今後も継続して推進する。	社会福祉協議会
28	NPO活動推進支援事業	NPOと行政の協働の推進を図る。	今後も各団体の協力を得ながら、事業を検討・実施する。	総合政策課
29	青少年のボランティア活動・地域活動等の促進	公民館活動等を通じて、小中高生ボランティア等の次代のボランティア活動・地域活動の担い手を育成する。	市の将来を担う青少年の活動として、引き続き活動の場の設定を行い、地域と繋がる活動を支援する。	社会教育課 公立公民館

■第2部 各論■

基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
30	社協指定ボランティア協力校	地域の小・中・高校等の協力校の確保に努め、児童生徒の福祉意識の醸成とボランティア活動の促進を図る。	市内全校加入を推進する。	社会福祉協議会
31	夏休み体験ボランティア	児童生徒や学生、社会人が夏休みに福祉施設等でボランティアを行う「夏休み体験ボランティア」について、事業の周知と参加促進を図る。	継続した参加促進と周知、広報活動を行う。	社会福祉協議会
32	地域人材の活用	「由布市地域子育てネットワーク事業」の「人のネットワークづくり」の一環として、公民館活動等で行ってきた地域人材活用を組織化して学校教育にも活用し、地域で活動している人を学校での「学習サポーター」等として活用する。	学校・家庭・地域の協働に関する事業の一環として今後も実施する。	社会教育課 学校教育課
33	ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。	安全で安定した事業の遂行を行うための会員の資質向上と、会員数を増やし、子育て支援事業の選択肢として確立させる。	子育て支援課
34	シルバー友愛訪問	老人クラブ活動の一環として高齢者が高齢者宅を訪問し安否確認や交流等を行う「シルバー友愛訪問」の促進を図る。	継続して実施するとともに、未実施地区への活動推進に努める。	福祉対策課 社会福祉協議会
35	有償ボランティア事業	高齢者によるボランティア登録者で、買い物支援やゴミ出し支援、見守り支援を有償にて実施する。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会
36	地域のつながり促進事業	地域住民による地区内ボランティア活動実施の支援及び民生委員・児童委員、自治委員、地域ボランティアとの協働による意識の共有を図る。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会

## 取り組み4 地域福祉に関わる団体の活動促進

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

アンケート調査によると、支えあう地域づくりのために必要なこととして、「行政区（自治区）やボランティア等が行う福祉活動への支援」をはじめ、「行政、事業者、ボランティア・NPO団体と住民組織との連携」が重要視されています。また、関係団体ヒアリングにおいては、活動への参加者が少ないことや、地域によって活動に偏りがあること、担い手不足による団体の縮小化が進んでいるとの意見が出されました。

### 取り組みの方針

本市には、地域福祉推進の中核的組織である「由布市社会福祉協議会」をはじめ、民生委員・児童委員や自治委員、老人クラブ、青少年健全育成会、障がい者等の団体や子育てサークルなど、さまざまな団体が地域で活動しており、これらの活動団体が、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

また、各団体が、地域ごとに取り組んでいる活動の特性を大切にしつつ、市全域での活動に広がっていくよう促進していくことも必要です。

このため、地域のさまざまな団体と連携し、地域福祉のための活動を促進します。また、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核として機能強化に努めます。

### 取り組みの役割分担

自 助 (市 民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域のさまざまな団体の活動に関心を持ち、参加しましょう。</li> <li>◆ 地域のさまざまな団体の活動内容をよく知り、活用しましょう。</li> </ul>
共 助 (地域・団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 団体の活動を積極的にPRし、市民の参加を促進しましょう。</li> <li>◆ 誰もが活動に参加しやすいような内容となるよう工夫しましょう。</li> <li>◆ 地域に根ざした取り組みの特色を活かしつつ、団体内部の連携を強め、市の団体としての体制づくりを進めましょう。</li> </ul>
公 助 (市・社協)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的団体として、組織の機能強化を図ります。</li> <li>◆ 社会福祉協議会の活動を積極的にPRし、地域と連携した福祉活動の推進に努めます。</li> <li>◆ 地域福祉に関わるさまざまな団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。</li> <li>◆ 障がい者やその家族など、地域で何らかの支援を要する人の自主活動については、社会参加支援の観点からも、より積極的な活動支援に努めます。</li> <li>◆ 地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会と緊密に連携しながら、本計画の推進に努めます。</li> </ul>

〈市・社会福祉協議会の主な具体的施策〉

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
37	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員による地域福祉・在宅福祉活動を支援する。	複雑多様化してきた福祉問題を解決し、地域福祉を増進するため、関係機関と民生委員・児童委員の連携を積極的に図る。	福祉対策課 子育て支援課 社会福祉協議会
38	福祉推進員制度の推進	民生委員・児童委員等と協力して身近な地域での福祉活動推進に取り組む「福祉推進員」の育成と活動支援に努める。	民生委員・児童委員と福祉推進員の役割の明確化を図りながら継続して実施する。	社会福祉協議会
39	食生活改善推進員組織育成	食生活改善推進員(ヘルスマイト)の育成を行う。	支部活動に積極的に参加するボランティア会員を養成する。	健康増進課
40	ヘルスアップリーダーの組織育成	運動を中心として健康づくりの普及推進を図るヘルスアップリーダーの育成や団体の活動支援を行う。	高齢者等の健康維持増進を図るため、地域等において健康体操の紹介などを行い、市民の健康づくりを支援する。	健康増進課
41	老人クラブの活動支援	高齢者の地域活動やボランティア活動等を推進する中核的団体である「老人クラブ」活動を促進するため、単位老人クラブや老人クラブ連合会への助成等を行う。	クラブ会員数が減少しているため、入会促進に努める。	福祉対策課 社会福祉協議会
42	障がい者関係団体の活動支援	「身体障がい者福祉協議会」や「手をつなぐ親の会」等の障がい者関係団体の活動支援を行う。	今後も継続して団体の活動支援を行う。	福祉対策課 社会福祉協議会
43	子育て地域組織活動育成事業	児童の健全育成を願う地域住民の積極的参加による「母親クラブ」や、幼稚園・保育所・公民館等を活動拠点とした地域の子育て支援ボランティアの活動を促進する。	母親クラブなどの地域に根差した団体の育成・支援とあわせ、NPOなどの団体も含め、専門性も加味した育成支援の展開を行う。	子育て支援課
44	青少年健全育成関連団体の育成・支援	家庭・学校・地域が連携して青少年の健全育成に取り組むため、挟間・庄内・湯布院の各地域で「青少年健全育成市民会議」を組織し、健全育成のための各種活動を行う。その他子ども会育成会等の関係団体の育成・支援に努める。	各関係機関との連携協力を視野に、今後も継続して活動支援を行う。	社会教育課 公立公民館
45	次世代育成支援対策地域協議会の設置	「次世代育成支援地域行動計画」の推進や進捗管理を行い、児童に関する各種施策の推進を図るため、関係団体代表等で構成する協議会を開催する。	平成25年度にニーズ調査を実施、平成26年度に計画の見直しを行う。協議会については平成27年度以降「仮称：由布市こども子育て会議」へ移行し、関係団体代表等で構成する協議会を開催する。	子育て支援課

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
46	要保護児童対策協議会の設置	児童虐待の事例等を検証し再発防止に努めるため、関係団体・機関等による協議会を開催する。	今後も継続して実施する。	子育て支援課
47	社会教育・生涯学習関係団体等の育成・支援	女性団体連絡協議会やPTA連合会、その他の社会教育関係団体等に対して、その育成・支援に努める。	団体としての役割を明確化しながら、今後も継続して活動支援を行う。	社会教育課 公立公民館
48	社会福祉協議会と行政との連携	地域福祉推進の中核的団体である社会福祉協議会に対して助成等による活動支援を行う。	複雑多様化してきた地域福祉の諸問題を解決し、地域福祉の増進を図るために必要な情報の共有化に努め、積極的に連携を図る。	福祉対策課
49	社協だより・リーフレットの発行	年4回全戸配布している「社協だより」について、福祉関連イベント情報や関係団体の紹介記事の掲載など、情報内容の充実を図る。また、社会福祉協議会の事業・活動の周知を図るためのリーフレットを作成する。	今後も社協だよりの充実と、3年ごとのリーフレットの更新を行う。	社会福祉協議会
50	社会福祉協議会専門職の資質向上	介護福祉士や社会福祉士等の福祉に関わる国家資格取得促進等により、社会福祉協議会職員の資質向上を図る。	今後も専門職の資質向上と人材確保に努める。	社会福祉協議会
51	社会福祉協議会役員の資質向上	公正な法人運営を目的とした研修会及び先進地施策研修等を行うなど、役員の資質向上を図る。	今後も役員の資質向上を図る。	社会福祉協議会
52	歳末たすけあい配分事業	由布市共同募金審査委員会で決定した対象者(1人暮らし高齢者、ひとり親家庭、被災世帯、寝たきりの方等)に見舞金等を配布する。	見舞金・物品配布だけでなく、地域福祉活動への活用等も含めた事業のあり方を検討する。	社会福祉協議会

## 基本目標2

# 支えあいのしくみづくり

## 取り組み1 地域コミュニティと支えあいのネットワークづくり

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

高齢者や障がい者、子育て家庭など、地域で手助けを必要としているさまざまな人々を支えるためには、地域住民や各種関係団体が密接につながりあって支援するネットワークづくりが必要です。

そのためには、まずは地域にどのような支援を必要とする人がいて、どのような支援を行えばよいのか検討する必要があります。

しかし、アンケート調査によると、困ったときに相談したり助け合える人が身近にいない人が多く、近所付き合いが希薄な様子が見えます。また、関係団体ヒアリングにおいても、高齢者などの支援を要する人がどこに住んでいるのか分からない、といった意見や、地域で困っている人がいても、どのような支援ができるのか分からない、どこまで踏み込んでいいのか分からない、といった課題があげられました。

### 取り組みの方針

本市においても人口減少や少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭等の支援のためには、さまざまな関係団体が地域単位でつながることが大切であり、より身近な単位で地域の関係者が連携しながら、支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークづくりが必要とされています。

まずは、支援を要する人が地域にどの程度いるのか、という情報が必要であり、個人情報保護に留意しながら、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携して、支援を要する人の把握や、支えあいのためのネットワークづくりに取り組みます。

また、アンケート調査によると、となり近所の人に手助けしてほしいこととして、「声かけや安否確認」、「話し相手や相談相手」等をあげる人も多く、必ずしも特別な支援を求めている人ばかりではないことが分かります。

支援を要する人を特別視するのではなく、まずは同じ地域に住む住民同士として助け合う気持ちを持って目を向けること、また、特別な支援ではなく、それぞれの立場で、それぞれができることから関わりあっていけるよう、意識の啓発と支援を要する人を支えるきっかけづくりを進めます。

## 取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自治区等の身近なところでの支えあい活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 隣近所に住む人に関心を持ち、声かけや日頃のあいさつなどを通じた交流を深め、地域にどのような人がいるのか把握しましょう。</li> <li>◆ 困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。</li> <li>◆ 一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、子育て家庭や障がい者がいる世帯など、困りごとを抱えている人がいたら、民生委員・児童委員等の地域の相談役に相談してみましょう。</li> </ul>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自治委員や民生委員・児童委員は、地域の要支援者を定期的に訪問するなど、要支援者の状況を把握しましょう。</li> <li>◆ 自治区等で地域の課題や解決策などを話し合う機会をつくりましょう。</li> <li>◆ 地域で見守り活動などを行っている団体同士が連携して、より効果的な活動を行いましょ。</li> </ul>
<p>公 助 (市・社協)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域単位での支えあいネットワークづくりに取り組みます。</li> <li>◆ 困りごとを抱える家庭等の課題を把握し、必要な支援につなげます。</li> <li>◆ 「由布コミュニティ（地域の底力再生）事業」等で、市民と協働した地域コミュニティづくりを推進します。</li> <li>◆ 社会福祉協議会と連携して、地域の支えあいネットワークづくりに取り組みます。</li> </ul>

### 《市・社会福祉協議会の主な具体的施策》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
53	由布コミュニティ(地域の底力再生)事業	地域が抱える課題や魅力を、住民自ら再点検し、その改善策や活用策を地区計画としてまとめ、推進する。	引き続き、地域が抱える課題や魅力を、住民自ら再点検し、その改善策や活用策を地区計画としてまとめ推進する。また、全事業実施地区を対象とした交流大会を開催する。	総合政策課 地域振興課
54	コミュニティ組織の育成強化	自治区組織を充実させたコミュニティ組織の育成を図る。	自治区組織を充実させたコミュニティ組織の育成を図るとともに、すでに事業を終了した地区のコミュニティ組織の支援・強化を図る。	総合政策課 地域振興課
55	小地域福祉ネットワークの確立	民生委員・児童委員や自治委員等と連携して、小地域で高齢者や障がい者等の困りごとを抱える家庭を見守り、支援するネットワークづくりを行う。	全ての小地域でのネットワークの確立を目指す。	社会福祉協議会

■第2部 各論■

基本目標2 支えあいのしくみづくり

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
56	要支援者の実態把握	民生委員・児童委員等と連携して、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の実態調査を行う。	今後も継続した取り組みを行いながら、災害時における行政との連携を図る。	社会福祉協議会
57	高齢者見守支援事業	一人暮らし高齢者等の安否確認や孤独感の解消のための見守りを行うため、地域住民や関係団体はもとより、一人暮らしの人と接点のある企業・事業者等も含めた連携・協力体制づくりに努める。	地域企業の参加に向けた取り組みを強化する。	社会福祉協議会
58	介護者の集い	介護者のリフレッシュと介護者同士の交流による連帯意識の醸成(ネットワーク化)を図る。	在宅介護者を対象に精神的負担の軽減を図るために、意見交換会や日帰り研修等を行う。	福祉対策課

## 取り組み2 交流・福祉活動の場づくり

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

地域福祉に関わる取り組みを進めるためには、地域の中で住民同士が交流したり、さまざまな団体等が福祉活動を行う拠点となる「場」が必要になります。

アンケート調査においても、支えあう地域づくりのためには地域の人々が知り合う機会を設けることが必要だと感じている人が多くなっていますが、関係団体ヒアリングでは、誰もが気軽に集まることのできる場所が少ないことや、子どもを持つ保護者同士の交流の場、世代間交流の場が少ないといった指摘がありました。

また、こうした交流の「場」づくりについては、既存の地域資源が持つ特徴や強みを活かした取り組みが必要といった提案も出されました。

### 取り組みの方針

本市には、公民館・集会所や各種体育施設等があり、地域交流の活動拠点となっています。これらのさまざまな既存の地域資源を活かしながら、今後もハード・ソフト両面からの利便性の向上に努め、地域の交流や福祉活動の拠点・場づくりに取り組みます。

### 取り組みの役割分担

自 (市)	助 (民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。</li> <li>◆ 地域で交流できる施設や「場」の管理・運営に参画しましょう。</li> </ul>
共 (地域・団体)	助	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公民館や集会所などの地域施設が使いやすいものとなるよう、これらの施設の管理・運営に取り組みましょう。</li> <li>◆ 福祉施設などは、管理する施設を地域の活動の場として開放したり、地域との交流事業を行いましょう。</li> </ul>
公 (市・社協)	助	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域福祉活動の拠点として、公民館等の身近な施設を活用します。</li> <li>◆ 身近な地域の拠点である公民館・集会所等の整備に努めます。</li> <li>◆ 地域の資源を活かした新しい活動拠点づくりを検討していきます。</li> <li>◆ 「指定管理者制度」により、民間活力を活用しながら市民が利用しやすい施設づくりを推進します。</li> </ul>

〈市・社会福祉協議会の主な具体的施策〉

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
59	自治公民館等整備の支援	自治公民館等の新增改築に対し、補助金交付に努める。	効果的な拠点整備に向けた検討を進める。	社会教育課
60	公立公民館の管理運営及び施設整備	生涯学習や地域活動の拠点となる公立公民館の管理・運営・整備を行う。	施設の老朽化が進んでいるため、新築も含めた整備について検討を行う。	社会教育課
61	由布市地域福祉センター整備事業	地域住民の癒しや交流、健康・生きがいづくり等の拠点となる「地域福祉センター」(仮称)の整備のための協議・検討を行う。	地域等において、効果的な「地域福祉センター」(仮称)の整備について協議・検討を行う。	福祉対策課
62	地域交流センター整備事業	地域交流センターの望ましいあり方について調査・研究を進め、整備を検討する。	都市再生整備事業として、平成25年度より由布川地域交流センター建設に着手する。5年間の継続事業であり、平成26年度には施設の完成を目指す。完成後地域協議会を中心に様々なソフト事業を実施予定。	総合政策課 地域振興課
63	指定管理者制度の推進	市所有施設の目的を効果的に達成するため、施設管理方法を再点検し、指定管理者制度を含めて民間活力の導入を行う。	今後も継続して実施する。	総務課

## 基本目標3

# 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり

## 取り組み1 福祉情報提供の充実

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

市民が自分の利用したい福祉サービスを適切に選び、利用するためには、まず、福祉制度やサービスの内容、利用方法等の必要な情報を手に入れなければなりません。

アンケート調査では、福祉に関する情報を広報紙やパンフレットなどから得ている人が最も多く、次いで家族や親戚、知人・友人が多くなっています。また、福祉サービスを利用する際に不都合を感じた理由として、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」などの意見や、利用者本位の福祉サービスのためには「福祉サービスに関する情報提供の充実」をあげる人が多く、情報提供体制の充実が求められていることが分かります。

また、関係団体ヒアリングにおいても、困った時や相談があった時にどこから情報を得て良いのか分からないといった意見や、団体同士の情報交換・情報発信も必要といった意見が出されました。

### 取り組みの方針

福祉に関わる制度やサービスの内容は、社会情勢等に応じてめまぐるしく変化していくため、さまざまな方法で、誰にとってもわかりやすい情報を提供していくことが必要です。

このため、すべての市民が、福祉制度やサービスについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな手段や機会を活用して情報提供します。また、高齢者や障がい者などにも必要な情報が行き届くように配慮した情報提供の方法を検討します。

### 取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 福祉制度やサービスに関心を持ち、情報収集しましょう。</li> <li>◆ 福祉制度の説明会等に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 入手した情報は、積極的に周囲に伝えるなど情報提供しましょう。</li> </ul>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自分たちの団体の活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。</li> <li>◆ 困りごとを抱えている人に対して必要な情報を伝え、サービス利用につながるよう支援しましょう。</li> </ul>

公 助 (市・社協)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会福祉協議会で実施する福祉サービスや福祉活動について情報提供していきます。</li> <li>◆ 障がい者に対する情報提供として、広報やパンフレット等の点訳・音訳や、点訳・音訳等を担う人材育成に努めます。</li> <li>◆ 広報への福祉の特集掲載や、福祉パンフレット・ガイドブック・チラシ等で情報提供していきます。</li> <li>◆ 広報紙やパンフレットなどの情報については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、わかりにくい専門用語を極力使わないよう配慮します。</li> <li>◆ インターネットやケーブルテレビ等のエリアが広がるよう、電気通信事業者への事業展開を促します。</li> </ul>
---------------	---

〈市・社会福祉協議会の主な具体的施策〉

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
64	広報活動の推進	魅力ある、わかりやすい広報紙と携帯サイトを含めたホームページの利用により、市政情報を市民に提供する。コンビニエンスストアなどにも広報紙を設置し、広く市民へ情報提供を行う。	市民に情報が行き届くよう、より見やすく利用しやすいホームページへリニューアルを行い、市民への情報発信に努める。	総務課
65	ブロードバンド提供地域の拡大	ブロードバンドサービスエリアが拡大するよう、電気通信事業者への事業展開を促す。	今度もブロードバンドサービスエリアが拡大するよう、通信網の整備を電気通信事業者へ促す。	総合政策課
66	手話講習会	県聴覚障害者協会等と連携して、手話講習会を開催し、手話通訳者の養成と、講習参加者と聴覚障がい者との交流を行う。	現在庄内地区でのみ実施しているのを、市全体としての取り組みを強化する。	社会福祉協議会

## 取り組み2 福祉相談体制の充実

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

アンケート調査をみると、身近な地域で相談活動を実施している民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動内容を知らない人が過半数を占め、ほとんどの人が日常生活に悩みや不安を感じていると回答しているものの、その相談先は家族や親族などに偏っています。また、利用者本位の福祉サービスのためには、利用者が最適なサービスを選択できるような相談支援体制の整備に取り組むべきとの意見が多くなっています。

関係団体ヒアリングにおいては、地域で困っている人がいた場合、どういった手助けをすべきなのか、地域の課題をどこに相談してよいのか分からない、といった課題が出ました。

### 取り組みの方針

福祉に関する相談は、福祉対策課や保険課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉協議会等の窓口をはじめ、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援事業の相談機関等で実施しています。

すべての市民が地域で安心して生活し続けるためには、さまざまな困りごとを気軽に相談できる体制が不可欠であり、市や社会福祉協議会等の相談窓口の利便性・専門性の向上や、窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりが必要です。

このため、身近な地域で、福祉に関する総合的な相談ができる体制づくりを進めます。また、市民の相談事がスムーズに解決できるよう、さまざまな相談窓口間の連携を強化します。

### 取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市や社会福祉協議会等の相談窓口や民生委員・児童委員等の地域の相談役に気軽に相談しましょう。</li> <li>◆ 困っている人や悩んでいる人がいたら、声かけを行いましょう。</li> </ul>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民生委員・児童委員や自治区役員等は、身近な地域の相談役として活動しましょう。</li> <li>◆ その他の関係団体も、それぞれの活動の中で、市民の相談事などに対応しましょう。</li> <li>◆ 地域で相談援助活動を行う民生委員・児童委員、自治区役員、各種関係団体等は、地域の相談役として、活動内容の充実と、その周知に努めましょう。</li> </ul>

公 助 (市・社協)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 身近な地域で、福祉に関するさまざまな相談に対応できる窓口・体制づくりに取り組みます。</li> <li>◆ 研修等により相談員の資質向上に努めます。</li> <li>◆ 地域子育て支援センター（児童福祉）や地域包括支援センター（高齢者福祉）、障がい者相談支援事業（障がい者福祉）などの、分野ごとの専門相談機関について、市民への周知と利用促進に努めます。</li> <li>◆ 研修等により各種相談員の資質向上を図ります。</li> </ul>
---------------	---

《市・社会福祉協議会の主な具体的施策》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
67	総合相談支援	福祉、保健全般に関わる総合相談窓口として相談を受け付ける。	相談対応体制を整備し相談支援を行う。	健康増進課
68	心配ごと相談	市民の日常的な生活課題に関する相談等に身近な地域で対応できるよう、相談体制の充実や相談員の資質・技術向上を図る。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会
69	地域包括支援センター事業(ケアマネジメント等)	地域包括支援センターとして高齢者の介護等に関わる相談、訪問やサービス調整、ケアマネジャー支援などを行う。	今後も継続して実施する。	保険課 健康増進課 福祉対策課 社会福祉協議会
70	高齢者総合相談	ケアマネジメント以外の高齢者の生活に関わるさまざまな生活課題に対応するため、訪問や関係団体との連携等により実態把握を行い、必要なサービス利用につなげるなどの総合的な相談・支援に努める。	今後も継続して実施する。	福祉対策課 社会福祉協議会
71	障害者相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行い、障がい者の地域生活を支援する。	今後も継続して支援するとともに、専門職の確保に努める。	福祉対策課 社会福祉協議会
72	地域子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う地域の育児支援の拠点の充実を図る。	拠点施設における事業の展開により、地域における子育て支援の核となる施設となるよう検討を進める。	子育て支援課
73	精神保健医療制度相談	精神障がい者などの心の悩みや身の回りの困ったことなどの相談に対応する。また、精神通院医療の負担軽減制度、精神障害者保健福祉手帳の申請手続きを行う。	緊急を要する相談や、人材不足等の課題を踏まえ、今後も継続して実施する。	健康増進課

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
74	家庭児童相談事業	家庭相談員を配置し、児童等に関する相談対応を行う。	児童を取り巻く環境や相談事例の深刻化に伴う専門的な対応に応えられるよう、体制の検討を行う。	子育て支援課
75	母子自立支援員事業	母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する相談や助言、支援等を行う。	児童を取り巻く環境や相談事例の深刻化に伴う専門的な対応に応えられるよう、体制の検討を行う。	子育て支援課
76	DV関係等相談事業	DV(ドメスティック・バイオレンス)についての相談に対応し、県等の関係機関等と連携してDVの再発防止等に努める。	担当部署との連携を図り、様々な分野におけるDVに対する相談対応体制を構築する。	子育て支援課
77	低所得者等に対する相談対応	低所得者等の生活困窮者からの相談に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、生活自立のために必要な相談・支援を行う。	高齢者世帯及び傷病・障がい者世帯の比率が高いため、社協・民生委員・児童委員等との連携強化による生活困窮者に関する情報把握の体制づくりや、健康状態等に応じたきめ細かな支援の実施及び離職等により生活困窮におちいった者への自立助長・支援を行う。	福祉対策課

## 取り組み3 福祉サービスの充実

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

誰もが安らげる福祉のまちづくりのためには、市民が安心して利用できる福祉サービスを、質・量の両面で確保していくことが必要です。

アンケート調査や関係団体ヒアリングにおいても、地域福祉推進のために今後取り組むべきこととして、高齢者や障がい者、子育て支援等の福祉サービスの充実を求める声が多く、住民が安心して地域のなかで生活していくためには、困ったときに必要な支援が受けられる各種福祉サービスの充実に最も期待が大きい様子がうかがえます。

### 取り組みの方針

本市においては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉計画及び障がい者基本計画」、「次世代育成支援地域行動計画」等を策定し、各種保健福祉サービスの充実を図っています。

これらのサービスについては、行政が中心となって提供してきたものですが、近年では介護保険法や障害者自立支援法、子ども子育て支援法等にみられるように、さまざまな主体によりサービスが提供されるようになっていきます。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細やかに対応するために、企業やNPO法人等の多様なサービス事業者と連携して、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが求められています。特に高齢化が進んでいる本市においては、高齢者の介護サービスの質・量両面での確保が必要ですが、これらのサービスを支えるホームヘルパー等の人材不足といった課題もあります。

このようなことから、市民のニーズに対応した質・量ともに十分な福祉サービスを確保するため、社会福祉協議会はもとより、企業やNPO法人、社会福祉法人等の、多様な担い手の参画を促進しながら、利用しやすい福祉サービスの基盤整備に取り組めます。

また、社会福祉協議会においては、各種法定福祉サービス以外にも、地域福祉に関わる独自事業の実施に努めます。

取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望、アイデアを積極的に伝えましょう。</li> <li>◆ 自分の生活に関わるさまざまな福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。</li> </ul>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 福祉サービス事業者は、サービス利用者の意見・要望を的確に把握し、よりよいサービス提供に努めましょう。また、サービス従事者研修を行い、従事者の意識啓発や技術向上を図りましょう。</li> <li>◆ 福祉サービス提供者同士が集まり、地域の課題やその解決策について情報交換を行うなど、関係者同士のネットワークづくりに取り組みましょう。</li> <li>◆ NPO等は福祉サービス事業に積極的に参入しましょう。</li> </ul>
<p>公 助 (市・社協)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域で困りごとを抱える家庭等に対して、必要な支援・サービスを提供します。</li> <li>◆ 行政と連携しながら、介護サービスや障がい者福祉サービス等の法定福祉サービスを提供します。</li> <li>◆ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉計画及び障がい者基本計画」、「次世代育成支援地域行動計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。</li> <li>◆ サービス提供事業者等と連携して、ホームヘルパー等のサービス従事者の確保や、研修による資質向上、サービス従事者同士の連携等を支援します。</li> <li>◆ 福祉サービスや制度等に対する市民の意見・要望、アイデアを積極的に聞き、サービスの提供方法・内容を工夫していきます。</li> <li>◆ 研修等の受講により、行政職員の資質向上を図ります。</li> </ul>

《市・社会福祉協議会の主な具体的施策》

<p>施策 No.</p>	<p>施策名</p>	<p>施策概要</p>	<p>今後の方向性</p>	<p>主な担当部署</p>
<p>78</p>	<p>介護・高齢者保健福祉サービスの充実</p>	<p>介護保険法等に基づき、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスやその他の高齢者保健福祉サービス等の基盤整備を計画的に進める。</p>	<p>介護認定及び介護給付の適正化を推進しながら、県下で2番目の高さとなっている介護保険料高騰の抑制に努める。また、介護予防事業を推進し、高齢者の在宅自立支援を促進する。</p>	<p>健康増進課 社会福祉協議会</p>
<p>79</p>	<p>障がい者福祉サービスの充実</p>	<p>「障がい福祉計画及び障がい者基本計画」に基づき、障がい者福祉サービスの基盤整備等を計画的に進める。</p>	<p>計画に基づき障がい者福祉サービスの基盤整備等を計画的に進める。</p>	<p>福祉対策課</p>

■第2部 各論■

基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
80	次世代育成支援地域行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づき、「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、保育サービスや子育て支援サービスの基盤整備等を計画的に進める。	国・県の動向に配慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行う。	子育て支援課
81	「子ども・子育て支援事業計画」の策定	子ども・子育て支援法(平成27年度4月施行予定)に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画を定める。	平成27年施行に向け、ニーズ調査、子ども子育て会議の設置、制度管理システムの導入等を行いながら計画の策定・推進を図る。	子育て支援課
82	福祉サービス従事者の確保・養成	ヘルパー等の福祉人材が不足しているため、確保・養成に取り組む。	今後も継続して人材の確保・養成に努める。	福祉対策課 社会福祉協議会
83	地域福祉従事者の連携	介護サービス等の在宅サービスを行う事業者・従事者の連携を促進するため、連携組織「あらかし」を設立、定期的な開催を行う。	今後も参加施設、参加者の拡充を図りながら地域福祉従事者の連携体制づくりに取り組む。	保険課 健康増進課 福祉対策課 社会福祉協議会
84	親子ふれあい事業	民生委員・児童委員と連携して、母子・父子等のひとり親家庭を対象に、バス旅行等により親子のふれあいの機会を提供する。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会
85	車いす・ベッド貸出	寝たきりや重度障がい者の在宅生活を支援するため車いすやベッドの貸し出しを行う。	ベッドの老朽化対策及び保管場所等の検討を行いながら、今後も継続して実施する。	社会福祉協議会
86	高齢者配食サービス事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等に対して、食事を宅配し、食生活の改善と健康増進を図るとともに、訪問の際に安否確認を行う。	利用者の増加に伴う調理施設の改善に努める。	健康増進課 社会福祉協議会
87	社会福祉協議会生活福祉資金貸付	県社協とも連携しながら、一人暮らし等の高齢者世帯や障がい者、生活困窮世帯等に生活資金の貸付を行い、経済的自立等の生活の安定を図る。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会

## 取り組み4 権利擁護対策の推進

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

福祉サービスの利用にあたっては、利用者がさまざまなサービス提供者を自由に選べる反面、高齢者や障がい者、児童等、サービス利用に際して手助けが必要な人については、適切な利用を援助するためのしくみが不可欠となります。

アンケート調査においては、弱い立場にある人の権利や人権を守るしくみづくりを求める声が多い一方で、利用者の権利を守る成年後見制度や日常生活自立支援事業等の認知度は全体の2割にとどまっています。

また、関係団体ヒアリングにおいても、地域の高齢者や障がい者からの相談に対し、適切な援助方法についてどこに相談すればよいのか、どこから情報を得るべきかわからないといった意見が出されています。

### 取り組みの方針

高齢化や核家族化の進行等に伴い、認知症高齢者の財産管理等の問題や、子育て不安等からくる児童虐待の問題等、権利擁護に関わる問題が増加しており、国においては「児童虐待防止法」や「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」等の法整備が進められてきました。

本市においても、高齢者、障がい者、児童等の各分野ごとに、社会福祉協議会をはじめとした各分野の関係団体と連携して、権利擁護のためのネットワーク構築に取り組んでいるところです。

今後も、市民が必要なサービスを適切に選び、利用できるよう、様々な権利侵害から利用者の権利を守る取り組みを進めるとともに、サービス利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するための苦情相談・解決のしくみづくりに取り組みます。

### 取り組みの役割分担

自 助  
(市 民)

- ◆ 成年後見制度などの、サービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深めましょう。
- ◆ 悪質商法や振り込め詐欺等の新たな消費者問題について関心を持ち、被害にあわないよう注意しましょう。
- ◆ 隣近所や周囲の異変に気づいたら早急に民生委員・児童委員や行政機関に連絡しましょう。
- ◆ サービス事業者やサービス内容に関する意見や苦情は抱え込まずに、行政やサービス事業者に伝えましょう。

■第2部 各論■

基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり

共 助 (地域・団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。</li> <li>◆ サービス事業者は、サービスの自己評価や第三者評価を利用し、評価結果を積極的に情報公開しましょう。</li> </ul>
公 助 (市・社協)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用が必要な人を把握し、利用につなげます。</li> <li>◆ 社会福祉協議会と連携して、成年後見制度等の権利擁護に関連する制度・事業の周知と利用促進に努めます。</li> <li>◆ 悪質商法から高齢者や障がい者等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。</li> </ul>

《市・社会福祉協議会の主な具体的施策》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
88	成年後見制度の啓発	市、社会福祉協議会、その他の関係団体等の連携により、制度の周知と利用促進に努める。	今後も継続した取り組みを進めるとともに、広報の充実を図る。	福祉対策課 社会福祉協議会
89	日常生活自立支援事業	金銭管理ができない人等の自立支援として金銭の出し入れや公共料金の支払い支援等を行う「日常生活自立支援事業」について制度の周知と利用促進を図るとともに、生活支援員の確保・養成に努める。	継続した事業実施に向け、支援員の確保に努める。	福祉対策課 社会福祉協議会
90	賢く自立した消費者づくりの推進	「消費生活相談員」等と連携して、消費者生活に関わる広報・講習会等の啓発活動や指導の充実を図り、自立した消費者づくりに努める。	急増する認知症高齢者への対応にも配慮しながら、今後も継続して実施する。	商工観光課
91	消費生活に関する苦情・相談窓口の充実	消費生活に関する苦情・相談に対応できるように、関係機関、「消費生活相談員」等により窓口業務の充実を図る。	潜在化する消費者被害の対応に努めるとともに、被害の未然防止や被害拡大を防ぐ窓口業務を充実する。	商工観光課 社会福祉協議会
92	悪質商法等に関する消費者教育	悪質商法の増加に対処するため、高齢者や青少年を対象とした消費者教育を県や関係機関と連携して行う。	次々と発生する新しい手口の悪質商法の対処等、高齢者に必要な情報提供を図る。	商工観光課
93	消費者意識の高揚と知識の向上	県と連携して、広報等を通じ、適切な消費情報の提供を推進する。	今後も継続して実施する。	商工観光課

## 基本目標4

# 安心安全なまちづくり

## 取り組み1 地域と連携した防犯・防災対策の推進

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

基本理念で掲げた「誰もが安らげる福祉のまち」を実現するためには、防犯・防災対策も欠かせない重要な課題です。

アンケート調査においても、地域の課題として「地域での防災対策や災害時の助け合い活動が必要」と感じている人が多く、地域で取り組むべきこととして「災害時など地域での協力体制」をあげる人が多くなっています。また、となり近所の人に手助けしてほしいこととして、「災害時の手助け」をあげる人が最も多く、災害時などの緊急時には、特に地域の協力体制が不可欠だと感じている人が多いことが分かります。

さらに、関係団体ヒアリングにおいても、地域の高齢者や障がい者などの災害時要援護者を把握し、見守りながら緊急時には協力して助け合うことが必要との意見が出されました。その一方で、具体的に救助することを想定した際、災害時要援護者がどこにいて、どういった支援を行えばよいか分からない人が多いのでは、といった意見も出されました。

また、地域の防犯体制については、街灯が少なく暗い道路があるため、夜道が危険といった意見や、次代を担う子どもがすくすくと育っていくよう地域の見守りや、安全に遊べる場所の確保が必要といった意見も出されました。

### 取り組みの方針

災害や犯罪、交通事故等では、子どもや高齢者、障がい者等が被害に遭うことも多く、これらの災害対策や日常的な防犯対策は、行政だけの力では行き届かないところも多いため、市民や関係団体と協働して取り組むことが必要です。特に、地震や台風・ゲリラ豪雨等の風水害が発生した際は、市全域に被害を出すことが想定されるため、防災関係機関の人員不足や情報伝達が遅延し、迅速かつきめ細かな対応が不十分になる場合があります。

このため、子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動を進めます。

また、安全で住みよいまちづくりのため、「由布市地域防災計画」や「由布市安全で住みよいまちづくり条例」、「交通安全計画」等に基づき、地域の安全活動と生活環境の整備を進め、防犯・防災・交通安全の保持等の未然防止を図ります。

取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防犯や防災の意識を持ち、災害や犯罪・事故から身を守るための方法を身につけましょう。</li> <li>◆ 子どもの見守りや自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。</li> <li>◆ 地域の高齢者や障がい者等の支援を要する人に配慮し、災害時には協力しましょう。</li> <li>◆ 不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。</li> </ul>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の関係団体が連携して、子どもの見守り等の防犯活動を充実しましょう。</li> <li>◆ 住民同士で助け合う自主防災組織づくりを進めましょう。</li> <li>◆ 危険箇所等の点検調査や防災訓練の実施、防災マップの作成等、地域で防災対策を講じましょう。</li> </ul>
<p>公 助 (市・社協)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 行政や民生委員・児童委員、自治区などと協力して、災害時要援護者の実態把握や災害時等の支援のしくみづくりに取り組みます。</li> <li>◆ 「由布市地域防災計画」等に基づき、防災対策を推進します。</li> <li>◆ 防犯や防災に関する情報提供と意識の啓発に取り組みます。</li> <li>◆ 視覚・聴覚・言語機能障がい者等の災害時要援護者に対し、緊急時に必要な情報を伝達できるよう、情報伝達方法に配慮します。</li> <li>◆ 子どもの見守り活動や、消防団、自主防災・防犯組織などの、地域の防犯・防災活動の育成・支援に努めます。</li> </ul>

《市・社会福祉協議会の主な具体的施策》

<p>施策 No.</p>	<p>施策名</p>	<p>施策概要</p>	<p>今後の方向性</p>	<p>主な担当部署</p>
<p>94</p>	<p>「地域防災計画」の推進</p>	<p>防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関・市民等の協力を得て、各種災害に関する訓練等に努める。</p>	<p>地域のみならず、関係機関・団体や学校等とも連携を深め、協働して防災教育や訓練を推進する。</p>	<p>防災安全課</p>
<p>95</p>	<p>「国民保護計画」の推進</p>	<p>武力攻撃事態等において、警報の伝達や避難指示の伝達、避難住民の誘導等の訓練に努める。</p>	<p>県と協働した取り組みを進めるとともに、防災情報伝達システムの整備を行う。</p>	<p>防災安全課</p>
<p>96</p>	<p>「交通安全計画」の推進</p>	<p>家庭・職場・地域に根ざした交通安全運動を推進するための啓発活動や交通安全団体の育成・強化を図る。</p>	<p>計画に基づき、交通安全対策を推進する。</p>	<p>防災安全課</p>

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
97	自主防災組織の育成	災害を未然に防止したり、被害を最小限に抑え住民相互の連帯感の育成に努める。	地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が重要なことから、各自治区1名ずつの防災士の養成を推進する。	防災安全課
98	災害時要援護者の把握・支援ネットワークづくり	民生委員・児童委員等の関係団体と連携して、一人暮らしや要介護の高齢者、障がい者等の災害時要援護者の把握に取り組むとともに、災害時支援のネットワークづくりについて検討していく。	関係機関との連携や、個人情報取り扱い、協力員の選任等、災害時に実効性のある活動ができるよう検討を行いながら支援ネットワークづくりを進める。	福祉対策課 社会福祉協議会
99	防災情報伝達システムの整備	災害が発生した場合、災害情報等を住民に対して、迅速かつ正確に伝えるための伝達システムの構築に向けた調査・検討を行い、整備に努める。	ラジオを活用した市全域への情報伝達が可能となるよう電波塔の調査を行い、防災ラジオの整備に取り組む。	防災安全課
100	消防団員の確保	「機能別消防団員」の確保並びに「消防団協力事業所表示制度」により、事業所の消防団活動への一層の理解・協力を促進する。	消防団協力事業所表示制度については、引き続き事業所への理解・協力依頼を行う。	防災安全課
101	災害救援物資支給	日本赤十字社と連携して、災害被災者に対して毛布や日常生活用品等の支給を行う。	災害被災者に対する災害救援物資等の支給を行う。	福祉対策課 地域振興課
102	自主防犯組織の育成	地域の自主防犯組織の設立相談、研修体制を検討する。	今後も継続して検討する。	防災安全課
103	防犯関係機関との連携	地域の防犯体制充実のため、関係機関との連携を図る。	大分南署や大分南地区防犯協会と連携し、防犯体制の充実を図る。	防災安全課
104	学校における安全管理（学校安全ボランティア等）	「一人下校0運動」を進めるとともに、全学校に地域ボランティアを配備し、下校を中心に地域で子どもを守るためのパトロールや声かけ活動を促進する。	地域組織の協力を得ながら今後も継続して体制整備を行う。	学校教育課 社会福祉協議会
105	交通安全団体の育成	交通安全団体に交通安全情報を提供し、各団体の連携を図る。	大分南署等の関係機関と連携し、交通安全大会の開催、交通事故抑止に努める。	防災安全課

## 取り組み2 人にやさしいまちづくりの推進

### 現状と課題 ～アンケート調査や関係団体ヒアリングから～

高齢者や障がい者、子ども等をはじめ、すべての市民が安心・安全かつ快適に生活するためには、道路や各種施設等がだれにとっても利用しやすい住環境であることも大切な要素です。

アンケート調査においても、外出の際にさまざまな困難が生じており、交通手段の確保や、道路や歩道、駅周辺、公共施設等のバリアフリー化を求める声が多く寄せられています。

また、関係団体ヒアリングにおいては、外出に支援を要する高齢者や障がい者等の外出機会が減っており、閉じこもる人が増えているとの指摘もありました。

### 取り組みの方針

高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が安心して快適に生活できるよう、道路や公共施設、住居等の生活環境を整備・改善し、「人にやさしいまちづくり」を進めていくことが必要です。

このため、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて、道路や公共施設をはじめとした生活環境の計画的な整備に取り組むとともに、高齢者や障がい者などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

また、このようなハード面の整備を行っても、市民の理解・協力なしには「人にやさしいまちづくり」は進みません。地域や学校等と連携して市民に対する啓発・教育を行うなど、「心のバリアフリー」に取り組み、物と心両面でのやさしいまちづくりを進めます。

### 取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境美化活動など、人にやさしく美しいまちづくりに参加しましょう。</li> <li>◆ 高齢者・障がい者等の移動や外出支援のボランティアに積極的に参加しましょう。</li> <li>◆ 危険な道路や使用に支障のある施設等、改善への意見・要望を出しましょう。</li> <li>◆ バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を理解し、マナーを守りましょう（点字ブロック上に駐輪しない、障がい者用駐車スペースを健常者が利用しないなど）。</li> </ul>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 商店・事業所等を含めた、様々な人が利用する施設等は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて、施設等の整備を行いましょう。</li> </ul>

<b>公 助 (市・社協)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 福祉バスの運行や移動・外出支援を行うボランティアの育成・支援に努めます。</li> <li>◆ ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方について、情報提供と周知に努めます。</li> <li>◆ 道路や公共施設等について、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて、計画的に整備していきます。</li> <li>◆ 高齢者や障がい者の在宅生活を支えるため、公共交通の確保やコミュニティバスの運行等の市民の移動手段の確保に努めます。</li> </ul>
-----------------------	---

《市・社会福祉協議会の主な具体的施策》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性	主な担当部署
106	ユニバーサルデザインの生活環境づくりの推進	高齢者や障がい者などが安心して住みやすいユニバーサルデザインの住環境づくり推進に努める。	高齢者や障がい者などが安心して生活できるようにユニバーサルデザインの啓発に努め、すべての人との共生を目指す。	福祉対策課
107	ユニバーサルデザインによる道路の整備促進	子どもから高齢者まで、すべての人に配慮した道路の整備促進に努める。	今後も調査を行いながら、優先順位を決めて整備を進めるなど、引き続き検討を行う。	建設課
108	バリアフリーによる道路環境の改善	道路の段差解消や歩道設置等、道路環境の改善を図る。	今後も継続して実施する。	建設課
109	公営住宅の維持管理・改善	既存の公営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、必要な改善・改修を行う。	今後も継続して実施する。	建設課
110	由布市コミュニティバス運行事業	コミュニティバス運行により、交通空白地域の市民の移動手段を確保する。	利用者が少ない路線の運行形態の見直し等を行う。	総合政策課
111	公共交通の確保	鉄道、バス、タクシーなどを運営する企業等と協議し、効率的なバス路線の検討やJRの利便性の向上を図り、公共交通機関の利用促進に努める。	JR等関係交通機関と連携しながら交通機関の利用促進に努める。	総合政策課
112	福祉バス運行	老人クラブや障がい者団体等の福祉関係団体の活動支援として、各種行事の際に福祉バスを運行する。	今後も継続して実施する。	社会福祉協議会

■第2部 各論■

基本目標4 安心安全なまちづくり

---

**第3部**  
**計画推進に**  
**向けて**



## 1 市民との協働

基本方針にも示したとおり、この計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、本計画に基づき、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市民・関係団体等との協働が不可欠となります。

このため、計画推進にあたっては、行政及び社会福祉協議会と、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等とが協働して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。

## 2 市と社会福祉協議会との連携

この計画は市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であることから、推進に際しても、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取り組みを進めていきます。

## 3 計画の進行管理

この計画は、健康福祉施策に関わる個別分野の計画に共通する、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、社会福祉協議会をはじめ、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。

このため、計画の進行管理にあたっては、それぞれの担当部署で、年度ごとの進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に努めていきます。

## 4 計画内容や進捗状況の周知

この計画を推進するためには、市民や関係団体等が計画の内容を知り、行動してもらうことが必要です。

このため、広報紙やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗状況に関わる情報についても、広く周知するよう努めます。



## 5 社会福祉協議会・行政の主な具体的施策の年次計画

### 基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり

NO	施策名	年次計画				
		H25	H26	H27	H28	H29
1	自治公民館活動及び育成の支援	○	○	○	○	○
2	公立公民館まつりの開催	○	○	○	○	○
3	放課後児童健全育成事業	○	◎	○	○	○
4	学校・家庭・地域の協働	◎	○	○	○	○
5	保育所地域活動事業	○	○	○	○	○
6	児童館事業	○	○	○	○	○
7	地域支え合い事業	○	○	○	○	○
8	地域・郷土を愛する心の育成（学校教育）	◎	◎	◎	◎	◎
9	ふれあいいきいき健康サロン	○	○	○	○	○
10	一人暮らしの集い	○	○	○	○	○
11	男性料理教室	○	○	○	○	○
12	各種スポーツ大会	○	○	○	○	○
13	由布市スポーツレクリエーション大会	○	○	○	○	○
14	健康立市の推進	○	○	○	○	○
15	「人権教育・啓発基本計画」の推進	○	○	○	○	○
16	人権に関する学習機会提供・活動支援	○	○	○	○	○
17	「いのちの循環を大切にする市民会議」の推進	○	○	○	○	○
18	公民館教室	○	○	○	○	○
19	「男女共同参画プラン」の推進	○	○	○	○	○
20	社会福祉大会	○	○	○	○	○
21	地域福祉講座	○	○	○	○	○
22	人権協会の活動支援	○	○	○	○	○
23	青少年ボランティアサポートセンターの機能充実	○	○	○	○	○
24	ボランティア連絡協議会の組織強化・活動支援	○	○	○	○	○
25	災害時ボランティアの確保	○	○	○	○	○
26	ボランティアコーディネーター	○	○	○	○	○
27	ボランティア保険の加入促進	○	○	○	○	○
28	NPO活動推進支援事業	○	○	○	○	○
29	青少年のボランティア活動・地域活動等の促進	○	○	○	○	○
30	社協指定ボランティア協力校	○	○	○	○	○
31	夏休み体験ボランティア	○	○	○	○	○
32	地域人材の活用	○	○	○	○	○

（凡例：◎拡大・充実／ ○継続／ △検討・実施準備・見直し）

NO	施策名	年次計画				
		H25	H26	H27	H28	H29
33	ファミリーサポートセンター事業	○	◎	○	○	○
34	シルバー友愛訪問	○	○	○	○	○
35	有償ボランティア事業	○	○	○	○	○
36	地域のつながり促進事業	◎	○	○	○	○
37	民生委員・児童委員の活動支援	○	○	○	○	○
38	福祉推進員制度の推進	◎	○	○	○	○
39	食生活改善推進員組織育成	○	○	○	○	○
40	ヘルスアップリーダーの組織育成	○	○	○	○	○
41	老人クラブの活動支援	○	○	○	○	○
42	障がい者関係団体の活動支援	○	○	○	○	○
43	子育て地域組織活動育成事業	○	◎	○	○	○
44	青少年健全育成関連団体の育成・支援	○	○	○	○	○
45	次世代育成支援対策地域協議会の設置	○	◎	△	△	△
46	要保護児童対策協議会の設置	○	○	○	○	○
47	社会教育・生涯学習関係団体等の育成・支援	○	○	○	○	○
48	社会福祉協議会と行政との連携	○	○	○	○	○
49	社協だより・リーフレットの発行	○	◎	○	○	○
50	社会福祉協議会専門職の資質向上	○	○	○	○	○
51	社会福祉協議会役員の資質向上	○	○	○	○	○
52	歳末たすけあい配分事業	○	○	○	○	○

(凡例：◎拡大・充実／ ○継続／ △検討・実施準備・見直し)

## 基本目標2 支えあいのしくみづくり

NO	施策名	年次計画				
		H25	H26	H27	H28	H29
53	由布コミュニティ（地域の底力再生）事業	○	○	○	○	○
54	コミュニティ組織の育成強化	◎	○	○	○	○
55	小地域福祉ネットワークの確立	○	○	○	○	○
56	要支援者の実態把握	○	○	○	○	○
57	高齢者見守支援事業	○	○	○	○	○
58	介護者の集い	○	○	○	○	○
59	自治公民館等整備の支援	○	○	○	○	○
60	公立公民館の管理運営及び施設整備	○	○	○	○	○
61	由布市地域福祉センター整備事業	○	○	○	○	○
62	地域交流センター整備事業	○	○	○	○	◎
63	指定管理者制度の推進	○	○	○	○	○

(凡例：◎拡大・充実／ ○継続／ △検討・実施準備・見直し)

**基本目標3** 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり

NO	施策名	年次計画				
		H25	H26	H27	H28	H29
64	広報活動の推進	○	○	○	○	○
65	ブロードバンド提供地域の拡大	○	○	○	○	○
66	手話講習会	○	○	○	○	○
67	総合相談支援	○	○	○	○	○
68	心配ごと相談	○	○	○	○	○
69	地域包括支援センター事業（ケアマネジメント等）	○	○	○	○	○
70	高齢者総合相談	○	○	○	○	○
71	障害者相談支援事業	○	○	○	○	○
72	地域子育て支援拠点事業	○	○	○	○	○
73	精神保健医療制度相談	○	○	○	○	○
74	家庭児童相談事業	○	○	○	○	○
75	母子自立支援員事業	○	○	○	○	○
76	DV関係等相談事業	○	○	○	○	○
77	低所得者等に対する相談対応	○	○	○	○	○
78	介護・高齢者保健福祉サービスの充実	○	○	○	○	○
79	障がい者福祉サービスの充実	○	○	○	○	○
80	次世代育成支援地域行動計画の推進	○	○	△	△	△
81	「子ども・子育て支援事業計画」の策定	○	○	○	○	○
82	福祉サービス従事者の確保・養成	○	○	○	○	○
83	地域福祉従事者の連携	◎	◎	◎	◎	◎
84	親子ふれあい事業	○	○	○	○	○
85	車いす・ベッド貸出	○	○	○	○	○
86	高齢者配食サービス事業	○	○	○	○	○
87	社会福祉協議会生活福祉資金貸付	○	○	○	○	○
88	成年後見制度の啓発	○	○	○	○	○
89	日常生活自立支援事業	○	○	○	○	○
90	賢く自立した消費者づくりの推進	○	○	○	○	○
91	消費生活に関する苦情・相談窓口の充実	○	○	○	○	○
92	悪質商法等に関する消費者教育	○	○	○	○	○
93	消費者意識の高揚と知識の向上	○	○	○	○	○

（凡例：◎拡大・充実／ ○継続／ △検討・実施準備・見直し）

**基本目標4** 安心安全なまちづくり

NO	施策名	年次計画				
		H25	H26	H27	H28	H29
94	「地域防災計画」の推進	○	○	○	○	○
95	「国民保護計画」の推進	○	○	○	○	○
96	「交通安全計画」の推進	○	○	○	○	○
97	自主防災組織の育成	○	○	○	○	○
98	災害時要援護者の把握・支援ネットワークづくり	○	○	○	○	○
99	防災情報伝達システムの整備	◎	○	○	○	○
100	消防団員の確保	○	○	○	○	○
101	災害救援物資支給	○	○	○	○	○
102	自主防犯組織の育成	○	○	○	○	○
103	防犯関係機関との連携	○	○	○	○	○
104	学校における安全管理（学校安全ボランティア等）	○	○	○	○	○
105	交通安全団体の育成	○	○	○	○	○
106	ユニバーサルデザインの生活環境づくりの推進	○	○	○	○	○
107	ユニバーサルデザインによる道路の整備促進	○	○	○	○	○
108	バリアフリーによる道路環境の改善	○	○	○	○	○
109	公営住宅の維持管理・改善	○	○	○	○	○
110	由布市コミュニティバス運行事業	○	○	○	○	○
111	公共交通の確保	○	○	○	○	○
112	福祉バス運行	○	○	○	○	○

（凡例：◎拡大・充実／ ○継続／ △検討・実施準備・見直し）



資料編



## 1 計画策定の経緯

期日	議題
平成 24 年 8 月 30 日	庁内ワーキング会議（第 1 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の主旨について</li> <li>・ アンケート調査票の検討</li> <li>・ 関係団体ヒアリング対象団体の選出</li> </ul>
平成 25 年 1 月 25 日	庁内ワーキング会議（第 2 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画骨子案の検討</li> </ul>
平成 25 年 1 月 29 日	計画策定委員会（第 1 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画骨子案の検討</li> </ul>
平成 25 年 2 月 15 日	庁内ワーキング会議（第 3 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画原案の検討</li> </ul>
平成 25 年 2 月 22 日	計画策定委員会（第 2 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画原案の検討</li> </ul>
平成 25 年 3 月 18 日	庁内ワーキング会議（第 4 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画原案の検討</li> </ul>
平成 25 年 3 月 21 日	計画策定委員会（第 3 回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画原案の検討</li> </ul>

## 2 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成24年6月1日

由布市告示第58号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、由布市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な事項を調査、検討し、市民等の意見を反映させるため、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健経験者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民関係団体
- (5) 市社会福祉協議会代表
- (6) 市職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことが出来ない。

(ワーキング会議)

第6条 委員会の下に、次に掲げる事務を処理するため、関係課職員等による由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定庁内ワーキング会議(以下「ワーキング会議」という。)を置く。

- (1) 委員会が調査審議を行う際に必要となる事務
  - (2) 計画に関する事務
  - (3) その他委員長が必要と認める事務
- 2 ワーキング会議は、計画に係るその他の各種計画の主管課職員で当該主管課長が推薦する者、市社会福祉協議会事務局長が推薦する者その他委員長が必要と認める者で組織する。
  - 3 ワーキング会議は、福祉対策課長が招集し、会務を総括する。

4 福祉対策課長はワーキング会議の結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に定める所掌事務に関し、その進捗状況を、市長に報告するものとする。

2 委員長は、当該所掌事務が完了したときは、完了報告書を作成し、市長に報告するものとする。

(謝金の支払)

第9条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払うことができるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉事務所福祉対策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

### 3 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

組 織	氏 名	構成団体役職名	備 考
学識経験者	小 林 華弥子	由布市議会教育民生常任委員会委員長	副委員長
医療・保健 経験者	中 山 隆	挾間町介護支援専門員協議会会長	委員
	尾 崎 任 昭	庄内町介護支援専門員協議会会長	委員
	衛 藤 省 三	湯布院町介護支援専門員協議会会長	委員
福祉関係者	岩 崎 宣 夫	由布市身体障害者福祉協議会連合会会長	委員長
	安 東 唯 信	挾間町民生児童委員協議会会長	委員
	佐 藤 嘉 勝	庄内町民生児童委員協議会会長	委員
	溝 口 康 二	湯布院町民生児童委員協議会会長	委員
	平 松 和 子	由布市主任児童委員連絡会会長	委員
	森 山 喜三郎	由布市老人クラブ連合会会長	委員
市民関係団体	後 藤 文 雄	由布市自治委員会連合会会長	委員
市社会福祉 協議会代表	後 藤 哲 三	由布市社会福祉協議会事務局長	委員
	目 野 直 文	由布市社会福祉協議会挾間事務所所長	委員
	吉 野 宗 男	由布市社会福祉協議会湯布院事務所所長	委員
市職員	衛 藤 義 夫	健康福祉事務所所長	委員
	足 達 邦 彦	学校教育課参事	委員
	麻 生 清 美	健康増進課課長補佐（保健師）	委員

## 4 地域福祉についてのアンケート調査結果概要

### (1) 調査の目的

この調査は、「由布市地域福祉・地域福祉活動計画」の見直し、改定の基礎資料とするため、地域福祉に関する市民意識や地域での支え合いの状況、地域活動の実態、日常生活での課題や問題点等を把握することを目的として実施した。

### (2) 調査設計及び回収結果

調査対象者	市内にお住まいの20歳以上の方
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収
調査数	3,500人
有効回収数(有効回収率)	1,436人(41.0%)
調査期間	平成24年9月14日(金)～平成24年10月9日(火) (回収予備期間を含む)

#### 【居住地区別回収結果】

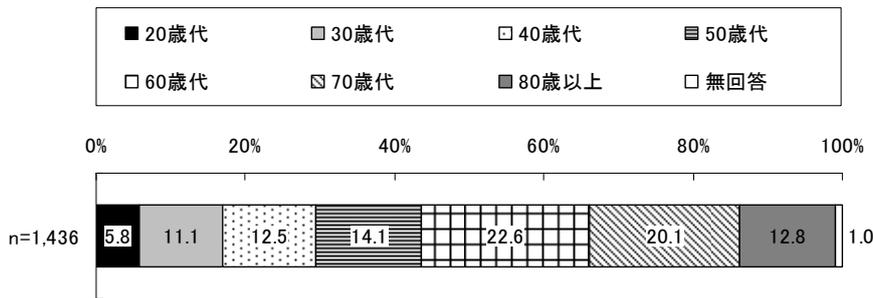
	小学校区	人数	構成比
挾間地区	石城小学校	56人	3.9%
	由布川小学校	204人	14.2%
	挾間小学校	301人	21.0%
	谷小学校	61人	4.2%
庄内地区	阿蘇野小学校	26人	1.8%
	阿南小学校	61人	4.2%
	大津留小学校	27人	1.9%
	西庄内小学校	114人	7.9%
	東庄内小学校	77人	5.4%
	南庄内小学校	51人	3.6%
湯布院地区	由布院小学校	326人	22.7%
	湯平小学校	45人	3.1%
	川西小学校	22人	1.5%
	塚原小学校	14人	1.0%
その他		19人	1.3%
	無回答	32人	2.2%
	合計	1436人	100.0%

### (3) 調査結果

#### 本人の状況について

##### 問2 年齢

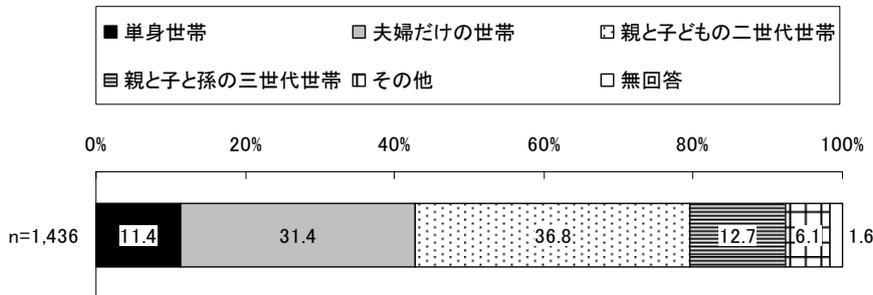
●年齢は60歳代が最多(22.6%)●



「60歳代」(22.6%)が最も多く、次いで「70歳代」(20.1%)、「50歳代」(14.1%)となっている。

##### 問5 世帯構成

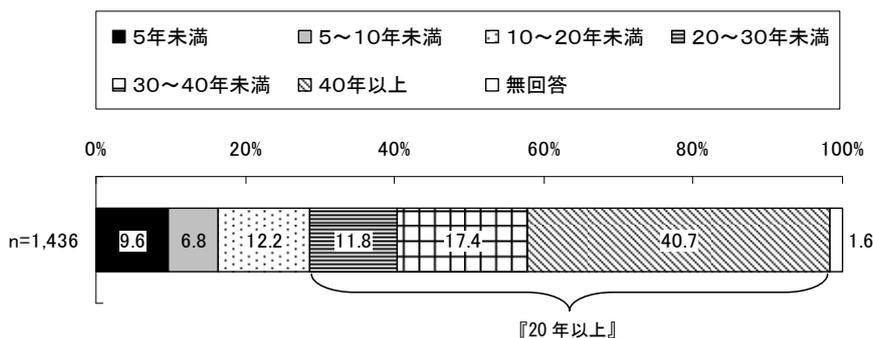
●世帯構成は親と子どもの二世帯世帯が最多(36.8%)●



世帯構成は「親と子どもの二世帯世帯」(36.8%)が最も多く、次いで「夫婦だけの世帯」(31.4%)となっている。

##### 問7 居住年数

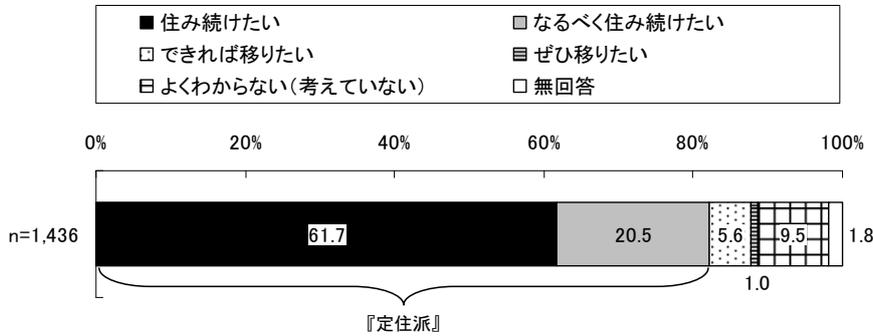
●居住年数は40年以上が最多(40.7%)●



居住年数は、由布市に20年以上住んでいる人が全体の7割弱(69.9%)を占めており、なかでも「40年以上」(40.7%)が最も多くなっている。

問9 定住意向

●『定住派』は82.2%●

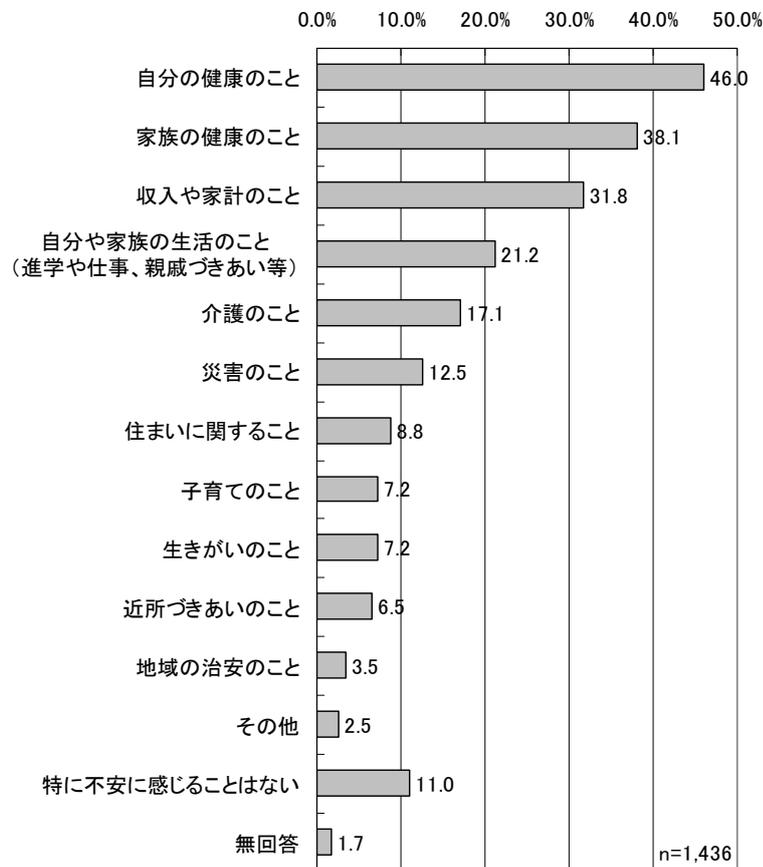


由布市での定住意向は、「住み続けたい」(61.7%)が最も多く、「なるべく住み続けたい」(20.5%)と合わせた『定住派』は82.2%を占めており、定住意向は強い水準にある。

日常生活について

問10 日常生活上の悩みや不安

●「自分の健康のこと」(46.0%)が最多●

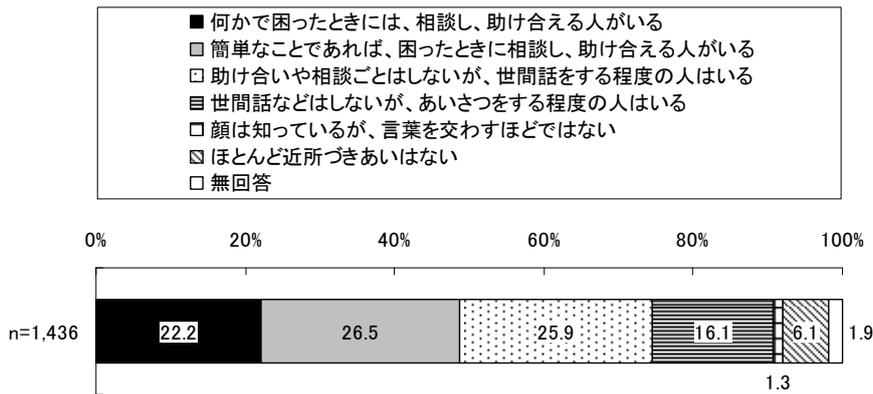


日常生活上の悩みや不安は、「自分の健康のこと」(46.0%)が最も多く、次いで「家族の健康のこと」(38.1%)、「収入や家計のこと」(31.8%)となっている。

## 地域での生活について

### 問 1 2 近所づきあいの程度

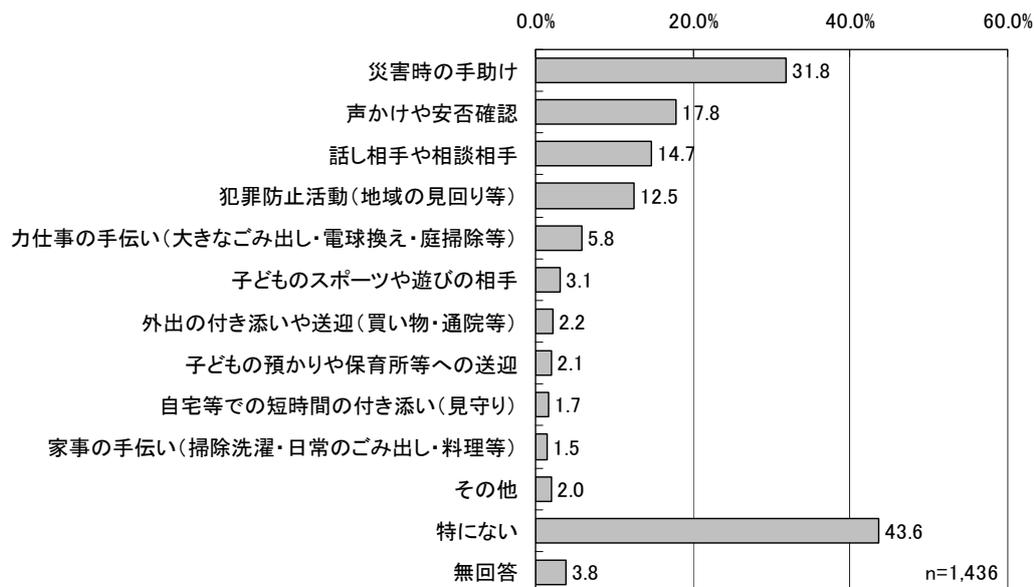
- 「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」(26.5%) が最多 ●



近所づきあいの程度は、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」(26.5%) が最も多く、次いで「助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はい」(25.9%)、「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」(22.2%) となっている。

### 問 1 5 となり近所の人に手助けしてほしいこと

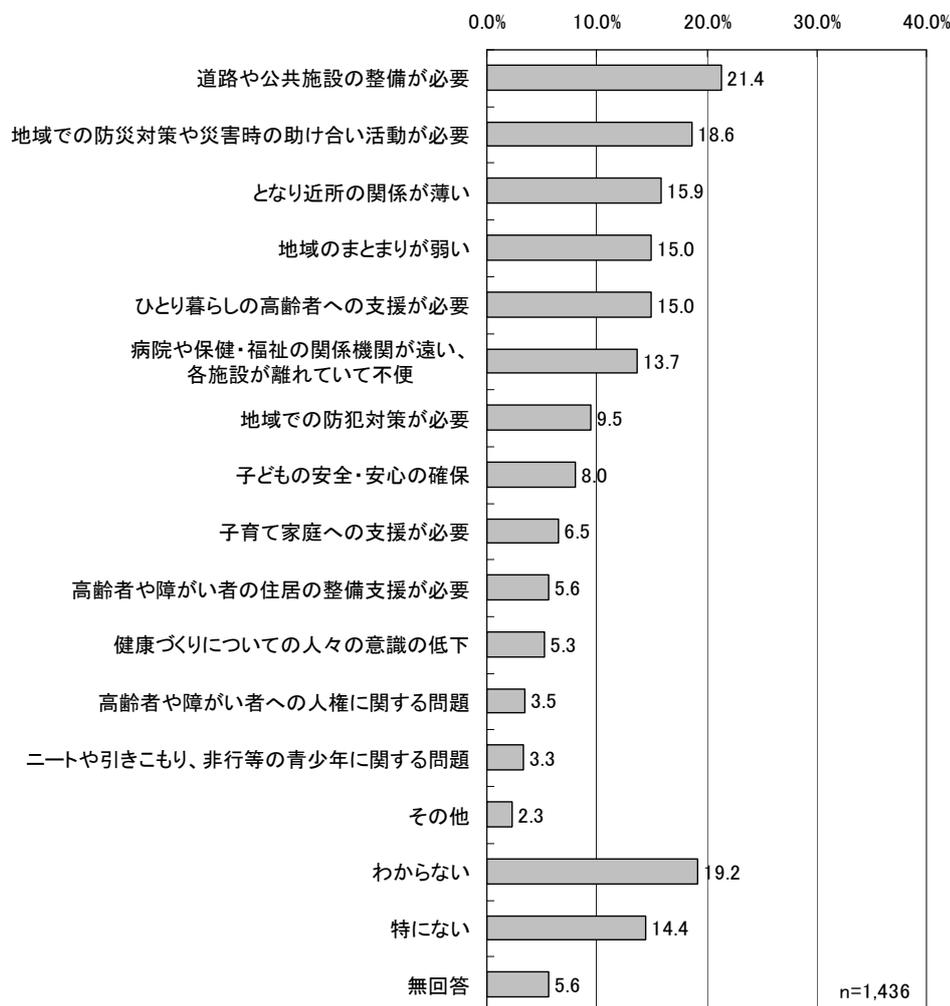
- となり近所の人に手助けしてほしいことは、「特にない」(43.6%) が最多 ●



となり近所の人に手助けしてほしいことは、「特にない」を除く具体的な内容では、「災害時の手助け」(31.8%) が最も多く、次いで「声かけや安否確認」(17.8%)、「話し相手や相談相手」(14.7%) となっている。

問 17 地域の課題・問題点

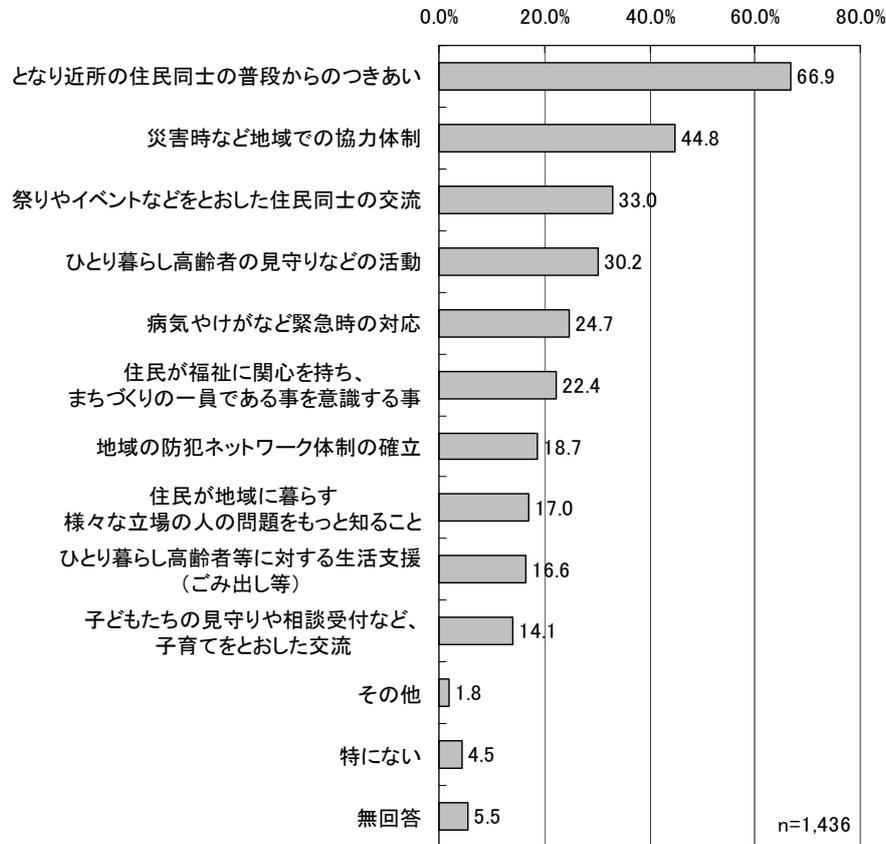
●地域の課題・問題点は、「道路や公共施設の整備が必要」(21.4%)が最多●



地域の課題・問題点は、「わからない」「特にない」を除く具体的内容では、「道路や公共施設の整備が必要」(21.4%)が最も多く、次いで「地域での防災対策や災害時の助け合い活動が必要」(18.6%)、「となり近所の関係が薄い」(15.9%)となっている。

問19 「支え合う地域づくり」のために地域が取り組むべきこと

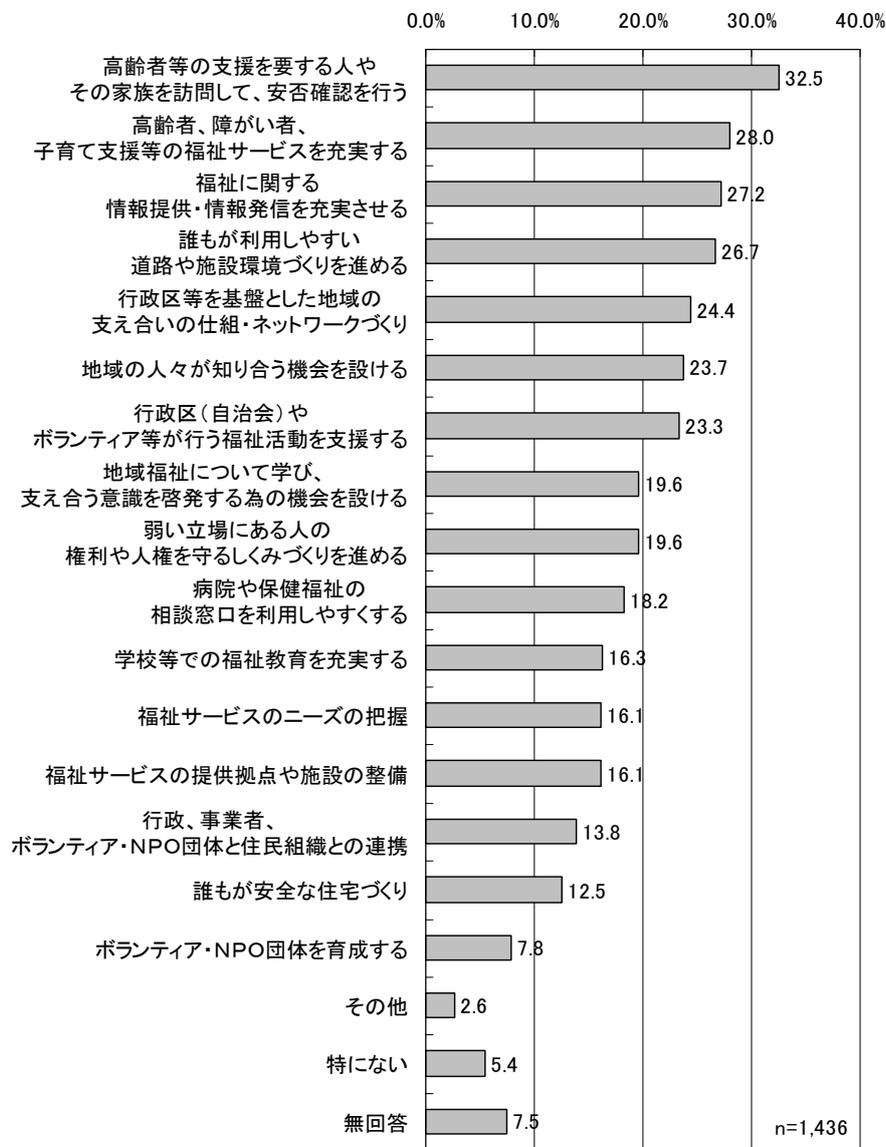
● 「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」(66.9%) が最多 ●



「支え合う地域づくり」のために地域が取り組むべきことは、「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」(66.9%) が最も多く、次いで「災害時など地域での協力体制」(44.8%)、「祭りやイベントなどをおとした住民同士の交流」(33.0%)、「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」(30.2%) となっている。

問20 「支え合う地域づくり」等のために行政が行うべきこと

● 「高齢者等の支援を要する人やその家族を訪問して、安否確認を行う」(32.5%) が最多 ●

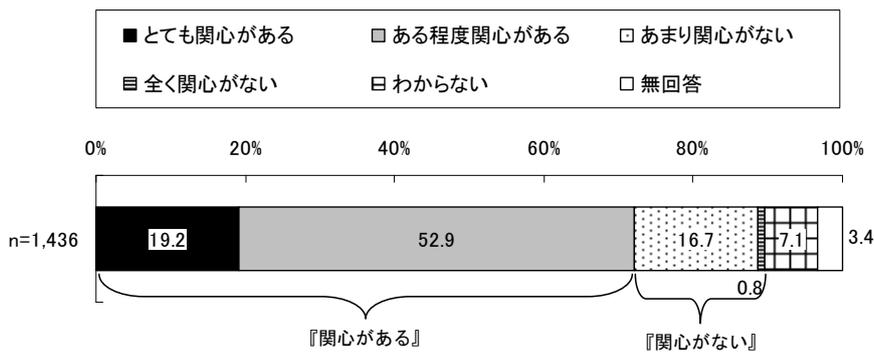


「支え合う地域づくり」等のために行政が行うべきことは、「高齢者等の支援を要する人やその家族を訪問して、安否確認を行う」(32.5%) が最も多く、次いで「高齢者、障がい者、子育て支援等の福祉サービスを充実する」(28.0%)、「福祉に関する情報提供・情報発信を充実させる」(27.2%) となっている。

## 福祉に関する意識について

### 問 2 1 福祉への関心

- 『関心がある』は 72.1% ●

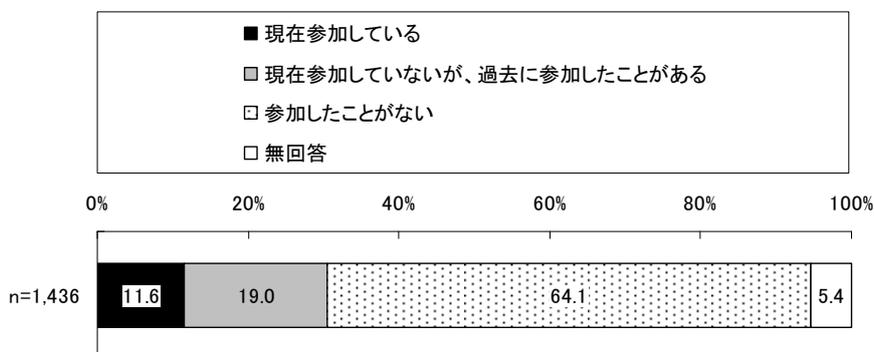


福祉への関心は、「ある程度関心がある」(52.9%)が最も多く、「とても関心がある」(19.2%)と合わせた『関心がある』は72.1%となっており、「あまり関心がない」(16.7%)と「全く関心がない」(0.8%)を合わせた『関心がない』(17.5%)を大幅に上回っている。

## 地域活動、ボランティア活動等について

### 問 2 4 ボランティア活動への参加状況

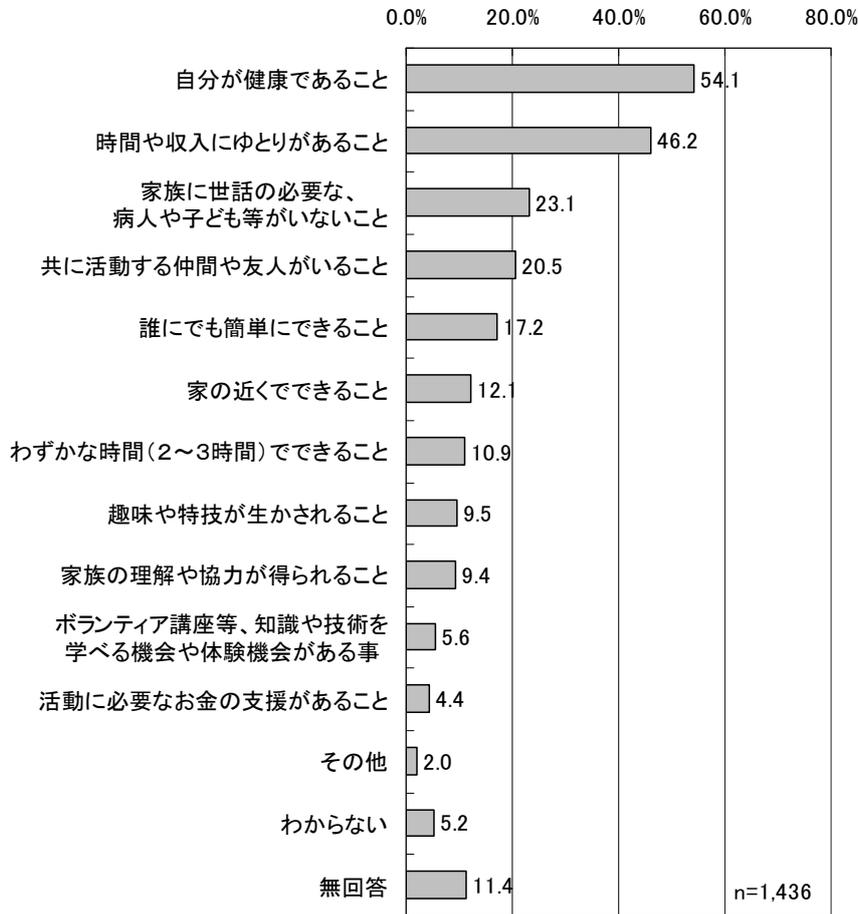
- ボランティア活動への参加状況は、「参加したことがない」(64.1%)が最多 ●



ボランティア活動への参加状況は、「参加したことがない」(64.1%)が最も多く、次いで「現在参加していないが、過去に参加したことがある」(19.0%)となっている。

問 2 6 ボランティア活動促進のために必要な条件

● ボランティア活動促進のために必要な条件は、「自分が健康であること」(54.1%) が最多 ●

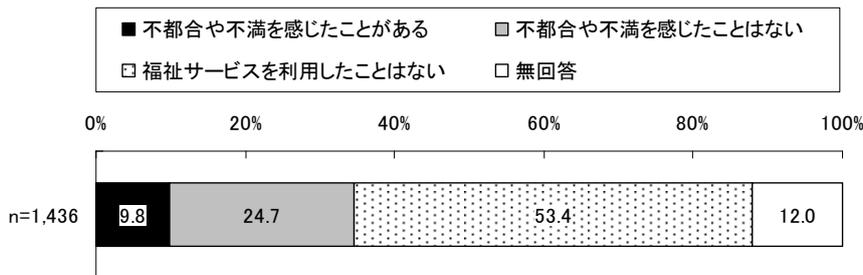


ボランティア活動促進のために必要な条件は、「自分が健康であること」(54.1%) が最も多く、次いで「時間や収入にゆとりがあること」(46.2%)、「家族に世話の必要な、病人や子ども等がないこと」(23.1%)、「共に活動する仲間や友人がいること」(20.5%) となっている。

## 福祉サービスについて

### 問 2 8 福祉サービス利用時に不都合・不満を感じた経験

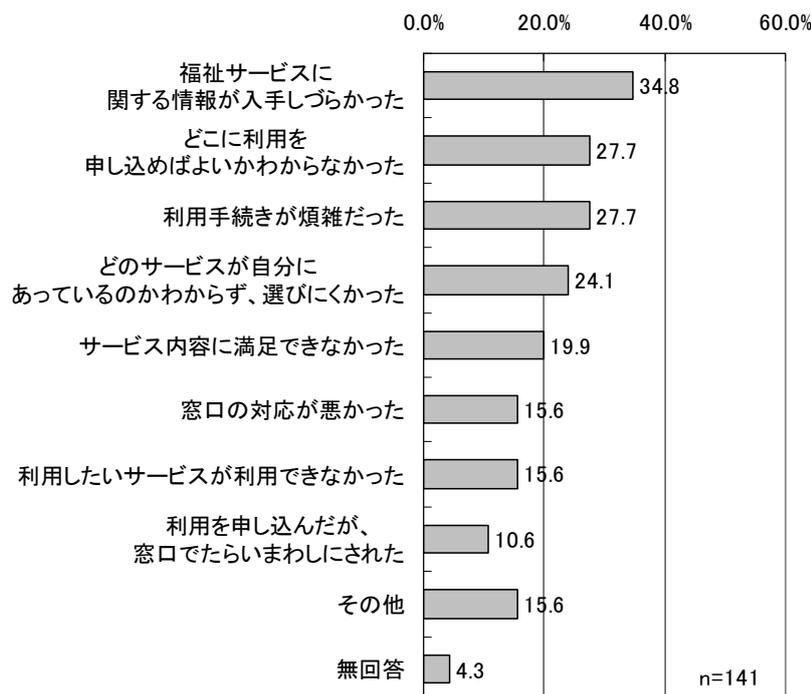
- 「福祉サービスを利用したことはない」が 53.4% ●



福祉サービス利用時に不都合・不満を感じた経験は、「不都合や不満を感じたことがある」が 9.8%、「不都合や不満を感じたことはない」が 24.7%となっている。一方、「福祉サービスを利用したことはない」(53.4%) は過半数を占めている。

### 問 2 8 - 1 不都合・不満の内容

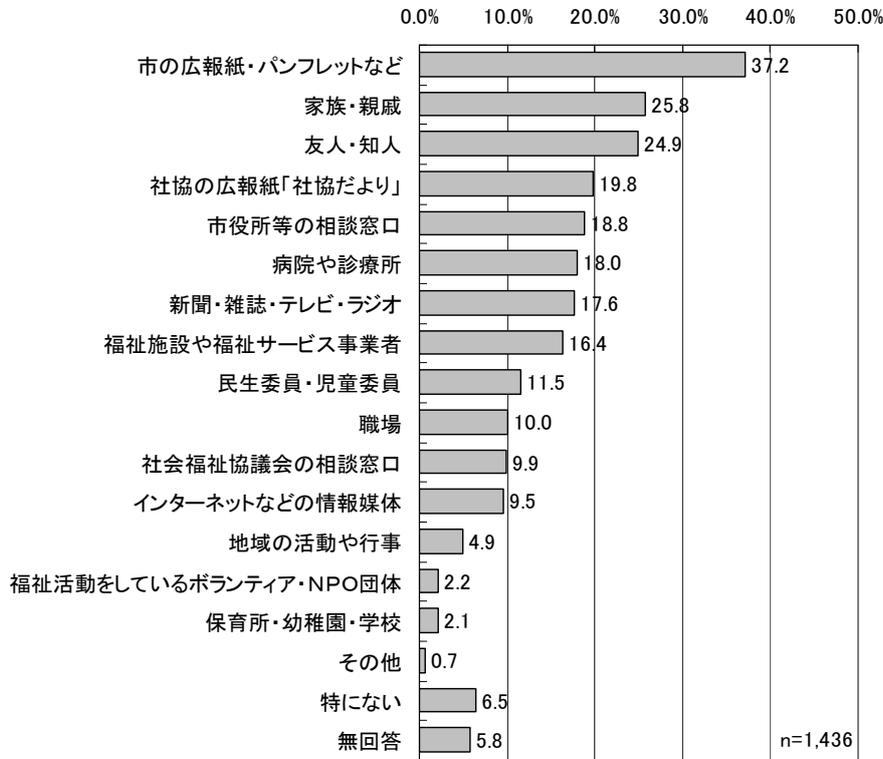
- 福祉サービス利用時の不都合・不満の内容は、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」(34.8%) が最多 ●



福祉サービス利用時に不都合や不満を感じたことがある人(141人)に、不都合・不満の内容をたずねたところ、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」(34.8%) が最も多く、次いで「どこに利用を申し込めばよいかわからなかった」「利用手続きが煩雑だった」(いずれも 27.7%) となっている。

問 2 9 福祉に関する情報の入手先

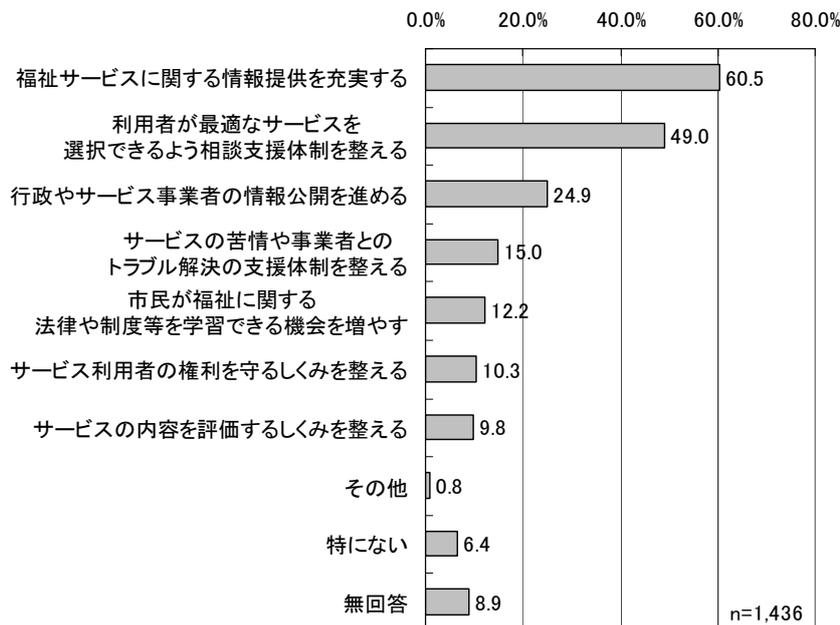
●福祉に関する情報の入手先は、「市の広報紙・パンフレットなど」(37.2%)が最多●



福祉に関する情報の入手先は、「市の広報紙・パンフレットなど」(37.2%)が最も多く、次いで「家族・親戚」(25.8%)、「友人・知人」(24.9%)、「社協の広報紙「社協だより」」(19.8%)となっている。

問 3 0 利用者本位の福祉サービスのために市が取り組むべきこと

●「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(60.5%)が最多●

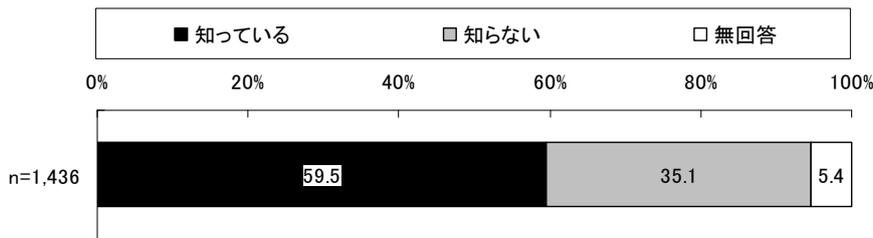


利用者本位の福祉サービスのために市が取り組むべきことは、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(60.5%)が最も多く、次いで「利用者が最適なサービスを選択できるよう相談支援体制を整える」(49.0%)、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」(24.9%)となっている。

## 防災（災害）について

### 問34 災害時の避難場所の認知度

●災害時の避難場所の認知度は、「知っている」が59.5%●

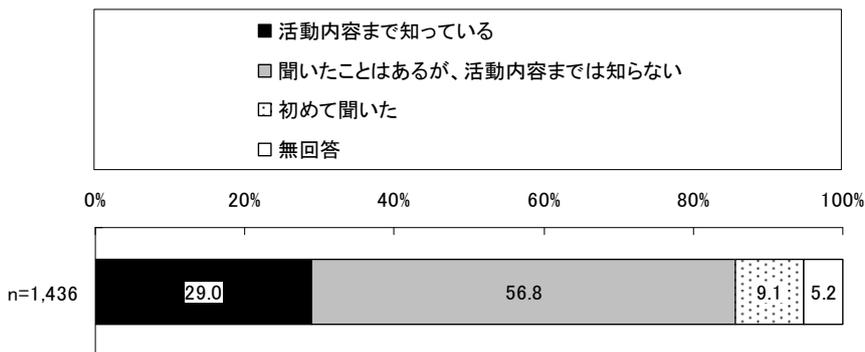


災害時の避難場所の認知度は、「知っている」が59.5%、「知らない」が35.1%となっており、「知っている」人が過半数を占めている。

## 福祉全般について

### 問39 由布市社会福祉協議会の認知度

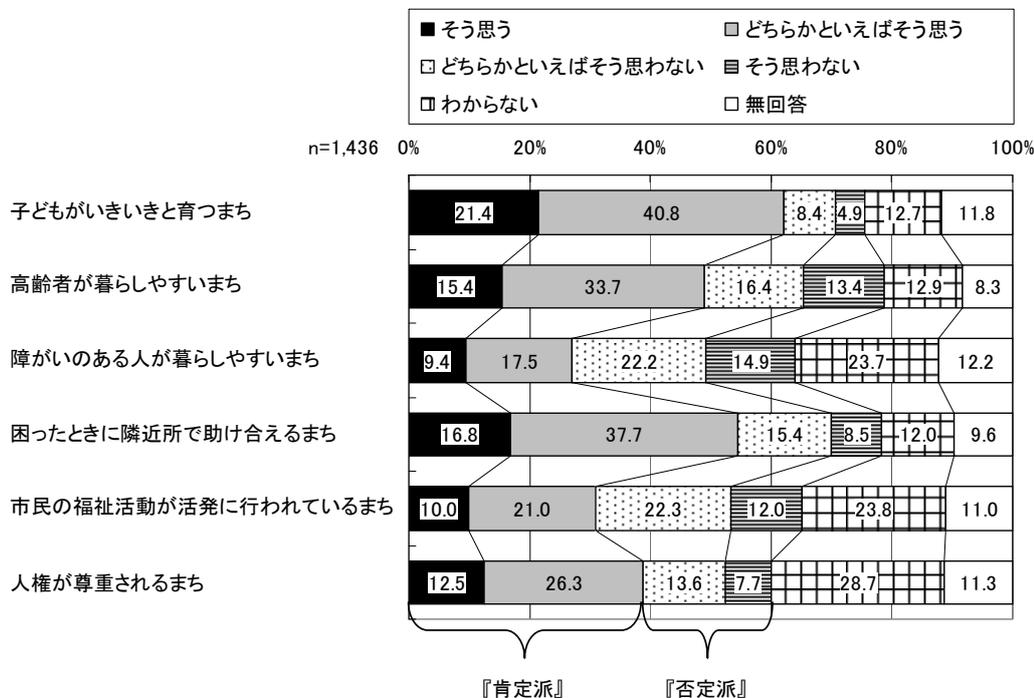
●社会福祉協議会の認知度は、「聞いたことはあるが、活動内容までは知らない」(56.8%)が6割弱●



由布市社会福祉協議会の認知度は、「聞いたことはあるが、活動内容までは知らない」(56.8%)が6割弱を占めている。

問 4 1 由布市の印象

● 『肯定派』は「子どもがいきいきと育つまち」が最多 (62.2%) ●



由布市の印象を『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と『否定派』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）に整理すると、『肯定派』の割合は、「子どもがいきいきと育つまち」（62.2%）をはじめ、「困ったときに隣近所で助け合えるまち」（54.5%）でそれぞれ過半数を占めており、これらの印象が強い。一方、『否定派』の割合は、「障がいのある人が暮らしやすいまち」（37.1%）、「市民の福祉活動が活発に行われているまち」（34.3%）等で高くなっており、これらの印象は弱い。

## 5 用語解説

### あ

#### ■ NPO

英語の Non Profit Organization の略。民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、共同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で、営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的にした団体。

#### ■ NPO 法人

NPO のうち、特定非営利活動促進法（NPO 法）の規定によって成立した法人のこと。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

### か

#### ■ 介護福祉士

専門的知識及び技能をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障のある人に対して、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその人及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業務とする国家資格を有する専門職。

#### ■ 介護保険法

介護を必要とする高齢者が急増する中、少子化・核家族化といった問題もあり、家族だけで介護を行うことが困難な状況において、介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える新しいしくみとしての介護保険制度について定めた法律。国民年金・健康保険に並ぶ新しい社会保険制度として、平成 12 年 4 月から施行。

#### ■ 機能別消防団員

能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団活動を補完する役割を期待されている。

#### ■ 協働

行政と市民や事業者など地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のためお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。

## ■ ケアマネジメント・ケアマネジャー

「ケアマネジメント」とは、広義の意味では、援助を必要とする人（高齢者や障がい者など）に対して、その人のニーズを充足するために、福祉や保健、医療等のサービス、また、家族や親戚、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源を結びつけ、自立した日常生活のために援助をしていく方法のことをいう。

また、介護保険制度上のケアマネジメントとは、介護保険サービス等に関わる相談・サービス利用計画の作成等を行い、サービスの利用を援助することであり、その業務を行う専門職を介護支援専門員（ケアマネジャー）という。

## ■ 権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障がい者等の社会的に不利な立場にある人々に対する人権侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明（代弁）すること。

## ■ ケーブルテレビ

従来のように、各家庭のアンテナで電波を受信するのではなく、ケーブルテレビ局で電波を受信し、ケーブルを通じて各家庭まで映像を届けるシステム。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にする。

## ■ 高齢者虐待防止法

65歳以上の高齢者の虐待防止、養護者に対する支援等を促進することにより、高齢者の尊厳を保持し、その権利利益を擁護することを目的とした法律。

## ■ 心のバリアフリー

高齢者、障がい者等に対する認識不足や無理解による差別、偏見、妨害行為等の「心のバリア」を取り除くこと。

## ■ 子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

## ■ コミュニティバス

市町村など自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。

## ■ コーディネイト・コーディネーター

支援を必要としている人と、支援者や社会資源を結びつけたり、関係機関・団体同士の連携を図るなど点と点を結び付けていくこと。また、その調整をする人をコーディネーターという。

# さ

## ■ 災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

## ■ 自主防災組織

地震等の大規模災害に備え、自治区や町内会単位で、いざというときの役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施などを行う、地域ぐるみでの防災害活動にあたる組織。

## ■ 自主防犯組織

防犯パトロールや児童等を犯罪から守るための活動等、自主的に防犯活動を行う組織。

## ■ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもを育成し又は育成しようとする家庭に対する支援、その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国もしくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組について定めた法律。平成 15 年 7 月に成立・公布。平成 17 年 4 月から全面施行。

## ■ 指定管理者制度

公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと。平成 15 年 9 月に施行された地方自治法改正により、それまでの管理委託制度に代えて導入された。従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者も参入できるようになった。

## ■ 児童虐待防止法

児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

## ■ 社会福祉士

専門的知識及び技能をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。

## ■ 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業に関する全分野の共通的な基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護および地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

## ■ 社会福祉法人

社会福祉法に定められている社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確保するために、公益法人とは違った組織の特別法人であり、公益事業及び収益事業を行うことができる。

## ■ 障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

## ■ 障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法）

障がい者の地域生活と就労を推進し、自立を支援する観点から、個々の法律に基づいて提供されてきた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉サービスや公費負担医療等を、共通の制度の下で一元的に提供する仕組が創設され、また、自立支援給付の対象者・内容・手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成 18 年 4 月より施行。平成 25 年 4 月からは地域生活支援事業に障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業を追加する等、障がい者の地域共生を促進するための法律として、名称を障害者総合支援法に変更し施行される。

## ■ 消費生活相談員

消費者問題に関する相談員。地域の消費者に対する啓発活動、一般的な相談に対する指導・助言及び地域の消費者情報の行政機関への連絡などを行う。

## ■ 消防団協力事業所表示制度

消防団活動に協力している事業所に対して、新たに表示証を交付し、社会的に評価する制度。消防団活動に積極的に協力する事業所等を認定することにより、事業所の消防団活動への協力が、地域への社会貢献として広く評価されると同時に、事業所の協力を通じて地域の消防・防災体制がより一層充実されることを目的としたもの。

## ■ 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が不利な契約等を結ばないよう、選任された後見人、保佐人等が本人の判断能力を補い保護する制度。

## ■ 措置

行政が対象者の意向やニーズを判断して、必要なサービスを決定すること。

# た

## ■ 第三者評価

事業者又は利用者でない第三者によりサービスの評価を行い、利用者等への情報提供を行うとともにサービスの質の向上を図ろうとするもの。

## ■ 団塊世代

終戦直後の昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）頃に出生した第一次ベビーブーム世代のこと。

## ■ 地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会です。

## ■ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー（婚約者や恋人）、その他親密な関係にある者（過去にあった者を含む）から受ける身体的、精神的、経済的、言語的な暴力及び虐待のこと。

# な

## ■ 日常生活自立支援事業

認知症のある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力に不安がある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険の利用、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

## ■ 認知症

脳の器質的異常により、いったん獲得された知能、認知機能が後天的に失われ、日常生活に支障をきたすようになった状態を指す。かつては、「痴呆（症）」という名称であったが、「痴呆」という言葉に対する誤解や偏見の解消を図るため改称された。

## は

### ■ バリアフリー

障がい者、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くこと。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味。

### ■ ブロードバンド

今までのダイヤルアップ接続（ナローバンド）に比べて、大容量のデータを高速にやり取りできる高速通信回線のこと。

### ■ 母子自立支援員

母子家庭・寡婦に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導をする。

### ■ ホームヘルパー

日常生活を営むのに支障がある高齢者、障がい者（児）等のいる家庭に派遣され、相談、助言、家事、介護など日常生活上の世話をを行う。

## ま

### ■ 民生委員・児童委員

地域住民の生活状態把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるための様々な自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をしている民間の奉仕者。

## や

### ■ ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること、またはデザインされたものを指す。

---

由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成25年3月

発行 由布市健康福祉事務所  
由布市社会福祉協議会

《由布市》

〒879-5192 由布市湯布院町川上3738番地1

(由布市役所湯布院庁舎)

電 話:0977-84-3111 FAX:0977-28-8610

《由布市社会福祉協議会》

〒879-5434 由布市庄内町庄内原365番地1

電 話:097-582-2756 FAX:097-582-2878

---